拓殖大学经营经理研究

第 95 号

2012年10月

三三		
国税徴収における いわゆるぐるぐる回りの事例研究(下)小 林 草	幹 雄	(1)
「中小企業の会計に関する基本要領」について三代川 ፲	E 秀	(35)
中国「国有株式会社」の内部者支配の特徴と分析周	志 剛	(57)
日本のエネルギー資源貿易政策(7)	幸之助	(77)
植物資源の持続的利用に関するグローバル化経営の研究 — 名古屋議定書の意義と日本の進路 —中 村 №	易一	(113)
研究ノート		
会計とは何だったのか三代川 エ	E 秀	(131)
豊かな社会と新技術金山 方	茂 雄	(145)
2011 年度 月例研究会報告		(161)
拓殖大学経営経理研究・投稿規則/執筆要領		(167)

前 号 目 次

辺	利	夫	(1)
		- 5	
田	華	誠純	(3)
地	朋	果	(29)
鍋	貞	樹	(49)
本商_	C.会詞	義所	(83)
林	幹	雄	(99)
上	幸。	と助	(149)
毛	昭	範	(181)
山	茂	雄	(205)
嶋	規	雄	(227)
			(235)
	田 地 鍋 商 林 上 毛 山 嶋	田地鍋商林上毛山嶋町 明貞会幹幸昭茂 規	地 朋 果 樹 本商工会議 本 幹 幸 昭

拓殖大学 経 営 経 理 研 究

第 95 号

拓殖大学経営経理研究所

経営経理研究 第 95 号 2012 年 10 月 pp. 1-33

〈論 説〉

国税徴収におけるいわゆる ぐるぐる回りの事例研究(下)

小 林 幹 雄

目 次

はじめに

- 1. 国税債権の一般的優先権と他の債権との優劣の基準
- 2. いわゆるぐるぐる回りが生じた場合の調整に関する国税徴収法の規定の概要
- 3. いわゆるぐるぐる回りが生じた場合の調整例と問題点及びその検討
 - 事例 1 国税徴収法 26 条が適用される場合(1)
 - 事例 2 国税徴収法 26条が適用される場合(2)
 - 事例3 国税徴収法15条4項が適用される場合(1)
 - 事例 4 国税徴収法 15 条 4 項が適用される場合(2)
 - 事例 5 国税徴収法 15 条 4 項が適用される場合(3)(以上,94 号)
 - 事例 6 国税徴収法 17 条の適用がある場合(1)(以下,本号)
 - 事例7 国税徴収法17条の適用がある場合(2)
 - 事例8 国税徴収法18条の適用がある場合(1)
 - 事例 9 国税徴収法 18条の適用がある場合(2)
 - 事例 10 国税徴収法 18条の適用がある場合(3)
 - 事例 11 国税徴収法 18条の適用がある場合(4)
 - 事例 12 国税徴収法施行令 9条の適用がある場合
 - 事例 13 破産手続きが絡む場合
- 4. 総括

終わりに

付表 1 法定納期限等(国税徴収法 15条1項)

付表 2 私債権における基本的な優劣の基準と国税債権との関係

キーワード: ぐるぐる回り, 国税の一般的優先権, 担保物権, 法定納期限等, 予測可能性の確保

事例 6 国税徴収法 17条の適用がある場合(1)

国税徴収法基本通達 17 条関係 6「先順位の質権の証明がなかった場合」 に掲げる例を下記に引用する。

「例〕

譲渡人を設定者とする先順位の質権甲の被担保債権 ……30万円 譲渡人を設定者とする後順位の質権乙の被担保債権 ……40万円 納税者(譲受人)の国税 ……70万円 換価代金 ……90万円

- (1) 上記の例において、納税者が、質権甲及び質権乙の設定された財産を譲り受け、その後納税者の滞納国税につき滞納処分による換価をしたところ、質権甲については法第17条第2項の証明がなく、質権乙について同項の証明があった場合、質権甲は国税に後れるが質権乙に優先し、また質権乙は質権甲に後れるが国税に優先することになる。
- (2) この場合、配当額の計算は以下のとおりである。
 - イ 法第26条第2号の規定に準じて、国税及び私債権に充てるべき 金額の総額は、法第17条の規定により、質権乙の被担保債権に40 万円、国税に50万円(換価代金90万円-質権乙の被担保債権40 万円)となり、国税に充てるべき金額の総額は50万円、私債権に 充てるべき金額の総額は40万円となる。
 - ロ 法第26条第3号の規定に準じて、国税に50万円を充てる。
 - ハ 法第26条第4号の規定に準じて、私債権に充てるべき40万円は、 民法第355条《動産質権の順位》の規定により、質権甲の被担保債 権30万円、質権乙の被担保債権10万円(40万円-30万円)とな る。

ニ 上記の結果、配当額は次のとおりになる。

質権甲の被担保債権 ------30 万円 質権乙の被担保債権 -----10 万円 国税 -----50 万円

検討6

納税者が質権又は抵当権の設定されている財産を譲り受けたときは、国税は、その換価代金につき、その質権又は抵当権により担保される債権に次いで徴収することとされている(国税徴収法 17 条 1 項)。これは、譲渡者の債権者には譲受人の国税について滞納額の存否・金額を知る術がないことから、私債権者の予測可能性を確保するため納税者が質権又は抵当権の設定されている財産を譲り受けたときは、国税は、その換価代金につき、その質権又は抵当権により担保される債権に劣後するものである。その意味で同法 15 条 1 項及び 16 条とその基本的な考えを同じくするものである。

本ケースは同法 17条の規定の適用がある場合において、同法 26条の規定の類推適用(この通達では「準ずる」としている)をどのように行うかについて一例である。この取扱いにおいては、同法 15条 4 項の規定の類推適用を採用していない⁸⁰。同法 26条 2 号は租税・公課グループと私債権グループへの総額の振り分けに関する内容を定めたものであるが、同号では法定納期限等並びに担保権の設定・成立の順位に並べて各グループに属する配当額を振り分け、各グループに属する配当総額を決するものである。ところが、同法 17条の適用においては私債権者の予測可能性を確保する観点から租税債権と被担保債権との優劣は法定納期限等並びに担保権の設定・成立の順位とは異なる基準(納税者の譲受時の先後による基準)によることとされているので、同法 26条 2 号の規定をそのまま類推適用をすることはできない。同号は優劣の基準が法定納期限等並びに担保権の設定・成立の順によることが前提とされていることから、法定納期限等並

びに担保権の設定及び成立の順に並べ各グループへの配当額を決すること としているものであって、その本質は法定納期限等並びに担保権の設定及 び成立の順番ではなく, 私債権者の予測可能性の確保の観点に立って一方 グループに属する債権が他方グループに属する債権に対して優先するもの (この場合は納税者の譲受時の先後) から順次(自己のグループ内での優 先順位に関係なく)自己の属するグループへの配当額を持ち込むものであ るということができる。国税徴収法基本通達が示す上記事例はこのような 考えに立って類推適用をしているものと思われる。したがって、租税・公 課債権グループに属する債権と質権者グループに属する各債権のうち他方 グループに対して最優先権を有しているのは質権乙であるから、まず乙に 対して配当額が仮配付され、順次国税、質権甲に仮配付されるものとなっ ている。しかしながら、本事例の結果は乙の期待を裏切るものとなってい る。乙にとっては甲が所要の証明をしなかったために予想しない国税の参 入により配当額を減額されるいわれはないのであって、国税徴収法 26条 の規定を類推適用するにしても同条 4 号の規定の適用場面では国税徴収法 15条4項の規定の類推適用がなされるべきではないかと思われる(同項 の類推適用につき(検討4)参照)。しかして、同項の規定の類推適用を した場合には、甲0、乙40、国税50となるが、これは質権設定の事実に つき所定の証明をしなかった甲の犠牲において国税が配当を受けるもので ある。本事例に示された結果と比べ私債権者の予測可能性の確保という観 点からはより妥当性のある結果といえるのではないか。

もっとも、この場合においても、質権甲が国税徴収法 15 条 2 項後段所定の証明が求められること(同法 17 条 2 項後段)については疑問がある。そもそも、質権者甲及び乙は譲受人に係る国税債権の参入を予想することができず、甲も乙も私法上の担保権者間の対抗要件の具備⁵⁵⁾で事足りていたはずであり、質権設定後にその目的物が譲渡され、当該譲渡に係る譲受人の国税のために国税徴収法 15 条 2 項後段所定の証明を求めることは酷

であろう (検討3参照)。事例3のケース以上にその証明の程度について は有価証券と同様にすべき事情にあるといえるのではないかと思われる。

事例7 国税徴収法17条の適用がある場合(2)

国税徴収法基本通達 17 条関係 6「納税者が担保財産を再取得した場合において第三者が設定した質権又は抵当権があるとき」に掲げる例を下記に引用する。

[例]

納税者を設定者とする抵当権甲

(設定登記 平成 18.7.31) の被担保債権······400 万円 譲受人を設定者とする抵当権乙

- (1) 上記の例において、抵当権乙を設定した後納税者がその財産を再取得し、その後納税者の滞納国税につき滞納処分による換価をした場合、抵当権甲は国税に後れるが抵当権乙に優先し、また、抵当権乙は抵当権甲に後れるが法第17条の規定により国税に優先することとなる。
- (2) この場合、配当額の計算は以下のとおりである。
 - イ 法第26条第2号の規定に準じて、国税及び私債権に充てるべき 金額の総額は、①まず法第17条の規定により抵当権乙の被担保債 権に600万円、②次いで、抵当権甲の設定登記よりも法定納期限等 の古い国税400万円(換価代金1,000万円-抵当権乙の被担保債権 600万円)となり、国税に充てるべき金額の総額は400万円、私債 権に充てるべき金額の総額は600万円となる。
 - ロ 法第26条第3号の規定に準じて、国税に400万円を充てる。

- ハ 法第26条第4号の規定に準じて、私債権に充てるべき金額は、 民法第373条第1項《抵当権の順位》の規定により、抵当権甲の被 担保債権400万円、抵当権乙の被担保債権200万円(600万円-400 万円)となる。
- ニ 上記の結果、それぞれの配当額は次のとおりになる。

国税400 万円抵当権甲の被担保債権400 万円抵当権乙の被担保債権200 万円

検討 7

本ケースは納税者が抵当権を設定した後にその目的物である不動産を第三者に譲渡し、当該第三者がさらに抵当権(二番抵当)を設定した後に納税者がこれを再取得したケースである⁸⁶。この場合、実務はこの譲渡と再取得はなかったものとして同法 15 条又は 16 条の規定の適用があるとしている(国税徴収法基本通達 17 条関係 2)。この解釈は脱法行為を防ぐという意味及び私債権者の予測を裏切るものでないという意味で妥当性のある解釈と評価すべきものであるが、文理上は読み込めないものであり、同法17 条 1 項においては納税者が設定した担保権を除く旨を明文で示すことが賢明であろう⁸⁷。

本ケースの場合、甲の予測可能性の確保という観点からは甲が配当を受けるべき金額は

換価代金の額-滞納処分費-優先する国税の額

(乙がなければ甲が受けるべき金額)

を限度とすれば足りるのであり、乙の犠牲において甲がこの限度を超えて配当受ける必要はないものと思われる⁸⁸。本事例の場合には、甲への配当額は 300 (1000-700) とし、本事例の甲への配当額 400 との差額 100 は期待を裏切られた乙⁸⁹ の額に加算されるべきであろう。これは検討 4 の B

の(b)の考えと同じくするものである。しかしながら、文理上このような結論を導く解釈は困難であり、事例5の場合と同様、立法上の手当を求めたいところである⁹⁰。

事例 8 国税徴収法 18条の適用がある場合(1)

国税徴収法基本通達 18 条関係 6 「差押え又は交付要求の競合」に掲げる例を下記に引用する。なお、下記例中の(注1)~(注3)は筆者が挿入したものである。

〔例〕

- (1) 上記の例において、根抵当権が設定された財産につき、滞納処分による差押えをし、地方税の交付要求がなされた場合には、配当時における根抵当権の被担保債権(元本)900万円のうち、根抵当権の交付要求通知時における被担保債権(元本)700万円は差押通知時の被担保債権(元本)1,000万円よりも小さく、この限度においては法第18条第1項本文の規定により国税及び地方税のいずれにも優先するから、換価代金2,000万円のうち700万円を根抵当権の被担保債権(元本)に充てることとなる。
- (2) 根抵当権の被担保債権(元本)の残額 200 万円 (900 万円 700 万円) と国税 800 万円, 地方税 1,200 万円とは,次のとおり,三者間で優先順位が交錯してその優先順位を定めることができない。
 - イ 根抵当権と国税の間においては、根抵当権の被担保債権(元本)

200 万円は,(1)の 700 万円と合わせても,差押通知時の被担保債権額(元本)1,000 万円の範囲内であるから,法第18条第1項本文の規定により国税に優先する。

- ロ 根抵当権と地方税の間においては、根抵当権の被担保債権(元本) 200万円は、交付要求通知時の被担保債権(元本)700万円の範囲 外である(上記(1)で既に700万円の配当を受けることになっている。) から、法第18条第1項本文の規定により地方税に劣後する。
- ハ 国税と地方税の間においては、国税は、法第12条第1項《差押 先着手による国税の優先》の規定により地方税に優先する。
- (3) そこで、法第 26 条の規定に準じて、次のとおり、配当額を計算する。 イ 法第 26 条第 2 号の規定に準じて、換価代金の残額 1,300 万円 (2,000 万円 - 700 万円) を、①地方税 1,200 万円(注2)、②根抵当権の 被担保債権(元本) 100 万円(換価代金 2,000 万円 - (1)の金額 700 万円 - 地方税 1,200 万円)(注3)、③国税 0 と定める。
 - ロ 法第26条第3号の規定に準じて、国税及び地方税に充てる金額は、法第12条《差押先着手による国税の優先》の規定により、差押国税800万円、交付要求地方税400万円となる。
 - ハ 法第26条第4号の規定に準じて、根抵当権の被担保債権(元本) に100万円充てる。
- (4) 上記の結果、配当額は次のとおりになる。

根抵当権の被担保債権 (元本)	800 万円
差押国税 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	800 万円
交付要求地方税	400 万円

- (注1) 根抵当権は根抵当権者が抵当不動産に対して滞納処分による差押えがあったことを知った時から2週間を経過したときに被担保債権の元本の額が確定する(民法398条の20第1項3号)ので、この2週間を経過した時の債権額(元本)が配当時の被担保債権額(元本の額)の限度額となる。利息等の附帯債権の額はこれにかかわらず極度額の範囲で配当時までに確定した金額となる。
- (注 2) 租税債権グループと私債権グループ (200 万円部分) との関係において 地方税債権が私債権グループに優先する。
- (注3) 国税と根抵当権(200万円部分)との関係では根抵当権が優先する。

検討 8

根抵当権の設定は国税又及び地方税の法定納期限等以前であるので、こ れらの租税債権に優先するが、その優先する根抵当権により担保される債 権の額(被担保債権額)は差押の通知又は交付要求の通知を受けた時の額 とされている(国税徴収法18条1項)。これは国税の差押えがあったこと を知った後に増加させた債権額を国税に優先させることは妥当でないとの 趣旨に出たものと解されている910。すなわち、差押通知後に増加させた債 権元本額は国税・地方税に劣後することを知って増加させたものであり、 国税・地方税に優先させる必要がないとするものであろう。しかしながら、 根抵当権の元本の確定は滞納処分による差押えがあったことを知った時か ら2週間を経過したとき(民法398条の20第1項3号)とされており、 同条の規定と国税徴収法 18 条 1 項の規定との ―― 同項ただし書が一定の 調整機能を有しているものの ―― 整合性が問題となる ��, �� ように思われ る。このことは根抵当権者と国税のほかに抵当権者が絡むことにより矛盾 が生じることとなり、調整が必要とされる。この点については同項ただし 書を対象とした事例 11 において取上げたい。本事例の場合,根抵当権に より担保される債権額が差押国税に優先するのは900万円(差押通知時に おいては被担保債権額は1.000万円であったが、配当時には被担保債権額 が900万円となっているため)であるが、交付要求地方税に優先するのは 700万円であるから、租税債権グループとの関係ではこの700万円はいわ ゆるぐるぐる回りの外にあって優先する。そしてこの差額 200 万円は差押 国税及び交付要求地方税との関係ではいわゆるぐるぐる回りが生ずること になるので、徴収法26条を類推適用するものである。

事例 9 国税徴収法 18条の適用がある場合(2)

国税徴収法基本通達 15 条関係 38「優先権行使の否認」例 2 に掲げる例 を下記に引用する。

〔例 2〕 法第 15 条第 4 項と法第 18 条第 1 項本文との関係
第1順位 質権50万円
第2順位 根質(極度額20万円 差押通知時の債権額 5万円
配当時の債権額15 万円
第 3 順位 国税40 万円
換価代金100 万円
上記の場合に,第1順位の質権者が証明せず,第2順位の根質権者が
証明したとすれば、まず根質権の被担保債権に5万円、国税に40万円
を順次充て、次に、私法上の原則に従って第1順位の質権の被担保債権
に50万円を充て、残余金5万円を根質権の被担保債権に充てる。した
がって,第1順位の質権の被担保債権に50万円,第2順位の根質権の
被担保債権に 10 万円, 第 3 順位の国税に 40 万円を配当することとなる
(40, 41 参照)

検討9

事例 3 と事例 8 の組合せである。この事例では、根質権の被担保債権に 5 万円を充て、次に国税に 40 万円を充てるまでは、国税徴収法 15 条 2 項及び同法 18 条 1 項本文の規定がそのまま当てはまるが、残金 55 万円の交付順位についてはこれらの規定では明らかではない。そして、同法 15 条 4 項の規定の適用場面では、本ケースでは「私法上の原則に従って第 1 順位の質権の被担保債権に 50 万円を充て」ている。やや唐突な感じがするが、これは同法 15 条 4 項の規定によれば先順位質権者がその質権の設定の事実につき所定の証明をしなかった場合には国税に優先する後順位質権者は先順位質権者に優先することから、国税に優先する根質の 5 万円を除いた 10 万円は先順位質権者に優先することにならないと解し、したがって私法の原則に従うことを明らかにしたものであろう。このケースにつき、検討 4 の B の考えを採用すれば第一順位質権の被担保債権額 50 万円のう

ち国税の 40 万円を超える部分 10 万円は第二順位根質に優先するが、国税には劣後し、国税は第二順位根質の被担保債権額(ただし 5 万円)に劣後するといういわゆるぐるぐる回りが生ずると観念することができ、その場合の計算は次のとおりとなるが、結果は同じである。結果が異なる場合については事例 10 で取上げる。

- (1) 私債権グループと租税債権グループとの振分け
 - ① 根質権 5万円 (グループの対抗関係では最優先である。)
 - ② 国税 40万円
 - ③ 私債権 55万円 (租税債権は②で全額充足しているので②後の 残額はすべて私債権グループに配分される。)
 - ④ 結果 私債権グループ 60万円 租税債権グループ 40万円
- (2) 各債権への振り分け
 - ① 質権 50万円

私債権グループ内で優先する 10 万円 (国税の額を超える金額) がまず充てられる。これに根質が優先する部分を除いた 40 万円 (60 万円 – 10 万円 – 根質が優先する部分 5 万円 = 45 万円 > 債権額50 万円 – 10 万円 = 40 万円につき 40 万円)が充てられる。

- ② 根質権 10万円第一順位質権に優先する5万円に残額の5万円(60万円-5万円-①第一順位質権50万円=5万円)の合計額
- ③ 国税 40万円
 - *根質の配当時の債権額のうち10万円(15万円-5万円)は国税に優先しないのでその部分はそもそも国税徴収法15条4項の規定の適用はなく,また、同法26条4号の規定の類推適用もされない。

事例 10 国税徴収法 18条の適用がある場合(3)

国税徴収法基本通達 15 条関係 38「優先権行使の否認」例 2 に掲げる 例をベースにした質権の被担保債権額と差押通知時の根質の被担保債権額の合計額が換価代金を超える場合の例である。

第 1 順位 質権 ····· 50 万円 第 2 順位 根質(極度額 80 万円 差押通知時の債権額 ····· 70 万円 配当時の債権額 ····· 80 万円 第 3 順位 国税 ····· 40 万円 換価代金 ····· 100 万円

検討 10

上記の場合に、事例 9 に従えば、第一順位質権者が証明せず、第二順位根質権者が証明したとすれば、まず根質権の被担保債権に 70 万円を充て、国税の 40 万円のうち換価代金に達する残金 30 万円を充てて終了し、第一順位質権への配当は零となる⁹⁰。(検討 4)の B の考えを採用すれば第一順位質権の被担保債権額 50 万円のうち国税の 40 万円を超える部分 10 万円は第二順位根質に優先するが、国税には劣後し、国税は第二順位根質の被担保債権額(ただし 70 万円)に劣後するといういわゆるぐるぐる回りが生ずると観念することができ、その場合の計算は次のとおりとなる。上記結果と異なるのは、(検討 4)の B で述べたように第二順位根質は国税の参入がない場合には、50 万円(換価代金の額-第一順位質権の被担保債権額)を期待できるにすぎないのであるから、第二順位根質は最低限50 万円が確保できれば満足すべきであるということ及び国税は所定の証明を十分にしなかった第一順位質権の被担保債権額を限度としてその金額からいわば吸い上げる形で第一順位質権に優先するにすぎないと考えることから生ずるものである。

- (1) 私債権グループと租税債権グループとの振分け
 - ① 根質権 70万円 (グループの対抗関係では最優先である。)
 - ② 国税 30万円
 - ③ 結果 私債権グループ 70万円 租税債権グループ 30万円
- (2) 各債権への振り分け
 - ① 質権 10万円

私債権グループ内で優先する10万円が充てられる。私債権グループの総額70万円からこの10万円控除した残額60万円については、根質の差押通知時の債権額70万円が国税徴収法15条4項により第一順位質権に優先するので第二順位質権者が優先する。

② 根質権 60万円

私債権グループへ配当される債権総額70万円のうち,第一順位 質権が根質に優先する10万円を控除した60万円が限度とされる。

*根質は国税の参入がなければ本来,

|100万円 (換価代金) - 50万円 (第一順位質権により担保される債権の額)| |=50万円|

が配当されるものであり、この結果はそれを10超えるものとなっている。 これは、国税が参入したことから生じたものであり、合理性を欠く結果 となっているのではないかと思われる。

- ③ 国税 30万円
- (3) 検討4の(6)に掲げる方法による計算

上記(2)の②のとおり、国税の参入により根質への配当が10万円増加することに合理性はない。そこで解釈論としては困難であるが制度設計として考えられる検討4の(6)に掲げる方法により計算すれば、

- ① 第一順位質権 10万円
- ② 第二順位質権 50万円
- ③ 国税 40万円

となる。

事例 11 国税徴収法 18 の適用がある場合(4)

国税徴収法 18 条 1 項ただし書の規定の適用がある場合につき国税徴収 法基本通達 18 条関係 9「第 1 項本文の規定の適用除外」に掲げる例を下 記に引用する。

〔例1〕 法第18条第1項ただし書の「権利を害することとなるとき」 に該当する例

第1順位 根抵当権甲

差押通知書送達時の被担保債権(元本) 200 万円 配当時の被担保債権(元本) 1,000 万円 第 2 順位 抵当権乙の被担保債権 400 万円 第 3 順位 差押国税 500 万円 換価代金 1,500 万円

- (1) 上記の例において、国税に優先する根抵当権及び抵当権が設定された財産につき、滞納処分による換価をした場合、法第 18 条第 1 項本文の規定のみによると、換価代金 1,500 万円は、①差押通知書の送達時の根抵当権甲の被担保債権(元本)に 200 万円、②第 2 順位の抵当権乙の被担保債権に 400 万円、③第 3 順位の国税に 500 万円、④根抵当権甲の被担保債権(元本)に 400 万円(1,500 万円-①の 200 万円-②の 400 万円-③の 500 万円)がそれぞれ充てられることとなる。
- (2) しかし,第1順位の根抵当権甲は,第2順位の抵当権乙に優先するため,抵当権乙の被担保債権に充てられる400万円は,法第26条の規定に準じて,根抵当権甲の被担保債権(元本)に吸い上げられ,根抵当権甲の被担保債権(元本)1,000万円((1)の①の200万円+(1)の④の400万円+(1)の②の400万円),抵当権乙の被担保債権0,国税500万円という配当になる。
- (3) この結果、抵当権者の権利は、国税が優先配当を受けることによって害されたことになる。したがって、法第18条第1項本文の規定は

適用しないで、法第 16 条《法定納期限等以前に設定された抵当権の優先》の規定により配当計算をすることになるから、その優先順位どおり①根抵当権甲の被担保債権(元本)1,000 万円、②抵当権乙の被担保債権 400 万円、③国税 100 万円(換価代金 1,500 万円 - ①の 1,000 万円 - ②の 400 万円)の配当額となる。

〔例 2〕 法第 18 条第 1 項ただし書の「権利を害することとなるとき」 に該当しない例

第1順位 根抵当権甲

 差押通知書送達時の被担保債権(元本)
 400 万円

 配当時の被担保債権(元本)
 1,000 万円

 第 2 順位 抵当権乙の被担保債権
 300 万円

 第 3 順位 差押国税
 500 万円

 換価代金
 1,000 万円

- (1) 上記の例においては、換価代金は1,000万円であり、配当時において、抵当権乙に優先する根抵当権甲の被担保債権(元本)は1,000万円であり、もともと抵当権乙は民法その他の法律の規定(法第18条第1項本文の規定を除く。)によっては配当を受けることができないのであるから、抵当権乙に配当をしないこととしても、その権利を害したことにはならない。
- (2) この結果, ①根抵当権甲の被担保債権(元本) 700万円(差押通知 書送達時の被担保債権(元本) 400万円+抵当権乙から吸い上げた 300万円), ②国税 300万円の配当額となる。

検討 11

根抵当権は根抵当権者が抵当不動産に対して滞納処分による差押えがあったことを知った時から2週間を経過したときに被担保債権の元本の額が確定する(民法398条の20第1項3号)ので、担保権を実行できる債権額(元本の額)は差押通知時の被担保債権の元本額と必ずしも同額とはならない。甲と乙との関係では、その確定した元本の額(本ケースでは1,000

万円)の範囲で甲が乙に優先し、甲の差押通知時の元本の額 200 万円を超える 800 万円については、国税に劣後し、乙は国税に優先するといういわゆるぐるぐる回りが生ずると観念できる(事例中〔例 1〕の(2))が、この場合において、国税徴収法 $18 \, \$ \, 1 \,$ 項ただし書は、「その国税に優先する他の債権を有する者の権利を害することとなるときは、この限りでない」としており、同法 $18 \, \$ \, 1 \,$ 項本文の規定の適用はないとしているので、いわゆるぐるぐる回りは生ぜず、甲も乙も同法 $16 \, \$$ の規定により国税に優先することとなる。

「例1」の甲も乙も債務者に滞納処分による差押えがされたときは、税 務署長から所定の通知がなされることとされており(同法 55 条)% 甲も 乙も差押通知後に増加させた債権額につき甲が国税に対抗できないことを 知っており、他方でその後2週間の間に債権額を極度額の範囲で増加させ た場合には、その増加した債権額は国税には劣後するが乙に優先するとい うことも知っているということになる%。民法 398 条の 20 が規定する根 抵当により担保される元本の額の確定は根抵当権者がその権利を行使する ために元本を確定させるものでありず、同条1項3号に掲げる元本確定事 由について確定までに 2 週間の期間を置いているのは根抵当権者がこのよ うな事由発生に適切に対応できるように設けた期間であると理解されてい る98。根抵当権が設定される場合としては、継続的な取引から生ずる売掛 債権が典型的なものと思われるが、このような場合に根抵当権者が適切な 対応ができるように元本の確定までに一定の期間が置かれることには合理 的な理由があるといえよう990。もっとも、租税債権は極度額に関係なく成 立するものであり、根抵当権者の極度額が公示されても、私債権者と異な りこれに対応できるものではないことから、差押えの通知を受けた根抵当 権者がこの2週間を利して自己に有利な — したがって、租税債権に不利 な ― 措置を採ることが十分に予想されるのであり、この点において強制 執行の場合と同列に論ずることができないのではないかと思われる'''')。前

述のとおり国税徴収法 18条 1 項ただし書は「その国税に優先する他の債権を有する者の権利を害することとなるときは、この限りでない。」としており、このギャップにより生ずる不都合について一定の解決策を与えていることから少なくても後順位抵当権者には不利なものとはなっていないと理解できるものである。

例 2 は「その国税に優先する他の債権を有する者の権利」の範囲の意義を明らかにするものであるが、この例を敷衍すると「その国税に優先する他の債権を有する者の権利」とは、(換価代金-先順位根抵当権に担保される債権の額) 101 ということになる。したがって、「その国税に優先する他の債権を有する者の権利を害することとなるとき」とは、〔例 1〕に従い配当した場合に後順位抵当権者が受ける配当の額が(換価代金-先順位根抵当権に担保される債権の額)を下回る場合ということになろう。なお、この権利が侵害された場合につき、これを甲の負担で調整することも考えられる 102 が、民法 398 条の 20 の規定の趣旨から、甲と乙の関係の変動をもたらす結果となる方法は避けるべきであろう。

事例 12 国税徴収法施行令 9条の適用がある場合

国税徴収法施行令9条の規定の適用がある場合で,譲渡担保財産上に譲渡前後に設定された抵当権等と,納税者の国税及び譲渡担保権者の国税等との関係について国税徴収法基本通達24条関係22の例を引用する。なお,A,B及び(注)は筆者が加筆したものである。

「例〕

納税者の国税 A (法定納期限等 平成 17.3.15)

(法第 24 条第 2 項による告知日 平成 18.4.21) ········700 万円 抵当権甲の被担保債権(設定登記 平成 17.4.15) ·····800 万円 譲渡年月日 平成 17.12.15 (注)

譲渡担保権者の国税 B (法定納期限等 平成 18.3.15) ········400 万円

抵当権乙の被担保債権(設定登記 平成 18.4.11) ··········300 万円 換価代金 ············1,300 万円 上記の場合,配当額は、次のようになる。

- (1) まず, 法第 17条《譲受前に設定された質権又は抵当権の優先》の 規定により抵当権甲の被担保債権に 800 万円, 法第 16条《法定納期 限等以前に設定された抵当権の優先》の規定により譲渡担保権者の国 税 B に 400 万円, 抵当権乙の被担保債権に 100 万円 (1,300 万円 – 800 万円 – 400 万円) を充てる。
 - (注) 納税者の国税 A は、抵当権乙の設定がその国税の法定納期限等(法第15条第1項第6号)以前であることから、抵当権乙には劣後する。したがって、換価代金が1,300万円であることから、納税者の国税には配当はない。
- (2) 次に、令第9条《譲渡担保財産から徴収する国税及び地方税の調整の特例》の規定により、滞納者の国税 A は譲渡担保権者の国税 B に 先立って徴収するから、(1)により譲渡担保権者の国税 B に充てられることとされた400万円を納税者の国税 A に充てる。
- (3) さらに、(2)によっても徴収できない納税者の国税 A 300 万円(納税者の国税 A 700 万円-(2)により充てられた 400 万円)につき、法第 22 条《担保権付財産が譲渡された場合の国税の徴収》の規定により、(1)により抵当権甲の被担保債権に充てることとされた 800 万円のうち 200 万円(配当金額 800 万円-仮定配当金額 600 万円(換価代金1,300 万円-納税者の国税 A 700 万円))を徴収できるので、その 200 万円を納税者の国税 A に充てる。
- (4) 上記の結果,配当額は次のとおりになる。

納税者の国税 A ······600 万円
譲渡担保権者の国税 B ·······0 円
抵当権甲の被担保債権600 万円
抵当権乙の被担保債権100 万円

(注) 譲渡担保のための譲渡である。

検討 12

納税者が国税を滞納した場合において、その者が譲渡した財産で譲渡担 保財産となっているものがあるときは、その者の財産につき滞納処分を執 行してもなお徴収すべき国税に不足すると認められるときに限り、譲渡担 保財産から納税者の国税を徴収することができるとされている(国税徴収 法 24 条 1 項)が、譲渡担保権者を債務者とする債権者の予測可能性を確 保する観点から、この場合の譲渡担保権者に対しては国税 A に係る納税 者の国税の法定納期限等は国税徴収法24条2項の告知書が発せられた日 とされている(同法 15 条 1 項 6 号)¹⁰³⁾。本ケースのように、その告知書の 発せられた日が譲渡担保権者が設定した抵当権乙の登記日以後となった場 合には、A は甲に優先し、甲は乙に優先し、乙が A に優先するというい わゆるぐるぐる回りが生ずることになると考えられるが、目的物が譲渡担 保として譲渡されていることから、Aと甲の関係は優劣ということでは なく A が甲の受ける配当の中からこれを徴収することとなる(国税徴収 法 22 条 1 項) ため¹⁰⁴⁾、いわゆるぐるぐる回り生ぜず、甲との関係では A は甲に含まれる(又は甲の背後にある)ものとして処理されることになる。 ところで、AとBの関係では国税徴収法施行令9条の規定が適用される ことと「ロラ゚なり、 その場合 A、 B及び乙との関係もいわゆるぐるぐる回り が生ずることになると考えられる106)が、上述のとおり A は甲の背後にあ ることから A と甲とは優劣の関係にないものとして計算することとなろ う。事例が甲、B及び乙との関係において(1)で国税徴収法 17 条及び 16 条 の規定を適用し、甲、B及び乙への配付を行い、甲とA及びAとBとの 関係は各別に行っているのはこのような考えを前提としているからと思わ れる。甲と A との関係は上述のとおり優劣の関係ではなく, A は明文の 根拠(同法22条1項)をもって甲が受ける配当の額から吸上げを行うも のであるが、A は B に優先するものの (国税徴収法施行令 9 条)、A が Bから吸い上げができることの根拠につき判然としないところがある™。こ

の場合、下記のとおり国税徴収法 26条の規定の類推適用を行うことが適当と思われ、その場合には、前述したところと異なり A、B 及び乙との関係では、甲がないものとして A を優劣の関係に組み込み同条の類推適用を行うことになると考えられる¹⁰⁸⁾ ので、同条 3号の規定の類推適用により A が B から吸い上げることになる。本事例がこれを前提としたものか否か判然としないが結果は同じである。

- 国税徴収法 26 条の規定を類推適用する場合の計算
- (1) 甲は A を除けば他の債権すべてに優先するから、まず甲に対し 800 万円が配当される。
- (2) 国税徴収法 22 条 1 項の規定による私債権からの租税債権の吸上げ A は甲の受けるべき配当金額 (800 万円) から 200 万円 (同条 2 項) を徴収できる (吸上げ方式)。
- (3) 国税徴収法 26条2号による振り分け
 - ① 換価代金 1,300 万円のうち甲への配付額 800 万円を控除した残額 500 万円につき A (700-200), B (400) 及び乙 (300) については 同法 26 条 2 号により租税債権・公課グループと私債権グループと に振り分ける。すなわち, グループ間対抗で最優先する B に 400 万円を仮配付し,次に乙に残額 100 万円を仮配付する。

(結果)

租税債権グループ 400 万円 私債権グループ 100 万円

② 同法 26 条 3 号及び 4 号による振り分け

乙 100 万円

A 400 万円¹⁰⁹⁾ (A と B との関係では A が優先する) (国税徴収法施行会 9 条)

B 0

(4) 結果

甲 600 万円 (800 万円 – A による甲からの吸い上げ分 200 万円)

乙 100 万円

A 600 万円 (上記(2)及び(3)の②)

В (

事例 13 破産手続きが絡む場合

- 一最高裁平成9年11月28日判決(最高裁民事判例集51巻10号4172頁,最高裁判所裁判集(民事)186号577頁,訟務月報45巻2号437頁,判例時報1626号77頁,判例タイムズ961号123頁)の事件をベースにした事例^{110,111}一
 - ① 担保権の実行手続きにおいて交付要求した国税の金額¹¹²⁾ 200 (この国税の法定納期限等¹¹³⁾ は当該抵当権の設定前に到来しているもので,交付要求は破産手続開始¹¹⁴⁾ 後にしたものであり,差押はしていなかった。)
 - ② 破産管財人に交付された金額

200

- ③ 抵当権により担保される債権額 (抵当権がなければ担保権のない破産債権となるべき債権)
- 100

⑤ 国税に優先する財団債権の額 500 (このうち当該競売に係る不動産以外の破産財団に属する財産の 価額は 400 である。)

④ 担保権の実行としての競売による換価代金

250

- (1) 換価代金 250 のうち, 抵当権に優先する国税債権 200 があるため, 50 (250-200) が抵当権に担保される債権に充てられる。
- (2) 上記(1)の優先する国税債権に充てられる 200 については国税債権が 破産手続きにおいて財団債権又は破産債権になることから破産管財人 に交付される¹¹⁵⁾。破産管財人は破産手続きの中で当該国税債権に対し 財団債権又は破産債権として配当する。

- (3) 国税債権 200 は抵当権に担保される債権に優先し、国税債権は他の特定の財団債権に劣後し、財団債権に劣後する抵当権に担保される債権は別除権により財団債権・破産債権に優先して債権を回収できるといういわゆるぐるぐる回りが生ずると観念できるが、破産手続きに従い、この 200 に加えて他の破産財団に属する財産 400 の合計 600 は、
 - ① まず、国税に優先する財団債権に500に充てられる。
 - ② この国税を除く破産債権はすべてこの国税に劣後するものとして、 国税に残金の 100(600-500(1)) が充てられる。

検討 13

上記のとおり、判例によれば国税は財団債権又は破産債権として処理さ れることになりいわゆるぐるぐる回りは生じない。担保権の実行手続きが 破産手続外で別除権としてその行使が認められているのは、民法等の実体 法上の担保権の効力を尊重しているからである1160が、この事例のように 担保不足(この場合の担保不足とは換価代金の額が被担保債権額と国税の 額の合計額に達しない場合をいう。) い となった場合には抵当権に優先す る国税がストローとなり118)、破産手続きの中での配当財源となる。破産手 続きにおいては、別除権の行使があっても、その換価代金(売得金)につ き別除権に係る被担保債権に充てた後の残金は破産管財人に交付され破産 手続きに取り込まれるのであるから、担保不足とならない限りは抵当権者 にとって残代金が国税に充てられようと破産手続きに取り込まれようと関 係のない事柄である。しかし、担保不足となっている場合には、国税に劣 後することは承知しているものではあっても、回収できなかった部分につ きそれが国税債権をストローとして破産手続中において国税とは関係のな い破産手続きに係る費用を中心とした財団債権に優先して充てられる結果 となるのであれば別除権を認めている破産法自体の自己矛盾ということに なる。そもそも破産手続外で行われる別除権の行使により得た換価代金 (売得金)に対しては破産管財人は原則として¹¹⁹⁾配当要求する立場にあるわけであるが、破産手続きに要する費用に係る債権(財団債権)は破産手続きの中においてのみ最優先して弁済されるべきであるにすぎないことを前提とすれば、破産手続外で行われる担保権の実行としての競売において担保権者に優先して破産管財人が換価代金(売得金)の交付を受ける筋合いではなく、仮令国税債権の介在があるとしても、そのことをもって抵当権に担保される債権に優先する結果となることには欠陥があるといわざるをえない。

このようないわゆるぐるぐる回りが生じると観念できる場合について、 破産法は何らの規定もおかず、この事例のもととなった裁判例も本ケース のような場合において、三者間に矛盾が生じるといった問題意識もなく、 換価代金(売得金)を税務署長に交付するか破産管財人に交付するかの解 釈に止まらざるを得ないものとなっている。国税徴収法 26 条の規定のよ うな拠り所となる明文の規定がないのであるからこれを合理的に調整する ことを解釈論において解決することにはそもそも無理があろう。したがっ て、解釈論としてはこの事例のもととなった事件の判決での判断はやむを 得ないものと思われる。破産法は破産管財人に広範な裁量権を与え、裁判 所の監督・後見の下、破産手続きの円滑な執行と債権者間の公平・衡平1200 を図ることを目的としているが、いわゆるぐるぐる回りが生ずると観念で きる場合の衡平を図るための具体的な基準がないという事情にある。租税 債権は国民全体の財産であり¹²¹⁾、いわゆるぐるぐる回りが生ずると観念で きる場合においてもその債権の取扱いにつき法律による具体的な基準が設 けられるべきである。憲法原理である租税法律主義は、こと租税債権に関 する限りは破産法においても貫徹されるべき原理であることはいうまでも ないが、この原理の下においては租税債権の取扱い関しては更に具体的か つ明確な基準が法律において規定されるべきであろう1220。

4. 総 括

本稿において、検討した事例において、国税と私債権とが競合した場合のうち、いわゆるぐるぐる回りが生じ又は生じると観念できるときにどのように個別的な衡平が図られるべきかについて検討した。これらの事例から現行国税徴収法の解釈上の問題点及び現行国税徴収法が改正されるべきと思われるいくつかの点を述べてきたが、これらの検討を通じた結果として以下 4 点について総括しておきたい。

- (1) 事例2の(検討2)で述べたように、国税徴収法26条の規定の反復適用については、同条2号の解釈の問題として、同法8条を根拠とする同事例の基となった最高裁平成11年4月22日判決は変更されるべきであると考える。
- (2) 事例4の(検討4)で述べたように、実体要件では国税に優先する質権がその設定の証明といった手続要件を欠いたことにより国税に劣後する場合において、競合関係にある他の私債権にその影響が及ぶような結果となる調整は行われるべきではない。私債権間で優先する私債権がその手続要件を欠いたため、国税に劣後することとなる事情はその私債権に劣後する他の私債権には全く関係のない事柄であり、そのような視点に立って国税徴収法15条4項の規定は解釈されるべきであるし、また、規定そのものについても改正が求められるべきで点があると考えられる。
- (3) 上記(2)と関連するところもあるが、私債権間の関係が国税の参入により変動する場合において、いわゆる担保割れしている場合の担保割れ部分の負担処理につき国税徴収法は十分な調整規定を用意していないことから、本稿に紹介した事例のいくつかに表れているように私債権者の予測可能性確保に十分応えていないところがある。基本的には

-24 -

解釈論では解決困難な事柄であるから法制度上の問題として検討されるべきである。

(4) いわゆるぐるぐる回りが生じ又は生じると観念できる場合において、 紹介した事例のように多くは国税徴収法の特定の規定を類推解釈によ る調整をしているが、基本的には租税法律主儀の下、法制度として法 律上の明文の規定が設けられるべきである。

終りに

現行国税徴収法は租税債権と私債権との調整において租税の一般的優先 権を承認しつつ、私債権者の予測可能性を確保(予測可能性の理論又は予 測可能性の原則といわれる)した上で私法秩序との調整を図っているが. 租税債権の公益性を根拠に租税の一般的優先権を認めた場合には、その根 拠が抽象的・観念的なため個別具体的な場合において私債権者との衡平を 図るための具体的な判断基準を導き出すことが困難なものとなっている1230。 本稿では、いわゆるぐるぐる回りが生ずる場合又はぐるぐる回りが生ずる と観念できる場合において、現行国税徴収法の基本的な理念である租税債 権の確保と私法秩序の尊重という観点に立ち、租税債権と私債権との調整 において租税の一般的優先権をアプリオリに根拠とするのではなく、すく なくとも被担保債権については124) 租税の一般的優先権が私債権者の予測 可能性の確保を前提として成立するものであるとの前提を置き、それを根 拠に私債権者と租税債権との個別・具体的な衡平を図る具体的な基準を探 ることを目的としたものである1250。その結果、数少ない事例に基づくもの であるが上記5「総括」でまとめたように筆者として解釈論及び法制度論 として検討されるべき問題点及びそれへの対応につき一定の知見を得たも のと認識しているが、事例13の破産手続の場合を取上げているように本 稿の問題意識は破産法及び会社更生法における租税債権の位置づけにおい

ても存するものであり、破産手続きや会社更生手続きでの租税債権の位置づけの特殊性から生ずる問題についても検討されるべきであると考えており、「はじめに」で述べたとおりさらに多くの事例につき検討・考察がなされるべきであると考えている。

《注》

- 84) この点につき前掲注 41) 参照。
- 85) 民事執行において動産上の担保権の実行手続きにおいても確定日付のある 証書までが求められているものではないと解される(民事執行法 190 条 2 項 参照)。
- 86) このようなケースは現実には詐害行為取消しの対象となるケースに該当する場合が多いのではないかと思われる。
- 87) 担保権者の予測可能性が確保されれば足りるから、納税者に国税債権を害する意図があったか否か又は国税債権を害することを知ってした譲渡・再取得か否かといった納税者の主観的事情を考慮する必要はないであろう。
- 88) この論理は、乙においても

換価代金の額-滞納処分費-甲の債権額

が確保されればよいのであって、甲の犠牲において乙がこれを超える金額の 配当を受けるいわれはないというべきである。本事例の場合には 「十乙の債権額=換価代金」であるので問題は顕在化しない。

- 89) 乙は換価代金 1000 から甲の債権額 400 を控除した後の金額の回収を期待して 600 につき抵当権を設定したものである。
- 90) 立法上の手当としては国税徴収法 26条の2号ではなく4号の問題のレベルである。
- 91) 吉国ほか共編前掲注 3), 194 頁。
- 92) 沿革的には、民法 398 条の 20 を含む根抵当に関する規定が設けられたのは 昭和 46 年(法律第 99 号)であるが、その際国税徴収法 18 条 1 項の規定との 関係について特に調整がなされなかった。
- 93) 高木多喜男『新版 注釈民法(9)』(柚木 馨, 高木多喜男編集) 738 頁。
- 94) 国税徴収法基本通達 15 条関係 40 は、「法 15 条 4 項の『国税におくれる金額の範囲内』とは、先順位質権者が、その質権が国税に優先することを証明しなかったため、国税に遅れることとなった結果、換価代金から配当を受け

- られなくなった金額の範囲内をいう。」としていることから、このケースの場合には第一順位質権者は全額が「国税におくれる金額の範囲内」にあるということになり、その全額が第二順位根質に劣後するということになる。
- 95) 民事執行法の強制執行においても競売開始決定がされたことを裁判所書記官が抵当権者に通知することとしている(民事執行法 49条2項及び同項を準用する同法 188条)。この通知の効果により根抵当により担保される元本の額が確定する(民法 398条の 20 第1項柱書,同項3号)が、国税徴収法 18条1項のような債権間の優劣に関する格別の規定があるわけでない。
- 96) このような 2 週間のタイムギャップが生ずるのは民法 398 条の 20 第 1 項各 号に定める元本確定事由のうち同項 3 号に掲げる抵当不動産に対する競売手 続の開始又は滞納処分による差押えがあったことを知った場合だけであり, 同項 3 号に掲げる事由以外の破産手続開始決定等の事由による場合にはこのようなギャップはない。
- 97) 道垣内弘人『現代民法Ⅲ 担保物権法』(第3版)(有斐閣)250頁。
- 98) 高木前掲注 94) 738 頁。
- 99) 私債権者はこのようなことも想定して後順位抵当権者となることから、この 2 週間があっても極度額以内であれば格別不利となるわけでもない。
- 100) 民法 398 条の 20 第 1 項の規定が設けられたにもかかわらず,国税徴収法 18 条 1 項の規定がそのまま存置されたことは矛盾しているように見えるが,租税債権は根抵当権に担保される債権額の極度額や確定した元本の額を予想して成立するものではなく,かえって,租税債権のあることを前提として根抵当権者が租税債権に不利な行動を選択する可能性が予想されるものであれば,民法 398 条の 20 第 1 項の規定にかかわらず国税徴収法 18 条 1 項の規定が存置されたままであることには妥当性があるものと評価できよう。また,他の抵当権者が絡んだ場合には,このような租税債権の特殊性を貫くことは私債権者に不測の権利侵害を惹起するおそれがあるが,国税徴収法 18 条 1 項ただし書によりそのような不測の事態が生ずることを回避しており現行制度は合理性を失っていないものと評価できるものである。
- 101) 滞納処分等強制換価手続に関する費用に係る債権の額がある場合には、同債権額も控除されるべきこととなる。
- 102) 甲の負担で調整する制度もあり得るのではないかとの意見につき吉国ほか 共編前掲注 3) 198 頁 (注二)。甲が差押通知を受けた場合のその後の債権額 の増加につき国税に優先できない論理をそのまま乙に対し用いることになる 結果は妥当性を欠くものと思われる。
- 103) この告知書が発せられる場合には、譲渡担保権者の納税地を所轄する税務

署長に対し納税者を所轄する税務署長から所定の事項が通知される(国税徴収法24条2項後段)ので、譲渡担保権者を債務者とする債権者は納税証明書による予測可能性が与えられることになる。もとより、この通知はそのための通知である。

- 104) 優劣の関係ではなく A が甲からいわば吸い上げる方式をとっている。
- 105) AとBとの関係では国税徴収法12条(差押先着手による国税の優先),同法13条(交付要求先着手による国税の優先)及び同法14条(担保を徴した国税の優先)並びに同法施行令9条(譲渡担保財産から徴収する国税及び地方税の調整の特例)の規定が適用される。
- 106) Aと甲が関係する場合には本文で述べたとおり A は甲の背後にあるものとして表に出てこないが、甲がない場合の A, B 及び乙との関係では、A が B に優先し(国税徴収法施行令 9条), B が乙に優先し(同法 16条), 乙が A に優先する(同条)といういわゆるぐるぐる回りが生ずる。
- 107) 事例の配分計算は A が B から吸い上げる方式を採用しているが、このような吸上げ方式ができる根拠を求めるとすれば同法 26 条 3 号ということになろう。国税徴収法施行令 9 条の規定により A は B に優先するが、そのことが B からの吸い上げを可能とするためには、国税徴収法 26 条 2 号及び 3 号との関係と同じ関係にあること又は同法 22 条 1 項の規定と同様の規定(あるいはこれらの規定の類推適用若しくは準用)が求められると思われる。
- 108) 甲は他のすべての債権に対し優先することから国税徴収法 26 条の規定の類推適用から除外し、甲と A の関係については吸い上げ方式を採用している同法 22 条 1 項の規定の適用があることから、A、B 及び乙との関係では A は甲から吸い上げた金額をその国税の額から控除した金額をもって A、B 及び乙との三者の優劣の関係になると解される。
- 109) この配付額は A の債権額から A が甲から吸い上げた金額を控除した金額 が限度とされることになる。
- 110) この事件は国税に劣後する抵当権者(国税徴収法 16 条)が抵当権の目的物である納税者(債務者)の不動産につき破産手続外の別除権の行使として担保権(抵当権)の実行としての競売(民事執行法 180 条)を行ったところ,税務署長がこの抵当権に担保される債権に優先する国税債権につき当該競売事件の執行裁判所に交付要求(国税徴収法 82 条 1 項)をしたものであるが,執行裁判所は当該競売による換価代金のうち当該抵当権に優先して国税に充てられるべき金額を破産管財人に交付した。これに対し,税務署長は配当異議の訴え(民事執行法 90 条 1 項を準用する同法 188 条)を提起したものである。

- 111) この事件の評釈につき増井良啓「破産財団に対する競売などにおける交付要求」倒産判例百選〔第4版〕198・199頁、佐藤前掲注5)80頁。
- 112) 破産手続開始決定後に新たに滞納処分をすることは許されない(破産法 43 条1項)が、交付要求をすることはできると解されている(伊藤前掲注 11) 238頁脚注)。なお、国税徴収法 82 条1項、同法 2 条 12 号、13 号参照。
- 113) 国税徴収法 15条1項に規定する法定納期限等。
- 114) 旧破産法(平成16年改正前の破産法)においては破産宣告。
- 115) 事例のもととなった最高裁平成9年11月28日判決による。
- 116) 破産手続は総債権者に対し平等弁済することが目的とされるが、このような手続きにおいて別除権が認められるのは「担保権にもとづく優先弁済権を法律上の地位として認める以上、このような期待を破産手続上でも保護すべきである」(伊藤前掲注11)331-332頁)からである。
- 117) このケースでは抵当権者は 100 の回収が期待できたにも関わらず、換価代金が 250 であるため、50 しか回収できなかった。
- 118) このように担保不足となった場合には抵当権者に債権回収できない部分が 生じることは当然のことであるが、このケースの場合にはそれは抵当権に優 先する国税債権が存在するからである。しかし、その回収できない部分が優 先する国税債権に充てられるのではなく、このような破産手続外で行われた 別除権の行使による売得金が破産手続に必要な費用を中心とした費用に係る 財団債権に対し優先して弁済されることとなる結果についての正当性には疑 問がある。
- 119) 例外として、破産法 186条1項(担保権消滅の許可の申立て)参照。
- 120) 公平・衡平の理念につき伊藤前掲注 11) 12 頁以下。
- 121) 租税債権の公益性につき、公共的な財産・役務を得る財源としての公益性を問題としているのではなく、国民全体の財産であるから、その処分は国民全体のコントロールの下に置かれなければならないという問題意識であることを意味する(財政法 8 条参照)。そして、このことは憲法原理としての租税法律主義(この場合は憲法 84 条)が要請するものである。地方税債権についても、地域的な制限はあるにしても県民全体、市民全体等の財産として同じことが言える。
- 122) このことは破産法に限らず、会社更生法においても同様の問題があると思われる。
- 123) むろん租税債権の一般的優先権の根拠として租税債権の公益性を否定する ものではない。問題なのは、個々の具体的な債権間の優劣の解釈につき一般 的優先権を直接の根拠とするのではなく、国税徴収法の各規定の解釈におい

てその予測可能性の確保という趣旨に基づく解釈がなされるべきであるとい うことである。

- 124) 担保を徴していない債権については私法上も被担保債権に劣後するものであるから、被担保債権以外の債権については租税債権との関係では租税のもつ一般的優先権が無条件に適用されることはやむを得ないものであろう。
- 125) 逆にいえば、予測可能性の与えられていない租税債権は当然には一般的優先権を有しないと解すべきであるということである。

参考文献

1. 教科書・体系書・論文等

青山善充 • 伊藤眞 • 松下淳一編『倒産判例百選』第 4 版 (有斐閣)

伊藤 眞『破産法・民事再生法』第2版(有斐閣)

内田 貴『民法Ⅲ 債権総論・担保物権』第3版(東京大学出版会)

金子 宏『租税法』第16版(弘文堂)

佐藤英明「破産法改正と租税債務 | 租税法研究 33 号

田中二郎『租税法』新版第3版(有斐閣)

道垣内弘人『現代民法Ⅲ 担保物権法』(有斐閣)

2. コンメンタール

志場喜徳郎・荒井勇・山下元利・茂串俊共編『国税通則法精解』平成 22 年 改訂(大蔵財務協会)

吉国二郎·荒井勇·志場喜徳郎共編『国税徴収法精解』平成 21 年改訂 (大蔵財務協会)

柚木馨・高木多喜男編集『新版 注釈民法(9)物権(4)』(有斐閣)

3. 実務書

杉沢史郎『租税徴収の実務詳解』(青文社)

橘 素子『最近の判例に学ぶ徴収実務』(大蔵財務協会)

冬木千成編著『国税徴収法基本通達逐条解説』(大蔵財務協会)

(原稿受付 2011年12月28日)

- 法定納期限(下記②~⑬までに掲げるものを除く)。
- ② 法定納期限後にその納付すべき額が確定した国税(過怠税を含む。)
 - ○その更正通知書若しくは決定通知書又は納税告知書を発した日(申告納税方 式による国税で申告により確定したものについては、その申告があつた日)
- ③ 法定納期限前に国税通則法38条1項の規定による繰上請求がされた国税
 - ○当該請求に係る期限
- ④ 所得税の予定納税の第二期において納付すべき所得税
 - ○当該第一期において納付すべき所得税の納期限
- ⑤ 相続税申告書の提出期限前にされた更正又は決定により納付すべき税額が確 定した相続税又は贈与税
 - ○その更正通知書又は決定通知書を発した日
- ⑥ 地価税(①及び②に掲げるものを除く。)
 - ○その更正通知書又は決定通知書を発した日(申告により確定したものについては、その申告があつた日(その日が当該地価税の法定申告期限前である場合には、当該法定申告期限))
- ⑦ 再評価税で確定した税額を二以上の納期において納付するもののうち最初の 納期後の納期において納付する再評価税
 - ○その再評価税の最初の納期限
- ⑧ 源泉徴収による国税、自動車重量税及び登録免許税(法定納期限以前に納付されたものを除く。)
 - ○その納税告知書を発した日(納税の告知を受けることなく法定納期限後に納付された国税については、その納付があつた日)
- 譲渡担保権者の物的納税責任、保全差押又は繰上保全差押の場合の告知し、 又は通知した金額の国税
 - ○これらの規定による告知書又は通知書を発した日

- ⑩ 相続人(包括受遺者を含む。)の固有の財産から徴収する被相続人(包括遺贈者を含む。)の国税及び相続財産から徴収する相続人の固有の国税(相続(包括遺贈を含む。)があつた目前にその納付すべき税額が確定したもの(源泉徴収による国税,自動車重量税及び登録免許税については、その目前に納税告知書を発したもの)に限る。)
 - ○その相続があつた日
- ① 合併により消滅した法人(被合併法人)に属していた財産から徴収する合併 後存続する法人又は当該合併に係る他の被合併法人の固有の国税及び合併後存 続する法人の固有の財産から徴収する被合併法人の国税(合併のあつた日前に その納付すべき税額が確定したものに限る。)
 - ○その合併のあつた日
- ② 分割により事業を承継した法人(分割承継法人)の当該分割をした法人から承継した財産(承継財産)から徴収する分割承継法人の固有の国税,分割承継法人の固有の財産から徴収する分割承継法人の国税通則法9条の2(法人の分割に係る連帯納付の責任)に規定する連帯納付の責任(連帯納付責任)に係る国税及び分割承継法人の承継財産から徴収する分割承継法人の連帯納付責任に係る当該分割に係る他の分割をした法人の国税(分割のあつた日前にその納付すべき税額が確定したものに限る。)
 - ○その分割のあつた日
- ③ 第二次納税義務者又は保証人として納付すべき国税
 - ○国税徴収法 32 条 1 項 (第二次納税義務者に対する納付通知) 又は国税通則 法 52 条 2 項 (保証人に対する納付通知) の納付通知書を発した日

付表 2 私債権における基本的な優劣の基準と国税債権との関係

順位	先取特権	抵当権等	国税との関係
1	共益費用の先取特権		強制換価手続の費用(徴収法9 条)及び直接の滞納処分費(同 法10条)は最優先される。
2	不動産保存の先取特権 不動産工事の先取特権		常に国税に優先する(徴収法 19条1項1号,2号)。 なお、国税に優先する債権又は 国税のために動産を保存した者 の先取特権は共益費用としての 性格を有し常に国税に優先する (徴収法19条1項5号)が、こ のグループに属する。
3	不動産売買の先取特権 不動産の賃貸の先取特権 旅館宿泊の先取特権 運輸の先取特権	質権,抵当権,仮登記担保	登記等の設定時期と法定納期限 等の先後による。なお、④に属 す先取特権であっても登記等さ れたものは国税との関係ではこ のグループに属する。
4	その他の動産の先取特権 一般の先取特権(共益費 用の先取特権を除く。)		登記等がされたものを除き、滞 納処分による換価代金につき配 当も受けられない。

(注) 留置権は他の担保物権とは異なりその留置の効力に担保としての機能の本質があり、目的物が動産である場合には、競売により換価されてもその目的物の引渡しを拒絶することができるとされている(民事執行法 124 条)。これに対し、滞納処分においては換価により留置権は消滅する(国税徴収法 124 条 1 項)代わりに留置権により担保される債権は国税に優先して配当を受けることができる(同法 21 条 1 項)。

経営経理研究 第 95 号 2012 年 10 月 pp. 35-55

〈論文〉

「中小企業の会計に関する基本要領」 について

三代川 正 秀

要 約

ローカルな米国会計文化を集約したこの国の会計基準は、会計基準の国際化へのコンバージェンスを経て、現在ではそのアドプションへ移行している。このことは二百数拾万社の中小零細会社の会計も例外ではなくなりつつある。ところが中小企業の実務には、国際会計基準のお仕着せは高度であり、コスト・ベネフィットにそぐわないことから、敬遠されていた。

平成23年11月に「中小企業の会計に関する基本要領(案)」が各実業団体の代表らによるボトムアップ方式で公表され、「パブリック・コメント」を求めて修正し、今年2月1日に確定稿となった。本稿はこの「中小企業の会計に関する基本要領」成立の経緯とその内容を吟味して、中小零細企業に適した会計基準であることを確認するものである。

キーワード:企業会計原則,国際会計基準,会計参与設置会社,中小企業の会計,中小企業の会計に関する指針,中小企業の会計に関する基本要領,武田隆二,会計文化(経験の蒸留 Distillation of Convention),相当の減価償却,会計と税法の親和性,会計教育

T はじめに

旧商法(平成17年改正前)は計算書類作成の詳細を「公正ナル会計慣

行」にゆだねていたが、平成14年に商法施行規則が出来上がり、この規則に(大)会社の会計規制を定めた。その折、この規則運用にあたって、中小企業に過大な負担をかけないように必要な処置を講ずることの付帯決議が衆参両院でなされた。この決議を受けて同年6月に中小企業庁は「中小企業の会計に関する研究会報告書」(以下、「中小企業の会計」という)を発表し、これに呼応して同年12月に日本税理士連合会が「中小会社会計基準」を、又15年6月には日本公認会計士協会が「中小会社の会計のあり方に関する報告書」をそれぞれ公表した。

その後、商法の計算規定は、新設の会社法に受け継がれることが決まり、この新法に会計参与設置会社の規定が盛り込まれる状況となった。会計参与が作成する計算書類に複数の作成基礎が存在すると、参与の立場によって計算書類が複数作成されるおそれが生じ、これが参与の資格を付与される税理士・会計士の職域問題と化した。そこで、先の三つの報告を統合し、「会計参与設置会社が計算書類を作成する際には、本指針に拠ることが適当」とされる「中小企業の会計に関する指針」(以下、「会計指針」という)が平成17年8月に、日本公認会計士協会、日本税理士連合会、日本商工会議所、企業会計基準委員会の名で公表された。

この経緯並びに「会計指針」の批判的検討は、平成20年に拙稿「小会社の会計基準のあり方について」(拓殖大学『経営経理研究』第83号)で論述した。論旨は、中小企業の実情を斟酌せずに、国際会計基準を簡素化したトップダウン方式(top-down approch)の会計基準の成立過程とその内容に疑問をもち、零細企業向け会計基準は従来の企業会計原則に求めたものである。

ところで、今般、この論旨を十分汲んだ「中小企業の会計に関する基本要領(案)」(以下、「会計要領」という)が中小企業の諸団体が構成する「中小企業の会計に関する検討会」から公表(平成23年11月8日)された。ここに至り、会計慣行を斟酌して、業界諸団体による始めてボトムアッ

プ方式(bottom-up approach)の会計基準作りがなされた感がある。

そもそも昭和24年に中間報告の形で示された「企業会計原則」の前文「その二 会計原則」に「企業会計原則は、企業会計の実務の中に慣習として発達したもののなかから、一般に公正妥当と認められるところを要約したものであって」とあるごとく、公正妥当な会計慣行を要約したものが会計原則であり、会計(判断)基準であるべきである。昭和24年当時、その望ましい「会計慣行」が醸成されていないところに、(会計慣行を要約した)「企業会計原則」が導入されたことに批判はあったが、会計原則の本質はGeorge O. May が言うところの(「論理の所産 Production of Logic」ではなくして)「経験の蒸留 Distillation of Convention」である(Financial Accounting: Distillation of Experience, N. Y.: Macmillan Co., 1943)。

Ⅱ 会計基準策定へ武田隆二の提言

神戸大学名誉教授で元日本会計研究学会会長を務めた武田隆二が平成21年2月15日に亡くなられた。その年の『税經通信』誌1月号に、巻頭言「会計文化の尊重と会計学のあり方」並びに巻頭論文(緊急収録)「企業会計基準の改訂への提言」という武田の二本の論稿が掲載された。おそらく、これが武田の、この国の会計界への最後のメッセージないしは遺言となったものである。

この巻頭言では、現在の会計の教科書はすべて国際会計基準ないし企業会計基準に追随した解説で満たされていて、伝統的会計との調和をいかに図っていくかという視点が欠けている、という。そして、「先輩の会計学徒が営々と築いてきた『会計文化』、その具体例として、低価法や評価減という会計言語をいとも簡単に抹殺する無神経さに驚かされた」¹¹ と嘆いていた。会計基準策定にあたっては、国際だとか、国内、中小零細企業と

いう「場」を特定し、「その場で何を目的とするかにより、『会計技法の組み立て』を行うという基本的態度が重要である」²⁰ と結んでいる。

武田の「企業会計基準の改訂への提言」は、次の四つである。

- i 国際会計基準は金融商品取引法適用会社の連結財務諸表に限定し, 国内法規に従う株式会社の個別財務諸表は、その業種・業態等の会社 属性に応じて、それに見合った会計基準を自由に実施できるような制 度基盤を整備すべきである³。
- ii 機能主義的アプローチに基づいて形成した国際会計基準は、国際金融市場において活動する投資家にとって企業価値を評価する有用な情報の提供をねらったものである。これは測定科学としての会計学の本旨に沿ったあり方ではない。国際会計基準適用会社以外の会社については、金融財と有形財との属性に沿った会計基準の設定(機械論アプローチ)が望まれる⁴。これは公正価値の導入に軸足を置く現行会計基準の批判でもある。
- iii 会計基準を組み立てる際に、「場」、「参加者」、「役割と役割期待」 の三つの条件がある。この条件を十分斟酌すべきである。会計基準は 会計処理の原則や手続を精緻化することを意味するものではなく、特 定の「場の条件」においてそれに適した技術を組み立てることである。 iv 企業会計基準の改訂に当たっては、会計教育の面をないがしろにす るような設定態度は厳に慎むべきである⁵⁰。

この武田の提言の背景を少し紹介しておこう。平成14年の「中小企業の会計に関する研究会」の委員を武田が務めていて、その委員会報告書の解説書『中小企業の会計』(中央経済社2002)の代表編集者であった。武田によれば中小企業にとっての会計は、正確な帳簿(記帳の信頼性確保)をつけることと、減価償却問題一つをとっても計画的、規則的償却が当然であるとする大会社の会計基準とは異なった、身の丈に合わせた(中小企

業の属性)会計規制が必要であることを説いていた。このように大会社の会計基準が唯一の基準だとする風潮(一国一会計基準)に警鐘を鳴らしたのである。

その武田の言う属性の相違とは、たとえば①所有と経営の分離の程度 (中小企業では所有主と経営者が未分離)、②内部統制機構の構築程度(中 小企業は人的余裕もコスト負担能力からみても内部監査に堪えない)、③ 企業を取り巻くステークホルダー層の厚み(中小企業は金融機関と税務署 を意識して決算書を調製している)などのことである。

	会社の	数		適用会計基準
金商法	金 上場会社 (約 3,900 社)			
金商法開示会社	非上場会社 (約 1,000 社)		国際会計基準	企業会計基準
	上記以外の会社法 (約 10,000			
その他の株式会社 (約 250~260 万社) -		会計参与会社 (約 2,000 社)		会 計 指 針
(*)	り 200 - 200 万 (LL)	その他会社		会 計 要 領 など

⁽注) 上記の作図は「非上場会社の会計基準に関する懇談会 報告書」に添付された 「会社の分類と適用される会計基準」を参考にした。

図1 会社の規模とその適用会計基準

前述した職業会計人たちの肝いりで制度設計がなされた会計参与設置会社は、「せいぜい 2,000 社であり、会計参与制度が開始してから増えておらず、むしろ減っているのではないか気になっている」(「第6回中小企業の会計に関する研究会」議事録から抜粋)と言われ、普及困難な制度と化し、同時にこれをターゲットにした会計指針が、シングルスタンダードであるべきだと意地を張って構築した高度の内容は、二百数拾万の零細企業

になじむわけがなかった。

この状況から、この国が長らく温めてきた会計文化であるところの確定 決算主義を維持し、会計と税務の親和性を保ち、架空の資産・負債を計上 する税効果会計から離脱(法人税別表四と五による調整で済む)、経営者 に役立ち、その作成に過重な負担とならない基準作りが急務であった。

そこで、企業会計基準委員会等による「非上場会社の会計基準に関する 懇談会(座長:安藤英義専修大学教授)」(同 22.3.4 設置) が 5 回の審議 を経て平成 22 年 8 月に公表した報告書と中小企業庁が設置(同 22.2.15) した「中小企業の会計に関する研究会(座長:江頭憲治郎早稲田大学大学 院教授)」が 7 回の議を経て翌 9 月に「中間報告書」を公表し、新たな中 小会社の会計処理並びに報告のあり方の方向性が示された。

- ※「非上場会社の会計基準に関する懇談会 報告書」…現行日本の会計法 規、中小会社会計の海外の動向、非上場会社に求められる開示目的な どについて、懇談会の研究成果の報告
- ※「中小企業の会計に関する研究会 中間報告書」…中小会社の会計構築 にあたっての基本的考え方を要約(経営に役立つ会計,利害関係者と 繋がる会計、実務を考慮した会計、実行可能な会計)

この二つの報告を受けて、中小企業関係者が主体となり、中小企業庁と金融庁を共同事務局とする「中小企業の会計に関する検討会(座長:万代勝信一橋大学教授)」が平成23年2月に設置され、同年10月28日に「中小企業の会計に関する基本要領(案)」を取りまとめ、11月8日に公表した。12月7日までパブリック・コメントを求め、再検討のうえ、確定稿としたものである。この一カ月の間に寄せられたコメントは13団体、23個人から152件が寄せられた(コメントした拙案に対する「回答」を本稿に示してある)。

この検討会を構成する中小企業代表とは、全国商店街振興組合連合会、

中小企業家同友会全国協議会,全国信用金庫協会,全国信用組合中央協会,全国銀行協会,全国商工会連合会,全国中小企業団体中央会,日本商工会議所,企業会計基準委員会,大学教授二名,オブザーバーとして法務省民事局参事官室,このほかにワーキンググループが存在する。うち教授二名は座長の万代勝信と座長代理の品川芳宣,ワーキンググループの座長弥永真生と河﨑照行である。武田が関わった平成14年の「中小企業の会計に関する研究会」にもこれら4名の研究者が参画されていたことから,当時の武田の主張を十分に理解しておられたと推察する。

Ⅲ「会計要領」の総論

本会計要領案の構成は、総論(「会計要領」の基本的考え)、各論(実務で採用される簡便な会計処理)、様式(貸借対照表、損益計算書、注記などの例示)の三部構成である。

その「総論」の1では、本要領は「中小会社が会社法上の計算書類等を作成する際に、参照するための会計処理や注記を示すもの」で、中小企業経営者が理解しやすく、作成が過重負担にならないよう、会計慣行や税法を配慮した会計、と位置付けている。会計指針が使っていた「推奨」(よいものとして人に奨める)の言葉が消え、「参照する」(引き比べて参考にする)としている。

ところで、この会計要領の表題は「中小企業の会計に関する基本要領」とされながら、「中小会社が……」と書かれているところから、表題を「中小会社の会計……要領」に統一すべきである。昭和24年7月に経済安定本部から法人向けの「企業会計原則」が報告され、同25年1月に個人企業向け「中小企業簿記要領」が公表された。この簿記要領はその後の中小企業庁の各種商店「経営簿記要領」となり、中小商店の指導指針となった経緯がある。今般の「要領案」が法人を想定するものであるところから、

「中小会社」とすべきである(コメントの「回答」では「本要領は、中小企業の経営者にわかりやすいという観点から、一般的になじみの深い『中小企業』という文言を用いている」とあつた)が、会計要領案に参画した中小企業庁の面子であろう。

その2においてこの要領の利用が想定される会社は金融商品取引法の規制の適用対象会社と会社法上の会計監査人設置会社(これらの会社は企業会計基準または中小指針が適用される)を除いた株式会社で、「特定有限会社、合名会社、合資会社または合同会社についても、本要領を利用することができる」としている。また、この要領の利用が想定される会社が「国際会計基準や中小指針に基づいて計算書類等を作成することを妨げない」(その3)。

本要領の特色の一つが、その4にある。すなわち、(1)「企業の実態等に応じて、適切な会計処理の方法を選択して適用する」経理の自由を認め、(2)「毎期継続して同じ方法を適用する必要があり」と、ここに当然の「経理自由の原則とその継続適用」を明文化したのである。会計指針の「企業の規模に関係なく、取引実態が同じなら会計処理も同じになるべきである」とするシングルスタンダード観が消え去り、その5で「本要領で示していない会計処理の方法が必要となった場合は」企業会計基準、中小指針、法人税法、公正妥当な会計慣行のうちから選択できる、としている。

その6で「安定的に継続利用可能なものとする観点から、国際会計基準の影響を受けない」ことを明記、この点、会計指針は「会計参与設置会社を念頭においているので、会計参与に責任が生じないように、会計基準等の改正に合わせて多少とも更新していかざるを得ない」⁶⁾ ところから、国際会計基準や企業会計基準の変更に伴って毎年改定を余儀なくしてきた。

このように、国際会計基準や企業会計基準からの影響を断つことで、この国の会計文化として育った確定決算基準を前提とする会計と税制の親和性(とくに、税効果会計からの離脱)を保った内容とすることができた。

二つ目の会計要領の特徴として、その8で正規の簿記の原則を挙げ、「適時に、整然かつ明瞭に、正確かつ網羅的に会計帳簿を作成しなければならない」としているで、この要領の重点はReporting Principles(会計報告)にあるのではなくして、Accounting Principles(会計処理)にあることが明確である。その9に(2)資本取引と損益取引の区分原則、(4)保守主義の原則、(5)単一性の原則と続き、(6)に重要性の原則を掲げている。「重要性」はその後段で「重要性の乏しいものについては、本来の会計処理によらないで、他の簡便な方法により処理することも認められる」と会計処理原則に位置づけし、前段では「企業の財務内容を明らかにし、企業の経営状況を誤らせないようにすること」であるところから報告原則としての位置づけもされている。

こうした上で、(3)の明瞭性の原則と(1)の真実性の原則が並べられる。おおよそが企業会計原則の一般原則(但し重要性の原則は当初の「中間報告」にはなく、その後「注解」に追加された)を踏襲している。その「中間報告」から60数年を経た企業会計原則を下敷きにしているが、簿記の普及や租税教育が浸透してきた現在、そろそろ会計処理原則から脱皮して報告原則としての会計基準(要領)が生れてもよかろう。

IV 「会計要領」の各論

1. 収益,費用の基本的な会計処理

会計指針は各論の配列を貸借対照表項目から始めたが、会計要領は「企業会計原則」の順序に従い損益計算書の構成要素を前面に押し出している。すなわち、収益の実現と費用の発生、収益・費用の対応、総額主義である。なお、平成14年の中小企業庁が主幹した「中小企業の会計に関する研究会」の「中小企業の会計」では、費用・収益の計上の箇所で、資産の取得価額は「当期の収益獲得に対応する部分については、損益計算書の費用の

— 43 **—**

部に、次期以降の収益獲得に対応する部分については貸借対照表の資産の 部に計上する」と費用配分の原則を明確にしていた。

先にも述べたように平成14年の委員の一人が武田隆二であり、当時の 委員として参画した他の4名の会計研究者が「会計要領」に参画している ことから、この「中小企業の会計」と対比しながら各論を吟味する。

2. 資産、負債の基本的な会計処理

取得原価主義を前提に、取得後の時価の変動を会計帳簿に反映させない価額で貸借対照表に計上する。債務は「債務を弁済するために将来支払うべき金額、すなわち債務額で」で計上する。この点会計指針は「時価」を前面に押し出し、市場性のある金銭債権は「時価又は適正な価格」を、あるは取得価額と将来の決済時価格が異なるものは償却原価法を強制している。

3. 金銭債権及び金銭債務

金銭債務は債務額を貸借対照表に計上する(アモチゼーション法などの復活)が、額面額以外の価格で発行した社債は償却原価法も容認する。「取得価額で計上した受取手形を取引金融機関で割り引いたり、裏書した場合は、…注記することになります」と要注記の解説がある。ここでは言及されてはいないが、割引料勘定の復活を考えてもよいのではなかろうか。そもそも、手形割引の法的解釈には手形売買説と金銭消費貸借説(借入処理)があり、手形売買説の採用は、平成12年に「金融商品に係る会計基準」が導入されたことに伴い、経済実態を無視して国際基準に迎合したものである。

4. 貸倒損失,貸倒引当金

会計指針が準拠する「金融商品に係る会計基準」と同様の判定で会計要

-44 -

領も貸倒損失を計上する。ただし、貸倒引当金繰入額を①営業上の取引に基づいて発生した債権(販売費)、②、①③以外のもの(営業外費用)、③ 臨時かつ巨額なもの(特別損失)に分けて表示するため指針は洗い替え方式であったが、要領は、いわゆる差額補充法を認めている。

5. 有価証券

会計指針は有価証券を「金融商品に係る会計基準」に準じて所有目的別に4つに分けていた。会計要領は法人税法の規定する売買目的有価証券(相当程度の反復売買)の時価計上,並びに強制低価法を採用せざるを得ない著しい評価損計上以外は取得原価を原則としている。平成14年の「中小企業の会計」も会計要領と同じである。

ところで、有価証券並びに棚卸資産の強制低価法採用につき、会社計算規則第5条は「当該資産の時価がその時の取得原価まで回復するとみとめられるものを除く」と規定し、「中小会社会計基準」は「将来回復の見込みがあると認められる場合を除き」、「中小企業の会計」は「将来回復の見込みがある場合を除いては」と、会計指針も有価証券につき「将来回復の見込みがある場合を除き」としてきた。「会計要領」は「回復の見込みがあると判断した場合を除き」と明確に経営者の「判断」を尊重して「評価損を計上する」としている。

6. 棚卸資産

会計指針は「なお、最終仕入原価法も、期間損益の計算上著しく弊害がない場合には、用いることができる」としてきたが、会計要領では最終仕入原価法は他の方法と併記されている。両規定ともインフレーション時を想定した後入先出法が挙げられていないが、この点の検討はどうであったのか。

7. 経過勘定

会計要領は(1)前払費用及び前受収益は当期の損益計算に含めない,(2)未 払費用及び未収収益は当期の損益計算に反映する,と微妙な言い回しをし ている。会計指針では前者は「含めず」,後者は「含めなければならない」 と強制している。両会計規定とも適用にあたっての重要性の判断を容認し ているものの,会計要領は中小企業の現況を踏まえて未払費用などの計上 に弾力性をもたせたものと推察する。

8. 固定資産

会計指針では「固定資産の減価償却は…毎期継続して規則的に償却を行う」としているが、会計要領は(5)「耐用年数は、法人税法に定める期間等、適切な利用期間とする」ことを前提に、(3)有形固定資産は定率法、定額法等で、(4)無形固定資産は原則として定額法で「相当の減価償却を行う」とある。おそらくこの規定が、検討段階で一番苦慮した点と推察する。

本要領「解説」は「『相当の減価償却』とは一般に、耐用年数にわたって、毎期、規則的に減価償却を行なうことが考えられます」と表現するにとどめている。武田が継続的・規則的償却を忌避した理由は、中小企業が任意償却している経営状況を踏まえて「赤字決算となれば金融機関の融資姿勢がきわめて慎重になりかねないことが、経営者に最も懸念されている他、税務上の繰越欠損金がある場合には、減価償却による費用化を将来のものとしておく発想などが指摘されている」(「中小企業の会計」)と説明していた。

9. 繰延資産

会計指針は「原則として費用処理する。なお、…繰延資産として資産に 計上することができる」としていたが、会計要領は「費用処理するか、繰 延資産として資産計上する」と任意とした。税法固有の繰延資産は長期前 払費用として扱うことは両規定とも同じである。

10. リース取引

会計指針の「所有権移転外ファイナンス・リース取引」の判断にかかわらず、会計要領は単純に「賃貸借取引又は売買取引に係る方法に準じて会計処理を行う」とする。

11. 引当金

退職給付引当金について、会計指針は将来の在職年数などを考慮して現在価値に置き換えた原則法と期末自己都合要支給額を債務とする簡便法と をあげ、その簡便法を原則としている。会計要領ではその簡便法のみを挙 げる。なお「中小会社の会計」では、原則法に力点があった。

12. 外貨建取引等

外貨建取引発生時の為替相場で換算し、金銭債権債務は決算時の為替相場で計上することも可、為替予約は決済時の確定円換算額で計上することも考えられる。

13. 純資産

会計要領は、その他有価証券評価差額や繰延ヘッジ損益などの資産又は 負債に係る評価差額が生じない会社を想定している。

自己株式は実質、資本の払い戻しに相当することから、資本控除項目とし、純資産から控除している。そこで自己株式の開示だけであれば、あえて「純資産」とせず、なじみの深い「資本の部」とすべきではなかろうか。この点をコメントしたところ、回答は「会社計算規定を踏まえた表示としている」[®]であった。

会社計算規則第4条「法第432条第1項及び第615条1項の規定により

会社が作成すべき会計帳簿に付すべき資産,負債及び純資産の価額その他会計帳簿の作成に関する事項については,この編の定めるところによる」としていることから、名称変更はできないものか、検討の余地があろう。

14. 注 記

(1)会社計算規則に基づき,重要な会計方針に係る事項,株主資本等変動計算書に関する事項などを注記するとともに,(2)計算書類を利用する読者の信頼性を高める上から,「本要領に拠って計算書類を作成した場合は,その旨を記載する」とある。なお「中小会社の会計」には「中小企業の特性に鑑み,役員と会社間の債権債務,担保の提供,保証の有無等に関する情報を注記することがのぞましい。」とあるところから,この趣旨が会計要領に引き継がれていないことが残念である。

以上が「各論」である。平成14年の「中小企業の会計」には、この他に、税効果会計とキャッシュフロー計算書の項目があり、また会計指針には税効果会計と組織再編会計が掲げられていたが、会計要領はこれらを省き、簡素なものにまとめ上げた。

V 「会計要領」の様式集

貸借対照表,損益計算書(並びにそれらの記載上の注意),株主資本等変動計算書,個別注記表,製造原価報告書,販売費及び一般管理費の明細,の書式が掲げられている。

このうち、会社計算規則第91条で「株主資本等変動計算書及び個別注記表」が「計算書類」とされたが、株主資本等変動計算書は財務諸表ではない。「中小企業の会計」が挙げている「キャッシュフロー計算書」も厳格な意味では「財務諸表」とは言い難い。「株主資本等変動計算書」は、

資本金明細表、資本剰余金明細表、利益剰余金明細表の三つの財務諸表付属明細表(書)を一まとめにした上に、評価差額(包括損益)をも欲張って開示している。

この株主資本等変動計算書につき経団連のひな型では、「純資産の各項目を縦に並べる様式」とこれを「横に並べる様式」とを示している。実務は後者の「横に並べる様式」が圧倒的に多く、表による計算様式が損益計算書・貸借対照表の形式になじむようである。しかし、ひな型の貸借対照表との関連で見ると、大変見づらい形式でもある。そこで、この「横に並べる様式」を基本に、p.50の貸借対照表を参考に図2のように縦項目と横項目を反転してみたらどうであろうか。この点コメントの回答は「様式集としては、一般的に普及している形式を採用している」とあった。

「販売費及び一般管理費の明細」に「寄付金」なる項目があるが、大企業の政治献金ほどの相対的危険性はないことから、この勘定の独立開示は不要である。開示すべき寄付金があれば、交際費勘定等の注記事項とすべきではなかろうか、と思慮する。また、この明細が、損益計算書の販売管理費の内訳であることから、損益計算書一表のなかで開示することで十分である。大企業のような別紙「販売費及び一般管理費の明細」に分ける必要はない。

IV 会計教育

大学は教育機関としての質の保証(学士力,就業力など)と研究機関としての成果が求められて,社会の進歩発展に貢献するため日夜研究・教育にいそしんでいる。

こと会計学に関してのこの 10 年, 国際会計基準を中心として会計構造 を揺るがす制度設計がなされてきたことから, これに合わせた教科書の編 纂に追われてきた。制度改革のスピードに合わせて, 大学で何を教えるべ

貸借対照表

糸	吨資産(資本)の部	(今期末)	(前期末)
Ι	資本金	95	100
Π	資本剰余金		
	資本準備金	19	20
	その他資本剰余金	5_	5_
	資本剰余金合計	24	25
${\rm I\hspace{1em}I\hspace{1em}I}$	利益剰余金		
	利益準備金	10	13
	その他利益剰余金		
	××積立金	10	10
	繰越利益剰余金	50_	90_
	利益剰余金合計	70	113
IV	自己株式	△ 7	△ 7
糸	屯資産(資本)合計	182	231

きか、どこまで教えるのか、そしてその教育効果に教師は悩んできた。

昭和24年に「企業会計原則」が中間報告された当時,文部省も会計教育のテキストとなる同様な会計原則構想を持っていたと聞く。企業会計原則の目的に,①外資の導入,②企業の合理化,③課税の公正化,④証券投資の民主化,⑤産業金融の適正化が掲げられ,「仍って,企業会計の基準を確立し,維持するために,先ず企業会計原則を設定し,わが国国民経済の民主的で健全な発達のための科学的基礎を与えようとするものである」と謳っている。その⑥を掲げてはいないものの,上記のカッコ書き後段を斟酌すれば,それは(大学)教育目的を言外に表したものである。その後

						前		当	期 豸	变 動	額		当
						期	栫	主	資	本	株主	変	期
						末残高	新株の発行	剰余金の配当	当期純利益	自己株式処分	株主資本以外(純額)	動額合計	末残高
	資		本		金	95	5					5	100
	資本	資 本	準	備	金	19	1					1	20
株	資本剰余金	その1	也資本	乗角	金	5							5
	金		合	計		24	1					1	25
主	利	利益	连 準	備	金	10		3				3	13
資	益	その他		積立	金	10							10
	剰余	利 益剰余金		利益剰	余金	50		△ 60	100			40	90
本	金		合	計		70		∆ 57	100			43	113
	自	己	杉	*	式	Δ 7							Δ 7
	株	主質	本	合	計	182	6	∆ 57	100			49	231
	,	純資産	崔 合 旨	H		182	6	∆ 57	100			49	231

図2 株主資本(等)変動計算書

の、教育界での企業会計原則の扱いは、これを下敷きにした教科書であり、 その解説書の出版であって、国家試験などはその理解水準を検定するもの であった。このような状況のもとで教育された会計学徒が産業界でその知 識を十分発揮したからこそ、この国の経済発展があったのである。

現在の大学は、初年次教育のために多くの時間を割き、また卒業を迎える学生は就活のために落ち着いた受講を望めない。この短い在学期間に、 国際会計基準を中心とする会計理論を教授しなければならないのが会計学の現状である。

柴 健次は「再度、会計教育研究の本格化を望む」®という論考で、

IFRS(国際会計基準)の教育につき、まずは会計学の基本的考え方、収益費用観と資産負債観、伝統的な過去収支を基礎とする会計モデルと将来収支を基礎とするファイナンスモデルの双方の理念、IFRSの時代的背景とその財務報告内容を教育すべきではないかと述べている⁹⁾。だいぶ整理されたシラバスではあるが、これをたった一年間30講で完璧を期す自信はない。受講生もこの短時間で矛盾なく、容易にこのシラバスを理解できるであろうか。

おわりに

先の武田提言のIVはまさにこの教育問題にある。企業会計基準と似て非なる会社計算規則が出来上がり、教育制度を混乱に陥れた、と武田は言う。

会社法から計算規定を切り離し、利益分配計算は経営者にゆだねた結果、会計基準は自由な調整が可能となった。そうしたなか、「会計基準を画一的に複雑化することが、あたかも、会計の発展であるかのように誤解している」¹⁰⁰ 向きがある。そこで「会計基準の設定にあたっては、会計教育の側面を常に念頭において行うべきである。基準は操作可能なようにシンプルであることが大切である。また、基準の解説は個人論文ではないから、要点を明確にレトリックで固められた形式論理をもって満足してはならない」¹¹⁰。そして教育の基本にあるのは「面白さ」を与えることであるから、だれしもが気付かなかったことや、疑問を持たせる、それを解こうとする「面白み」を湧かせることで、画一化した知識を押し付けるものではない。「会計領域に、良き人材を集めようとしても、『面白みのない学問』は若者にとって魅力がない」と結ぶ。

社会科学は自然科学と異なり、単一の原理原則で事象を説明できない。 しかし、多少の例外はあっても社会をシンプルに説明できる原理を発見し、 これを丁寧に純化して、制度の構築、改廃をしていくのが社会科学の使命 と考える。そうした原理原則を学ぶ学徒が学問に興味を抱くには、単純明 快な知の体系がぜひとも必要であり、これを学ぶことの「面白さ」を知る ことで学問の裾野が広がるのである。

平松一夫関西学院教授は、税理士試験と日商のビジネス会計検定試験の科目に「中小企業の会計に関する基本要領」を入れるなどして普及を図ることを提案している¹²⁾。そうすることで、単純明快な「中小企業の会計に関する基本要領」の普及が図られることとなろう。

このエピローグに至って指摘するのはふさわしくないが、中小企業の会 計基準検討のそもそもは,平成 14 年の商法施行規則成立に伴う衆参両院 の付帯決議に始まった。ところが、職域拡大に目のくらんだ職業会計人団 体の、ダブルスタンダードはよくないという勝手な論理の下、企業会計基 準を下敷きにして「会計指針」を二百数拾万社に及ぶ零細企業に押し付け たことである¹³⁾。同様なことは IASB の IFRS 国際会計基準にもみられる。 河﨑照行はその経緯を「2009 年に中小企業版 IFRS が公表されました。… もともと…完全版 IFRS に対応できない発展途上国のための会計基準を作 ることが目的で…それがだんだんと変質し、先進国の中小企業にも適用す る形で基準作りが進んできた [14] と述べている。IFRS の導入によって、 世界中の「大企業向け会計基準」が単一の基準となり、各国の会計制度 (会計文化) の独創性が失われつつある。「経験の蒸留 Distillation of Convention | であった会計文化(各国の会計制度)の特質を体現できる のは、今になっては「中小企業の会計であると思える」 とさびしく語る のは河﨑だけではなかろう。また武田隆二が、中小零細会社の身の丈に合っ た会計基準を、と叫んできたのは、衆参両院の付帯決議の心を汲んでいた からである。中小企業のために使いやすい会計基準が一刻も早く普及する ことを願って筆を擱くこととする。

- 1) 武田隆二稿「会計文化の尊重と会計学のあり方」雑誌『税經通信』2009 年 1月号 p. 2。
- 2) 武田隆二稿「上掲論文 | p. 3。
- 3) 武田隆二稿「企業会計基準の改訂への提言」雑誌『税經通信』2009 年 1 月 号 p. 18。
- 4) 武田隆二稿「上掲論文」p. 20 参照。
- 5) 武田隆二稿「上掲論文」p. 24。
- 6) 安藤英義稿「IFRS の影響と中小企業の会計」雑誌『季刊 会計基準』p.4。
- 7) 要領案が「正規の簿記の原則」を前提としていることから,「調製される会計諸表間をつなぐ数値の一致を示すことが諸表の正確性検証に必要。包括損益を想定することがなければ,無理に「純資産」とせずに,「資本」の部において,未処分利益と連絡する工夫が必要である」とコメントした。個人企業であれば損益計算書当期利益と貸借対照表当期利益が一致することから,これを株式会社会計のシンプルな形態に当てはめたわけである。コメントに対する「回答」には「本要領は会社計算規則を踏まえ,作成したものである」とあった。
- 8) 柴 健次稿「再度,会計教育研究の本格化を望む」雑誌『企業会計』Vol. 63, No. 12 (2011), p. 9。
- 9) 平成24年8月30日一橋大学で開催された第71回日本会計研究学会のスタディ・グループ報告「IFRSの教育に関する研究」(主査 柴健次)において、現行国際会計基準を「新・企業会計原則試案」に再構築し直している。すなわち、財務諸表作成の一般原則、財政状態計算書原則、包括利益計算書原則、持分変動計算書原則、キャッシュ・フロー計算書原則に分解している。
- 10) 武田隆二稿「企業会計基準の改訂への提言」雑誌『税經通信』2009年1月 号 p. 24 参照。
- 11) 武田隆二稿「上掲論文」p. 24。
- 12) パネルディスカッション「中小企業の会計に関する最新動向と普及策について」雑誌『TKC』No. 455 (2010. 12), p. 13 参照。
- 13) 「中小企業の会計に関する基本要領」を取りまとめた「中小企業の会計に関する検討会報告書」(平成 24年3月)には、そのⅢ「『中小会計要領』に従たって計算書類等の作成支援」に、税理士会並びに会計士会の協力文書がある。すなわち、

日本税理士会連合会(日本公認会計士協会)は、中小企業の会計の質を

向上するために、中小企業への理解の促進と実務対応支援を行う。会員が中小企業から依頼された場合に、当該中小企業の実態等を考慮した上で、信頼性のある計算書類の作成の相談・指導ができるよう、「中小会計要領」を含めた中小企業関係団体の実施するセミナー・研修、相談・指導事業において、税理士(公認会計士)の派遣要請があった場合には、日本税理士会連合会及び各税理士会(日本公認会計士協会は及び各支部)は積極的にこれに協力する。

とある。平成17年に中小企業零細企業の意向も聞かずに職域争いの結果作り出した「中小企業の会計に関する指針」に対する反省もないまま、なりふり構わず職域を守ろうとする姿は、わが国会計実務を指導するに値する職業人なのかと、嘆きたくなる。

- 14) パネルディスカッション「中小企業の会計に関する最新動向と普及策について」雑誌『TKC』No. 455 (2010. 12) 河崎照行甲南大学教授の発言。
- 15) 河崎照行稿「中小企業の会計」安藤他編『企業会計と法制度』(中央経済社 2011), p. 142。

(原稿受付 2012年2月6日)

経営経理研究 第 95 号 2012 年 10 月 pp. 57-76

〈論文〉

中国「国有株式会社」の内部者支配の 特徴と分析

周 志剛

要 約

中国における国有株式会社の問題の一つは、1990 年代から今日まで内部者支配と所有者不在問題の是正であった。国有株式会社における「内部者支配」の特徴は、行政浸透の内部者支配に現れている。内部者支配は、行政の直接支配あるいは間接支配の下で行政の影響力と経営者の「二つの特性」(行政意識の顧慮、経営者の独立意識)を通じて形成される。本研究では中国国有株式会社のコーポレート・ガバナンスを巡って、内部者支配理論を分析し、国有株式会社の内部者支配の特徴と役割、内部者支配と経営者支配の相違点を考察するとともに、中国「内部者支配」への対応、改善策を提示する。

キーワード:内部者支配,行政浸透の内部者支配,政企分離,政資分離, 経営者選任システム,コーポレート・ガバナンス

1. はじめに

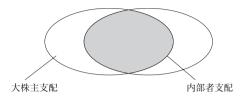
コーポレート・ガバナンス論の系譜からみると,バーリとミーンズが主張した伝統的な「経営と所有の分離」¹¹ 以来,「会社はだれのものか」,「会社の支配者はだれか」など,いわゆる経営者支配論が議論されてきた。バーリとミーンズが主張した「伝統的経営者支配」に続き,経営学分野ではハー

マンの「被制約された経営者支配」とスコートの「所有者支配」²⁾ など先進国の会社支配論がある。またエコノミスト青木昌彦は、比較制度分析の立場から移行経済体制諸国(旧ソ連と東欧)における「内部者支配」論を分析した。

内部者支配の形成についての理論は、多くの場合委託/代理論(エージェンシー理論)によって説明される。所有者と経営者が分離している大規模な株式会社を前提として考え、不完全市場と人間の限定合理性、所有者側と経営者側との間の情報の非対称性、株主と経営者における目的関数の相違と機会主義の存在を仮定としている。このような条件のもとでは所有者の代理人としての経営者は所有者の利益を最大化するようには必ずしも行動しない。所有者の利益最大化に合致した行動を経営者にとらせるためには、経営者に対する監督費用、経営者側の保証費用、剰余損失などの費用、いわゆる代理コストがかかる。したがって、エージェンシー理論は代理コストをできるだけ抑えつつ、所有者がその利害を最大化することが課題となる。しかし、情報の非対称性のもとでは所有者が経営者を十分にコントロールすることは困難また不可能である。その結果、経営者は自らの利益目的を優先して経営を行い、所有者の利益目的を侵害する行動をとる可能性がある。いわゆるモラル・ハザードである。

現在、中国のコーポレート・ガバナンスの支配類型には大別して大株主支配モデル(big shareholder control model)と内部者支配モデル(insider control model)の 2 つがある 4 。川井伸一(2003)は,「多くの研究者は両者が異質であることを前提に両者の並存を指摘するが,両者の関連性についてはあまり検討していない」とし,「上場会社において大株主支配と内部者支配は二つの対称的な存在であるというよりも,大多数の場合重合している(図表 1 参照)」。そして,「大多数の株式会社においては大株主支配と内部者支配は一体化されたものとして存在している」 5 と主張している。

図表1 大株主支配と内部者支配の関係



出所:川井伸一 (2003), p. 20。

従来、中国国有会社の場合、経営者には法的な所有権が与えられていないため、自らの所有権またはその代表権に基づいて経営のコントロール権や分配請求権が行使されていたわけではない。だが改革の過程で、経営のコントロール権が経営自主権として経営者に合法的に与えられた点は重要である。中国の内部者支配は、合法的ではなく事実上の内部者支配として認識されているところに特徴がある。

2. 内部者支配の形成及び現段階の特徴

内部者支配の概念を提起した青木昌彦氏は次のように述べている。「内部者支配とは、旧共産主義経済における旧国有会社の民有化(法人化)過程において、会社のコントロール権の実質部分が法的または事実上、経営者に(場合によっては従業員との連合を通じて)掌握されることを指す。こうした意味での内部者支配は共産主義の遺産から生じた進化的現象といえる」。のまり内部者支配とは、社会主義計画経済から資本主義経済への移行期経済(特に旧ソ連と東欧)における現象として把握される。青木は「内部者支配とは、民営化の場合において会社内部者が過半数または実質的量の株式を所有すること、または会社が国家所有にとどまる場合に会社の戦略的な意思決定において内部者の利益を強く主張することと定義する『ひとも述べている。

青木は比較制度分析の立場から、移行経済体制諸国(旧ソ連と東欧)における内部者支配の形成について説明し、内部者支配の形成要因は計画経済体制の改革に伴い、政府から会社への権限の「不可逆的な」委譲プロセスおよび計画経済体制の崩壊により生じた「真空状態」が経営者のコントロール権を強化し、経営者の自立性を高めている®とする。

内部者支配理論を分析する際には二つの点に注意する必要があると考える。

- ① 内部者支配の形成要因は、旧ソ連と東欧移行経済体制において一時 的に「真空状態」⁹⁾ の社会事情下で発生した現象である。この点にお いては、中国の政府主導の改革移行期の事情とは異なる。
- ② 「共産主義経済における旧国有会社の民有化(法人化)過程において、会社のコントロール権の実質部分が法的または実質上、経営者に(場合によっては従業員との連合を通じて)掌握されることを指す」に対して、中国の国有株式会社改革の中では、「経営者」と「従業員」との連合はほとんど存在していない。

青木氏は「内部者支配とは、民営化の場合において会社内部者が過半数または実質的量の株式を所有すること、または会社が国家所有にとどまる場合に会社の戦略的な意思決定において内部者の利益を強く主張すること」¹⁰⁾ と定義する。その定義は、ある意味で「中国式内部者支配」の一つの側面を反映している。後述するように、国有株式会社の経営者には二つの特性がある。青木氏の定義はそのうちの1つであり、「独立的権限行使の特性」が反映されている。しかし、もう1つの側面「行政(上級管理部門)の意識を重視する特性」が反映されていない。

この青木氏の「内部者支配」理論は、国有企業研究に大きな影響を与えた。例えば、魏傑・徐有軻(1996, pp. 23-24)、何玉長(1997)、費方域

(1996, pp. 31-33), 呉敬璉 (2001), 劉偉・高明華 (1999), 呉建輝 (1997), 川井 (2003)等¹¹⁾も、中国会社が「内部者支配」の特徴をもっていると指摘する。劉偉・高明華 (1999)¹²⁾の分析では、中国における財産権主体のあいまいさから財産権制約が確立していないこと、その結果、政府の国有会社に対する関係が財産権関係として制度化されず、多く場合には行政関係として把握されており、この行政関係の強弱は会社経営者と政府官僚との交際や交渉能力によって決まることが指摘されている。それによって「行政参与下の内部者支配」は流動的な状況であり、それが行政のコントロールに転換するか、あるいは会社経営者の内部者支配に転換するかは、かなりの程度政府官僚と会社経営者との間の関係や交渉能力次第ということになる。

川井伸一(2003)による内部者支配の研究では、「このような内部者支配の弊害現象は必ずしも中国固有のものではなく、経営者の『モラル・ハザード』または『代理問題』として一般的に理解可能である。ただし、経済体制の移行期にあり、会社企業の内部及び外部のコントロールの制度化がかなり立ち遅れている中国において、この弊害現象は比較的顕著であると考えられている」¹³⁾。しかし、多くの研究分析では必ずしも内部者支配における行政の影響という国有株式会社特有の特徴を明確にはしていないと考える。

本研究が指摘したいのは、「内部者支配」は「経営者支配」のような「株主の利益達成に奉仕することを前提として会社の業務執行を委託された経営者が、事実上株主のガバナンスやコントロールを脱して、自立的に権限を行使している現象である」という「独立的権限行使」の特性と、もう一つの側面である「行政の影響力」という特性をもつという点である。多くの先行研究では、国有株式会社、特に上場国有株式会社に関して、必ずしもこれら2つの特性を明確に指摘していない。前述した劉偉・高明華(1999)等の少数学者だけが「行政の影響力」を認識し、「行政参与上の内

部者支配」を指摘している。それらの分析をみると、一定程度まで中国における「内部者支配」の特徴を反映してはいる。しかし、「内部者支配」が生じる重要な原因の一つである現有の経営者選任システムについては言及していない。

本研究では、国有株式会社の状況により「行政浸透の内部者支配」の特徴があることを強調する。つまり「内部者」に対して、仮に「行政の参与」と「行政の干渉」などの状況が存在していないとしても、現有の経営者選任システムの下では「行政の意識」を重視していると主張する。国有株式会社の「内部者支配」と先進国の「経営者支配」においては経営責任、監視機能などで共通の特徴があったが、その形成原因が異なると主張する。しかも、行政の影響という状況下の「特有問題」として、「行政浸透の内部者支配」という特徴を指摘する。その分析の裏付けとしては、組織行動論から国有株式会社の経営者は「二つの特性」(図表 2)を持っている。

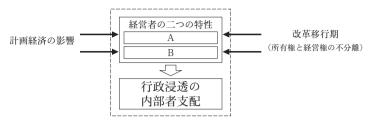
図表 2 国有株式会社経営者の二つの特性

A(受動の立場)	B (主動の立場)	
行政(上級管理部門)の意識を重視する特性	独立的権限行使の経営者の特性	

Aに関して、今まで行政は国有会社の経営者への「監督機能」(その監査機能は責任の不明確さによって実際には実効性がない)に限らず、実際に国有株式会社の経営者を選任してきた。人事はいまだに行政的経営者選任システムの中に収められている。「内部者」の進退は会社法に基づく選任・解任ではなく、政府行政部門が決めるものである。加えて、行政は会社の資金調達、税務、新規事業の許可、設備投資などの面でかなり影響を与えている。したがって、行政の影響、特に行政管理下での経営者選任システムは中国国有株式会社の特有的問題として位置づけられる。

Bに関して、会社の業務執行を委託された経営者は、事実上、株主のガバナンスやコントロールを脱して、自立的に権限を行使している。Bの形

図表 3 国有株式会社における「行政浸透の内部者支配」の形成



出所:筆者作成。

成要因としては、先進国に存在する「経営者支配」の現象に近いと考えられる。しかし、国有会社について支配大株主と経営者が一体の場合には (例えば経営者の派遣など)、先進国でみられた「分散化した多数の株主」と「専門的経営者」の利益衝突、あるいは「支配大株主」と「少数株主」との間の利益衝突だけでなく、多くの場合には「支配大株主及び経営者」という共同体と「少数株主」の利益衝突となっている(もちろん支配大株主と経営者間の対立も存在する)。これは先進国の「経営者支配」と「内部者支配」の重要な違いである。本稿は、主に A の特性について、計画経済期の伝統的影響及び改革移行期の「経営権」と「所有権」の「実質的未分離」という二つの側面から分析していく(図表3参照)。

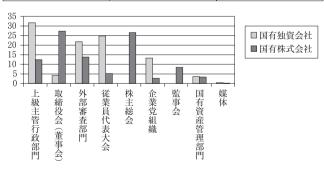
Aの特性が形成される要因としては、国有会社の形成・発展の過程で分析できる。計画経済下にある国有株式会社は、行政への「依頼体質」と決められ、1990年以前、国は国有会社に対して、銀行貸付、生産項目の独占、融資、設備投資などの面で財政政策の支援を行った。その時期には国は大きな役割を果たし、国有会社にとって国は「最終救助者」のようなものであった。こうした「最終救助者」が存在した結果、多くの国有会社は市場競争に打ち勝てない体質となってしまった。そのため、伝統的な国有会社は市場経済と離れ、市場経済への適応が民営企業などよりも大幅に遅れたのである。

市場経済の発展に伴って国はいろいろな改革を行ってきた。しかし、計画経済期の政企関係の影響で、国有会社が持つ「政企不分」の体質は実質的に変わらず、民営経済の競争の下ではむしろ悪化している。また行政(地方政府が中心)は、融資、土地、水力、電力、税務などの経営資源をコントロールし、会社経営のかなりの部分が政府の許可や認可の下で行われていた。従っていまだに国有株式会社は、行政への依存体質が失われていない。計画経済期に、伝統的な「政企関係」の影響によって A の特性が形成されたのである。

図表 4 国有独資会社と国有株式会社別監督部門調査

(単位:%)

	国有独資会社	国有株式会社
上級主管行政部門	31.7	12.4
取締役会(董事会)	4.2	27.3
外部審査部門	21.8	13.8
従業員代表大会	24.8	5.2
株 主 総 会	_	26.6
企業 党組 織	13.3	2.7
監 事 会	_	8.4
国有資産管理部門	3.6	3.4
媒体	0.4	0.2

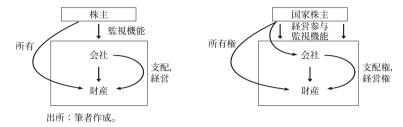


出所:郝大海・李蘭「中国企業経営者隊伍制度化建設的現状与発展」『中国 企業家成長与発展報告』経済科学出版社,2008年により作成。 図表 4 で示したように、最も有効的な監督機関として国有独資会社においては「上級主管行政部門」¹⁴⁾ と「外部審査部門」¹⁵⁾ で 53.5%に達している。国有株主会社においても二つの項目で 26.2%となっている。政府の行政部門の国有株式会社への監督と制約は、国有株式会社の経営者に対するコントロールにとって重要なものとなっているのである。純粋な国有会社に限らず、株式が多元化した国有株式会社においても状況は同様である。さらに、行政権力の持ち主は「上級主管行政部門」であり、国有資産出資者の「国有資産管理部門」¹⁶⁾ ではないという現実もある。

政府は、行政権力によって外部から国有株式会社に強く監督と制約を行い、会社の経営を決済する。つまり、政府は国有株式会社の「最終裁決者」のような存在である。計画経済期の影響で、このような政府から会社への参与方式が会社の「内部者」(経営者)に定着したのである。政府の最終決済は、「政治文化」や「政治規則」とは離れにくいため、国有株式会社の商業化に支障が生じた。行政主導下の株式会社制度改革でも、株式会社設立当初から行政の意識が反映されている。行政は経営者の選任、人事、会社の資金調達、税務、新規事業の許可、設備投資などにかなりの影響力を有しており、経営者は行政に配慮せざるを得ない。このため、国有株式会社の経営者は「行政(上級管理部門)の意識を重視する特性」を持つようになる。

行政の意識を重視する特性が形成された要因を、改革移行期における国有会社の経営権と所有権改革の観点からも分析できる。国有株式会社改革の中で打ち出されたのは「政企分離」(政府と企業の分離)であった。これは、「所有権」と「経営権」の分離¹⁷⁾(図表5参照)という原則であり、行政と会社経営を分離して企業経営を企業自体に任せるということである。しかし、中国における「所有権と経営権の分離」は、国有企業の「政企不分」という弊害を打破する手段として、企業における国有財産の財産権に対し、企業が企業財産の国家所有権から派生した企業営業財産全体に対す

図表 5 「所有」と「経営」の分離と中国国有株式会社「所有権」と「経営権」の分離



る占有,使用と法に基づいて処分する「経営権」を有していることを意味 している。

中国における「所有と経営の分離」の内容と法的性質は、日本など先進国で提唱された「所有と経営の分離」とは次元が異なっている。改革初期の目標であった国有株式会社における「経営権」と「所有権」の分離は、資本主義先進国で提唱された「経営」と「所有」の分離と同一ではなく¹⁸、株式会社制度の導入によって形式的には「会社」は国のものではないという形に留まっているにすぎない。国は会社の財産(株式)を絶対的に、相対的にコントロールするという実質的な内容は何ら変わっていない。国が「会社」の所有と「財産」の所有を共有する形は、実質的には崩れていないのである。

国有株式会社の実態をみると、「政企不分」(政府と企業の未分離)かつ「政資不分」(政府の行政管理機能と国家資産運用機能の未分離)という問題が残されている。実質的には、行政は経営者の選任から地方利益優先の行為まで会社経営に参画し浸透している。選任された経営者は、取締役会のメンバーとして行政から派遣され、昇進のため短期的な職場移動となる。その「移動期」には会社の長期的な利益に対してはほとんど無関心である。関心があるのは、上級管理部門に示すための短期的な業績と自分の職位の昇進である。その状況も、経営者の「行政(上級管理部門)の意識」を重視する特性の重要な原因と考える。

図表3の分析からもわかるように、計画経済期の伝統的影響の側面と改革移行期の「経営権」と「所有権」の「実質的未分離」という側面から、国有株式会社の経営者に関してBのような「自主的権限行使の経営者」という主動的立場の特性が形成される。一方他方でAのような「行政(上級管理部門)の意識」を重視する受動的特性が形成される。経営者の「自主的権限行使」の特性と「行政(上級管理部門)の意識」を重視する受動的特性の存在により、国有株式会社の「行政浸透の内部者支配」が機能することになる。これが今も中国国有株式会社のコーポレート・ガバナンスに対して深い影響を及ぼしているのである。国有株式会社においては、その「行政浸透の内部者支配」の特徴から行政の意識が民営会社よりも経営者の意識の中で強く反映される。しかも、財産権の主体の問題と責任の不明確さ、行政職能が交錯190することに加えて、経営者機能や監査機能が実質的に不在であることから、国有株式会社のガバナンス問題が生じてくる。

民営株式会社においても、この「行政浸透の内部者支配」はある程度存在する。民営会社は完全には国有株から離れたくないと思っており、一定の国有株をもっていれば多くの利点があると考えている²⁰⁾。例えば中国では、民営会社が銀行から資金を借りにくいという状況が存在する。税務、土地使用権、資金調達など会社経営を取り巻く周辺事情には行政と密接に関連している事項が少なくない。こうした事項に関しては国有会社よりも民営会社の方が困難に直面するため、適当な国有株をもつことで、税務、資金調達などを有利に進めたいと考える。これらの理由から、現在でも国有株が民営会社の中に取り入れられている。

国有株式会社における「行政浸透の内部者支配」は、経営者選任システムにおける行政の影響力と経営者の「二つの特性」(行政の意識の顧慮、経営者の独立意識)を通じて形成される。これは大株主の行政側からは、財産権の主体と責任の不明確さ、行政職能の交錯によって経営者行動の監

視機能が不在であるという状況から把握できる。本論文では、これが国有株式会社のガバナンス問題を発生させた原因の一つであると考える。

3. 内部者支配の役割分析及び改善への提言

「内部者支配」の役割に対する評価は大きく二つに分かれる²¹⁾。「積極的役割論」と「消極的役割論」である。内部者支配の積極的役割を主張する 論拠として、以下の諸点が指摘される。

- ① 企業内部者の情報優位性とそれによる情報コスト引き下げ効果である。内部者は外部者に比べて企業経営について情報優位性をもつ。それは内部者の意思決定の質を高め、情報の収集コストを節約することに役立つ。
- ② 内部者支配によって、経営者が残余コントロール権だけでなくて残余請求権をもつことになる。これは、経営者に対してインセンティブ効果を与える。
- ③ 上の二つの条件は、企業の経営効率と成長を高めるのに有利である。 例えば、張春霖(1998)²²⁾ によれば、放権譲利の改革過程においては 内部者の収入は企業の利益と一定程度、正の関係で形成される。それ ゆえ、経営者の収入最大化行為は経済利潤最大化行為に接近すること ができ、内部者支配が経済効果を高めることができる根本的な要因と なる。つまり、経営者のインセンティブ効果が経済効率性の向上につ ながるのである。
- ④ 内部者支配は経営者の経営才能を発揮させ、企業家階層の形成と発展に有利である。

内部者支配の「消極的役割」については、いわゆる「インサイダー・コ

ントロール」として把握される。具体的には以下のさまざまな弊害が指摘 される。

- ① 経営者の過剰な「在職消費」現象である。在職消費とは経営職に伴うさまざまな役得を享受することを指す。それは必ずしも契約に明記されてはおらず、多くは慣行として実施される。その意味では実質上の残余請求権の一種である。
- ② 経営情報開示の不足かつ非規節性。
- ③ 経営者は企業の長期的発展よりも、自己の在任中における短期的な 利益を最大化する傾向をもつ。
- ④ 過度な投資と国有資産の浪費,低い国有資産使用効率。
- ⑤ 利潤の増加に対して、賃金、奨励金、福利厚生などの消費性収入の 増大が大きく、付加価値の従業員への分配傾斜がみられる。
- ⑥ 企業内企業に国有の優良資産を集中する。また企業従業員が上場時 に「内部株」を有利な価格で購入する。
- ⑦ 株主への無配当,多額な債務返済の引き延ばし,重大な欠損などの 株主利益に対する侵害がある。特に中小株主の利益に対する軽視など がみられる。

内部者支配の「積極的役割」論に対して、筆者は改革移行期に経営自主性を欠如した計画経済の旧管理体制と比較して、内部者支配の現象はある意味で進歩していると考える。しかし、その「積極的役割」論の分析はあまりにも現有の経営者選任システムにおける「消極的な役割」の影響を軽視している。国有株式会社の場合、先進国の経営者支配のような存在だけでなく「行政の役割」という現実的要素を考える必要があり、計画経済時期においても現時点においても、旧経営者選任システムの影響から会社経営の効率性、経営の公正性の問題をもたらしている。

「行政浸透の内部者支配」が国有株式会社のコーポレート・ガバナンス問題を発生する主な原因の一つである。特に、前述の「消極的役割」の①、③は「行政浸透の内部者支配」の特徴を反映している。「行政浸透の内部者支配」という現象からコーポレート・ガバナンス問題が発生し、国有株式会社の経営の効率性と公正さを欠く弊害が出てくる。国有株式会社のガバナンス問題を解決するためには、国有財産権の構造、経営者の選任体制、行政と経営のあり方、内部監査体制、外部監査体制など多くの制度と非制度の要素を再認識する必要があると考える。

さらに、中国国有会社は他の国と違い、会社法の規定に「企業における 共産党の支配」という特殊性を有している。前述の「行政浸透の内部者支 配」と合わせて、国有会社という2つの特殊性が共存しているのである。 欧米の多くの研究では党の支配を中国国有会社のコーポレート・ガバナン スの欠如と指摘してきたが、筆者は中国の現状においては企業における共 産党の支配は重要な意味があると考えている。共産党を防波堤として地方 政府からの干渉を抑えることができるからである。しかし、党の支配はあ くまで経営の参与ではなく、その監督、指導の役割に限定されねばならな いことは言うまでもない。

国有株式会社の「行政浸透の内部者支配」は、現行の経営者選任システムにおける行政の影響力と経営者の「二つの特性」(行政の意識の顧慮,経営者の独立意識)を通じて形成され、また大株主の行政側からは財産権の主体と責任の不明確さ及び行政職能の交錯により、経営者行動への監視機能の不在という状況から把握できる。また改革移行期と経営自主性が欠如した計画経済の旧管理体制を比較すると、「内部者支配」現象の存在はある意味では進歩しているが、その消極的影響をみると、本論文で示したように経営者の過剰な「在職消費」、経営情報開示の不足かつ非規範性、経営者の短期的利益追求、中小株主の利益に対する軽視などさまざまな弊害が存在する。これらより、国有株式会社においては経営の効率性と公正

さを欠いている場合が多い。これらすべてが監督管理部門の責任ではないが、監督管理部門の役割はあまり果たしていないと考える。

国有株式会社と行政の関係をみれば、行政の「間接」または「直接」的な会社経営への参入が、国有株式会社のコーポレート・ガバナンスの特徴である。しかしながら、その行政の参与によって自ら派遣した企業経営者への監視システムを構築していないため、国有株式会社改革においては、導入された会社制度が有効に機能していない原因の一つとなっている。

最後に、「行政浸透の内部者支配」という特有の問題に対処するため、 今後どのようにすべきか。本論では三つの制度面の改善を提案する。

- ① 新しい資産管理機関の構築(社会的公共的監査管理部門の創設)
- ② 経営者選任体制とインセンティブ制度の改革(経営者市場の整備)
- ③ 内部統制の発揮(行政,経営者独裁の抑制機能への期待)

中国においては新会社法の実施,上場会社ガバナンス準則の公布,会計,監査制度の整備,社外取締役制度の導入,株主代表訴訟制度の登用,さらに2009年に内部統制システムの導入など,一連の制度改革が行われている。ただし,注意しなければならないのは単に制度を導入するだけでなく,実効性を伴う制度の環境づくりが必要である。実効性を保障するためには,経営・管理機構のあり方,特に経営に対する監視監督機能の有効性の確保及び再構築が必要となってくる。また国有株式会社のガバナンス問題を根本的に解決するためには,国有財産権の構造と位置付け,経営者の選任体制,行政と経営のあり方,内外監査体制の整備等も重要になってくる。勿論,これらの課題は国有株式会社だけの問題ではなく,中国のすべての企業に共通する大きな課題であり,長期的な視点に立って取り組み解決していかなければならない。

4. おわりに

国有株式会社における内部者支配理論の分析に関して、多くの先行研究は先進諸国でみられた「経営者支配」の特徴と同一視し分析してきた。「内部者支配」と「経営者支配」の相違点の分析がほとんどみられない。 青木昌彦氏が提起した「内部者支配」論は、中国、日本の研究者に大きな影響を与えた。内部者支配理論の「内部者」の範疇において、一般的な分析では経営者と従業員だけで構成されるとする。中国の場合には政府主導の国有企業の改革過程で「所有と経営の分離」の政策によって展開される。本研究では、特に国有会社における「内部者支配」と先進国の「経営者支配」を明確に区別しなければならないことを強調した。

- ① 中国国有企業には、依然として「行政の支配」あるいは「行政の参与」が存在する。
- ② 国有会社において、支配大株主と経営者が一体の場合には(例えば経営者の派遣など)先進国でみられた「分散化した多数の株主」と「専門的経営者」の利益衝突、あるいは「支配大株主」と「少数株主」との間の利益衝突がみられない。多くの国有会社は、「行政中心の支配大株主及び経営者」という共同体と「少数株主」の直接あるいは間接の利益衝突となっている(もちろん、支配大株主と経営者間の対立も存在する)。

行政の支配は国有会社の改革により、旧国有会社への直接的支配から国有控股会社(持株会社)への間接的支配へと変わる中で、国有会社のガバナンスとして存在している。公的性質の大株主による集中型のガバナンス構造は、多くの国有会社の特徴として分析できる。国有株式会社における

「行政浸透の内部者支配」(行政の直接支配あるいは間接支配)は、現有の経営者選任システムにおける行政の影響力と経営者の「二つの特性」(行政の意識の顧慮、経営者の独立意識)を通じて形成される。これは、大株主の行政側からは財産権の主体と責任の不明確さ、行政職能の交錯によって経営者行動の監視機能が不在であるという状況からも把握できる。

中国の現状において、企業における党の役割はなお重要な意味があり、 地方政府からの干渉を抑制する効果を持っている。ただし党の役割は、会 社支配、経営の参与ではなく、監督、指導の役割に限定されなければなら ない。国有会社の「支配」の特性により、経営者サイドは行政干渉を排除 することが難しく、党の力にその防波場の役割が期待されている。

論文作成にあたっては、拓殖大学商学部岡本治雄教授のアドバイスをいただいた。 ここに心から厚く感謝申し上げます。

《注》

- 1) A. A. Berle and G. C. Means, *The Modern Corporation and Private Property*, 1932 (北島忠雄訳『近代株式会社と私有資産』文雅堂, 1958)
- 2) J. Scott, "Control through a Constellation of Interests: Notes towards a Definition," 1979, pp. 4–6.
- 3) 川井伸一 (2003), pp. 8-11。
- 4) 支配の類型における支配とは、経営者の選出解任を含む会社の主要な意思 決定に対する強いコントロールまたは影響力を意味する。出所:川井 (2003)、 pp. 8-11。
- 5) 川井伸一 (2003), pp. 20-22 参照。
- 6) 青木昌彦『経済システムの進化と多元性 比較制度分析序説』東洋経済 新報社,1995年,p.3参照。
- 7) 出所同上。
- 8) 出所同上。
- 9) 「真空状態」は無政府状態を意味する。
- 10) 川井伸一 (2003), pp. 20-22 参照。
- 11) 魏傑·徐有軻「論産権関係与内部人控制」『改革探索 経済学家』,第5期,

1996, pp. 23-24_o

何玉長『国有公司産権結構与治理結構』上海財経大学出版社,1997。 費方域「控制内部人控制」『経済研究』,第6期,1996年,pp.31-33。 呉敬璉「完善上市公司治理結構」『財経時報』,2001年等。

吳建輝「国有企業『内部者人控制』成因分析」『国有資産研究』, 1997年, 第6期。

- 12) 劉偉・高明華『転型期的国有企業重組』上海遠東出版社、1999年。
- 13) 川井伸一 (2003), p. 19。
- 14) 中国では、会社は各産業の主管行政部署によって管理される。例えば、紡績会社は上級主管部門である「軽工業局」に、貿易会社は上級主管部門である「貿易局」によってそれぞれ管理される。
- 15) 外部審査部門は主に「審計局」である。「審計局」の役割は、毎年、各企業の会計帳簿を審査することである。
- 16) 現存の「国有資産管理部門」は実質的に役割を果たしていないため、この機関の存在意味はなくなると考えられる。
- 17) 中国の学界では、諸外国のような「所有」と「経営」の分離という言葉ではなく、「所有権」と「経営権」の分離という言葉をよく使っている。一般的に「所有」は株主による会社財産の所有を指す。中国の場合、国有企業改革の中で国は財産の所有権をもつだけではなく、会社への所有権利も保有する。「所有権」と「経営権」の分離は決して財産権の放出ではなく、行政浸透の下で(一般的国有株式会社では行政の直接参与の支配、上場国有株式会社の場合には内部者派遣によって間接参与の支配)実質的所有と経営の分離ではなく、むしろ「国有資産管理局」などの方策でさらに強化する必要があると考える。
- 18) 日本等では、本来的に所有と経営が分離する株式会社において、無関心な 株主の増大・法人株主の増大等の状況下で、会社経営の合理性を確保する一 つの方法として、採用されてきたのが所有と経営の分離である。
- 19) 政府の国有資産の「出資者職能」と、政府の「社会公共管理の職能」が交錯しており、「政府と資本の分離」が実現できていない。さらに国という「出資者の権利」は解体され置き去りにされており、国有資産所有者としての国の権利はそれぞれ政府の異なる行政機関に配置されている。すなわち、「収益権」は財政部門が行使し、「重要政策決定権」は多くが経済部門に経済部門により行使され、さらに「経営管理者選択権」は組織部門が行使している。このように、資産を管理するものが人を管理せず、人を管理するものが実務を管理せず、実務を管理するものが資産は管理しないという状況となっている。

そのため、権利責任の不均衡や職能の不統一といった問題が現れる。 張徳霖「中国国有企業改革のプロセスと今後の動向」『東アジアのコーポレート・ガバナンス』九州大学出版社、2005、pp. 68-70 参照。

- 20) 張文魁(2007)の分析によると、旧国有会社が株式会社に改制された後、 民営会社が絶対株数をもつ場合、その旧国有会社は実に民営性質になってい る。しかし、多くの場合は民営株式会社の経営者は完全に国有株を排除する のではなく、利便性を維持するためある程度の国有株を保有している。 張文魁『中国国有企業産権改革与公司治理轉型』中国発展出版社、2007、 pp. 173-175。
- 21) 川井 (2003), pp. 18-19 参照。
- 22) 張春霖「国有会社的治理結構改革, 從融資角度分析」——朱光華·段文斌 『会社的本質, 治理結構和国有会社改革』南開大学出版社, 1998年。

参考文献

中国語文献

費方域「控制内部人控制」『経済研究』,第6期,1996年。

呉敬璉『国有経済的戦略性改組』中国発展出版社,1998年。

- 孫寧華「国有会社治理結構新的制度経済学分析」『上海経済研究』,第6期,1998 年。
- 朱光華·段文斌『会社的本質,治理結構和国有会社改革』南開大学出版社,1998年。
- 谷書堂·李維安·高明華「中国上市公司内部治理実証分析」『管理世界』, 1999 年6月。

張維迎『会社理論与中国会社改革』北京大学出版社、1999年。

鄭海航『中国会社理論五十年』経済科学出版社,1999年。

史正富·劉永『民営化,社会化:国有会社産権改革的戦略選択』世紀出版社·上海人民出版社,2007年。

日本語文献

青木昌彦『経済システムの進化と多元性 — 比較制度分析序説』東洋経済新報社, 1995 年。

岡本治雄『現代会計の基礎研究』中央経済社,2001年。

川井伸一『中国上場会社 — 内部者支配のガバナンス』創土社、2003年。

中村竜哉『法と経済学 企業組織論に係る分析手法の研究』白桃書房,2010年。

- 海道ノブチカ・風間信隆『コーポレート・ガバナンスと経営学』ミネルヴァ書房 2009 年。
- 李東浩『中国の企業統治制度』中央経済社、2008年。
- ロナルド・ドーア,藤井真人(訳)『日本型資本主義と市場主義の衝突』東洋経 済新報社、2002年。

英語文献

- Aoki, Masahiko, Controlling Insider Control: Issues of Corporate Governance in Transition Economies, in Corporate Governance in Transitional Economics Insider Control and the Role of Banks, edited by Masahiko Aoki, Hyungki Kim, The World Bank. 1995.
- Arrow, Kenneth J, "The Economics of Agency," in "Principles and Agents: The Structure of Business," Boston, 1985, pp. 37–38.
- Blair, M., Ownership and Control: Rethinking Corporate Governance for the 21 Century, The Brookings Institute, 1995.
- Boycko, M., and A. Shleifer, R. Vishny, "A Theory of Privatization", *The Economic Journal*, 106, 1996, pp. 309–319.
- Coase, R. H., The Firm, The Market and The Law, Uni. Chi. Press, 1990.
- Herman, E. S., *Corporate Control, Corporate Power*, Cambridge University Press, 1981, pp. 17–20.
- Scott. J., Capitalist Property and Financial Power, Hachison, 1986, pp. 137–139. Tirole. J., "Corporate Governance," Econometrica 69, 2001, 1–35.
- Grossman, S., Hart, O., The Costs and Benefits of Ownership: A Theory of Vertical and Lateral Integration, *Journal of Political Economy*, 94, 1986, pp. 691–719.
- Hart, O., Firms Contracts and Financial Structure, Oxford: Oxford University Press. 1995.

(原稿受付 2012年3月22日)

経営経理研究 第 95 号 2012 年 10 月 pp. 77-112

〈論文〉

日本のエネルギー資源貿易政策(7)

―― 資源コモディティ化と原油デリバティブ取引 ――

武 上 幸之助

要 約

原油取引の実体経済である世界取引高は 150 兆円規模 (日本は約28 兆 円/2010年)であるのに対し、2008年米国カリフォルニア州年金ファン ド CalPERS が原油関連金融商品にオプション投資した金額規模は凡そ延 1,500 兆円(ドル為替換算)に達した。即ち 10%の実需に 10 倍の仮需要 投資が行なわれ、実態価格動向に大きな影響力を与えるようになった結果、 原油は取引上本質的に金融商品の性格を持つようになり、この5年ほどで、 実需と乖離し3倍強の値上りと大きな変動幅を持つようになってきた。原 油取引は金融商品を扱う投資銀行、証券会社の取引領域として投資商品と しての性質を帯び、投資思慮、思惑の交錯する利幅を取るため値動きの激 しい市況商品となる。原油取引の実体が、実需に依存する原油開発会社、 精製、製品販売会社の扱う商品取引とは全く次元の異なるキャッシュフロー 金融商品としてのビジネスモデルとなる。一方、ドル為替の面では合衆国 ドル供給余剰によりドル経済にリンクする世界各国に深刻なデフレ効果を 与えており、日本に於いては、ドル資産債権減価、対ドルに対する円通貨 の相対値上りにより輸出も困難化し、今後の国際収支改善の見通しも非常 に厳しい。この世界的余剰ドルが仮需要、金融投資を誘引し、デリバティ ブ等に代表される金融取引が、実体経済を離れて資源商品取引のオプショ ン市場で急成長を遂げている。

反面で 2007 年リーマンショック以降の、株式、社債、金融デリバティブ等オプション取引の大幅値下がりによる損失は、このようなドル過剰流動による金融化・経済ソフト化(製造業が金融取引を主体としたサービス経営へ主軸を転換する)した企業に対し大きかった。

デリバティブの核心は、商品取引の債権、債務を限りなく細分化し、フィージブルな損失をインビジブルな表現にして、リスク回避し、情報の得られぬ他者へ巧妙に損失を負担させる情報非対称技術であるが、総和零の貿易ゲームに持込まれると、弱者の参加プレイヤーにとっては対抗より協調を選択せざるを得ないから、この手法について十分な理解が必要である。現在では、為替投機を始めとして、貴金属、原油、また資源関連品、水産、農産品、一部の工業半製品などに金融商品(コモディティ)化が図られ、デリバティブに代表される金融工学技術により強大なキャッシュフローを創出し流通証券市場で投機が行なわれる。

輸送システムにも、海運に関わる重油分野でシンガポール「あけぼのファンド」また「アンカーシップインベストメント」等、船舶運賃燃料ファンドが導入され、従来と異なった資本形態のビジネススキームが活発に利用され運賃体系の変革が生じてきている。本稿では原油の金融オプション取引に焦点を当てて、その中で原油、石油製品の新たな価格変動要因である原油デリバティブを考察しながら、長期安定価格での輸入をどのように具体化していくか、考察を加えてみたい。

キーワード: 石油資源貿易, コモディティ, 原油デリバティブ, ゴールドマンサックス, 貿易ゲーム, キャッシュフロー, 石油トラスト

はじめに(問題意識)

2010年8月から合衆国の金融緩和,金利低下などによりドル過剰流動性による仮需要が拡大し、資源関連の国際商品市況が、原油、金、プラチナ、非鉄金属を中心に国際商品市況で上昇し全面高となっている。世界的な不況下では生産供給、需要消費に基づく実需よりも、以下に掲げるドル安による仮需要の拡大等が主な要因とされる。

- (1) 金融要因:米国インフレ政策に基づく金融緩和とドル過剰流動(投資資金余剰)
- (2) 為替要因:ドル安により、ドル建取引を専らにする国際商品価格が、

輸入国通貨から見て割安となった(割安感)

(3) 需給要因:BRICs 新興国産業活発化の需要増に資源供給が追いつかない(需給切迫)

北米・欧州におけるエネルギー商品の先物取引は期近物に重きが置かれているが、現実には石油スワップ契約は15年、一部の北米天然ガスの契約は30年の先にまでおよんでいる。石油のデリバティブ市場は、規制緩和、増大する価格変動、石油の世界的な取引のために成長を続けるものと予想される。この結果、世界的な先物市場よりOTC市場、特にアジアではシンガポールOTC市場が成長すると予想される。尚、このBRICSネーミングはゴールドマンサックス社投資証券ファンドリポートによる命名(Building Better Global Economic BRICs 2001)であり、GS 社協調フォロアー構成比の多いとされる国際商品市場での価格トレンド形成には同社動向が一定の情報アナウンス効果があると考えられる(後述)。

本稿では、従来までの直物原油取引のリスクヘッジである先物、スワップなどの取引を先ず概観し(1. 国際資源商品の市況形成)、次に金融商品としての原油オプション取引;デリバティブの本質を考察する(2. 原油デリバティブ取引)。取引利害関係者が多数、多次元に複雑交錯する原油の金融取引化が、商品の実体取引に、どのような将来展望を提供するのか指摘する(結語)。

1. 国際資源商品の市況形成

1-1 主な国際資源商品市場の値上り要因

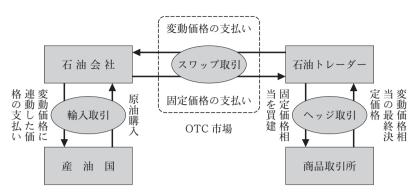
- ① 原油:WTI (ニューヨーク先物) 価格 2011 年では米国原油在庫が 過去最高に近い水準となり、世界原油供給量は、需要に対し十分であ ることから投資による仮需要が大きな要因と考えられている。
- ② 金:国際価格 (ニューヨーク先物) は1トロイオンス=1,432.5 ド

ルの過去最高値を更新。米国の金融緩和が長期化するとの観測からインフレ懸念が高まっていること,ユーロ圏政府債務がデフォルト危機となった事により景気影響を受け難く信用リスクも低い金へ投資が回避された。

③ 銅:ロンドン金属取引所 (LME) 3カ月先物価格は,2010年12月7日に一時,史上初めて1トン=9,000ドルの大台を超えた。銅の国際価格は世界の景気動向を映し出す「鏡」といわれる。2010年銅現物を裏付けとするETF (上場投資信託)の上場を控えての調査では,米国外資系金融機関が年間LME世界銅在庫の50%以上を密に担保していることが判明した。

1-1-1 シンガポール OTC 市場の成長

世界原油市場において、先物契約ではなく OTC 市場が価格決定のイニシアチブを握るようになった。取引所外の取引である OTC 市場は、秘匿性が高く規制も無いことからオプション取引(その多くはデリバティブ)としてユーザーのニーズに応えた特注契約を可能にする一方で、仲介者である石油会社、銀行、あるいは保険会社がリスクを取る。OTC 契約は、エネルギー生産者、あるいは消費者に対し、6ヶ月、1年、2年、5年、10年先において定められた価格での取引を提供する。短期の先物契約と比べた場合、価格スワップや OTC オプションは、これらの利点によりユーザーの多様なニーズに応えるために先物取引を補完するという役割だけでなく、取引の柔軟性、取引がカスタマイズされているという点で、利点を持っている。以下にアジア最大のシンガポール原油 OTC(Over The Counter 相対取引)店頭市場でのリスクヘッジコンセプトを示す(図 1)。2001 年 6月に国際決済銀行(the Bank for International Settlements)が発表した推計によると、世界的な OTC デリバティブ取引は 100 兆ドル、対応する現物市場の 2 倍の規模となっている。



(出所) 「石油取引の基礎知識」(東京工業品取引所 検定試験テキスト, 2008.4 改訂) における「アジア OTC 市場における各プレーヤーの関係」(p. 56, 図 3) を参考に MURC 作成

図1 OTC 取引の概念図

1-2 資源価格への影響度を示す経済指標:日銀の交易条件指数

日銀の交易条件指数では、製造業がどれだけ収益を上げやすい環境にあるかを示す指標である。原材料コストの上昇分を販売価格に転嫁できないと同指数が低下する。国際資源商品の太宗を輸入に依存し、この高騰を受け、交易条件指数は2010年4月、前年同月比で3.8ポイント低下し、日銀が統計を取り始めた1990年以降で最低の数字となった。

特に交易条件の悪化が著しい鉄鋼メーカーでは現在,4割近い鋼材の値上げを打ち出しており,今後は鋼材のユーザーである自動車や建設,船舶,家電など幅広い業種において販売価格へのコスト転嫁が広がっていく可能性がある。デフレ下の日本では輸入価格の消費者転嫁が難しく,原油等,輸入資源のコストプッシュ効果は企業経営に大きな影響がある。

近年は特に原油の世界供給は需要量を超えており、全体の取引量は増えているものの、需給面では価格は下落傾向を示す筈である(表 2)。また原油市況 WTI は、原油取引がドルとリンクする為、相場インデックスに連動することがトレンドとなっていた(表 3)。為替レートと原油価格の

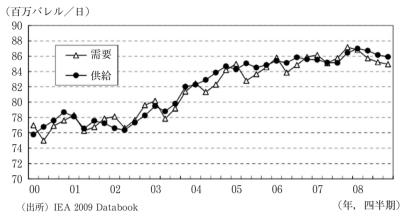


表 2 世界の原油需要と供給の推移



表3 原油相場とドル相場の推移

類似点として、実物面の取引(フロー)と金融資産としての取引(アセット)の双方によって価格が決定されていることが挙げられる。為替取引では、④フロー=「国際貿易(経常取引)に伴う外貨の需給」、®アセット=「金融資産取引に基づく外貨の需給」と考えられる。原油取引においても、

③フロー=「消費財(原材料)としての原油の需給」, ③アセット=「資産としての取引に基づく需給」と考えられる。しかし,08年より原油相場の独歩高となり,連動傾向が低くなってきている。この背景には原油市況の価格構成要因として,原油のコモディティ化があると考えられる。 NYMEX 原油先物市場における建玉(未決済残高),2004年以降増加してきており,大量の資金が原油市場に流入してきていることがわかる。また,一日あたりの出来高は,特に2007年頃から大幅に増加している。

1-3 商品市場取引と価格ヘッジ

国際商品市場で価格動向、特に価格変動リスクをヘッジするため、従来から取引手法が高度に発展してきた。先ず実体取引を基にしたヘッジ手法を概観した後、新たなオプション手法を検討する。

1-3-1 先渡取引と先物取引

先渡取引は、先物取引と同じく、将来時点での取引を現在行う取引でありた物市場のようなクリアリングハウス(清算機構)を備えた取引所を仲介した市場取引ではなく、相対取引で多くの場合反対売買も行なわれない。

1-3-2 先物スワップ取引

スワップとは、ある商品を 2 者間で、設定された価格、量、そして期間に売り買いする契約である。石油取引についていえば、期間は、短期の $1\sim3$ τ 月、あるいは長期の 6 τ 月~15 年である。また先物スワップ取引とは、あらかじめ決められた条件に基づいて、将来の一定期間にわたり、キャッシュフローを交換する取引である。このスワップ契約には、取引中の信用リスクを管理する契約を含めることができる。銀行は構造化されたスワップ取引について信用デリバティブを提供する。

-83 -

① クレジット・デフォルト・スワップ (CDS)

2011 年、欧州金融危機でのギリシャ国債売却にファンドが CDS を利用したことでこの存在が注目された。銀行の自己資本比率を高める対策の一環としても利用される。一方、ISDA(国際スワップデリバティブ協会)によると日本航空破綻も CDS 要因 20%となっている。ベア・スターンズ、フレディマック、ファニーメイ、リーマン・ブラザーズ破綻等の要因ともなった。定期的な一定金額の支払と引替えに、特定の企業に関して一定の信用事由として規定された事由の発生があったときに一定の方法による決済を行うことを約束するもの。信用リスクとリターンを第三者に移転させるものであり、信用保証に類似する。

② トータル・リターン・スワップ (TRS)

定期的な一定金額の支払と引替えに、特定の債権に関するリスク(信用 リスクに限らない)とリターンを移転させるものである。

③ エクイティースワップ

片方または両方のキャッシュフローが商品,あるいは商品指数に連動するスワップ取引。

1-3-3 原油スワップの特質

石油価格スワップ契約は、最長で10~15 年先まで石油価格を設定できるが、ほとんどの場合1年未満に設定されている。スワップとOTC オプションは、異なった商品、期間をめぐるほとんど無限の特殊契約を提供する。例えば、取引所で扱われる石油契約に加え、スワップはナフサ、ジェット燃料それにドバイ原油やタピス原油など取引所外で扱われる原油に対しても成立する。過去数年の間では、重油スワップ、軽油スワップそしてクラック・スプレッド・オプション(精製マージン・スワップ)が最もポピュラーなスワップ商品となってきた。重油は、現物市場で流動性がないためヘッジするのが大変難しい商品である。重油スワップ取引の期間は3~6

— 84 —

ヶ月、最長で4年となっている。軽油は中間留分であることから、ロッテルダムとシンガポールの双方で扱い高が大きい。クラック・スプレッドに対するオプションにより、石油精製会社は、原油と精製された製品間のディファレンシャル(値差)を固定できるため、価格リスクを、より柔軟にヘッジできる。

石油精製会社は、価格が常に変動する市場において、原油の調達をおこなう精製会社にとって、調達した原油価格が、生産、販売する製品のコストを決定することになる。価格リスクは原油調達から製品販売までの約60日間という短期間ではあるが、原油調達コストを設定し合意された価格により製品を販売する際のマージンを固定するためにスワップを利用する。精製会社はまた、在庫に対する価格リスクを軽減することを望んでおり、在庫中の製品価格を維持するために通常は先物を利用している。また精製会社は、精製、および原油調達コストをヘッジするためにスプレッドを利用しており、価格スワップをスプレッド取引に適用する。基本的な概念は、将来販売される製品の利益を確定するために変動する原油調達コストを固定する。この方法により、精製マージンはスワップ取引を通じて固定される。金融仲介者は、原油と精製された製品間のディファレンシャルに対する合意に関しポジションを取る。

1-3-4 オプション取引

オプション取引とは、ある原資産について、あらかじめ決められた将来の一定の日また期間において、一定の行使レートまたは価格で取引する権利売買する取引である。原資産を買う権利についてのオプションをコール、売る権利についてのオプションをプットと呼ぶ。オプションの買い手が売り手に支払うオプションの取得対価はプレミアムと呼ばれる。対象となる取引によって種類が異なる。貿易金融も先物為替取引、また商品引渡取引の船積書類など有価証券による一種の実需に基づくオプション取引である。

オプションとは特定の商品を、期日までに、特定の価格で売買する権利取引であり、為替、金利、通貨、原油等商品にも近年は様々なオプションが設定される¹⁾。

① フォワード [Foward]

将来の金利を約定する金利先渡し契約などがある。

② オプション取引から商品化されたデリバティブ

このオプション取引の一つに仮需要から投資商品化した金融派生商品デリバティブがある。さらに金融派生には債券、株式、株式指数、などから、複数の金融商品を合成した様々なデリバティブも存在する。特に最近はNYMEXを中心として、エネルギー関連が主要なデリバティブ取引市場の一つとなっている。北米、太平洋地域で70%強、為替(外国通貨)と

表 4 世界における商品先物市場の規模(出来高)

〈先物/オプション別〉

〈上境商品類型別〉

	CY 2007	比 率
先 物	6,970,033,370	45.90%
オプション	8,216,637,460	54.10%
合 計	15,186,670,830	100.00%

〈地	域	別〉
〈地	域	別

		CY 2007	比 率
アジア	/太平洋	4,186,511,897	27.57%
欧	州	3,355,222,878	22.09%
北	米	6,137,204,364	40.41%
南 光		1,048,627,318	6.90%
そ	の他	459,104,373	3.02%
合	計	15,186,670,830	100.00%

	CY 2007	比 率
株価指数	5,616,816,347	36.99%
個別株式	4,091,923,113	26.94%
金 利	3,740,876,650	24.63%
農 産 品	645,643,564	4.25%
エネルギー	496,408,289	3.27%
外国通貨	334,707,898	2.20%
貴 金 属	105,092,237	0.69%
卑 金 属	150,976,113	0.99%
その他	4,226,619	0.03%
合 計	15,186,670,830	28.03%
卑金属その他	150,976,113 4,226,619	0.999

単位:枚 (世界 54 の取引所/清算機関における出来高)

(出典) Galen Burghardt, Volume Surges Again: Global Futures and Options Trading Rises 28% in 2007, FI Magazine, p. 16, March/April 2007. より作成

表 5 主な上場エネルギー/デリバティブ商品一覧

	上場商品名	上場取引所	2007年	2006年	前年比
1	LightSweetCrudeOilFutures	Nymex	121,525,967	71,053,203	71.04%
2	BrentCrudeOilFutures	ICEFuturesEurope	59,728,941	44,345,927	34.69%
3	WTICrudeOilFutures	ICEFuturesEurope	51,388,362	28,672,639	79.22%
4	EuropeanStyleNaturalGasOptions	NymexClearport*	29,921,068	19,515,968	53.32%
5	NaturalGasFutures	Nymex	29,786,318	23,029,988	29.34%
6	LightSweetCrudeOilOptionsonFutures	Nymex	28,398,793	21,016,562	35.13%
7	GasOilFutures	ICEFuturesEurope	24,509,884	18,289,877	34.01%
8	NYHarborRBOBGasolineFutures	Nymex	19,79 1,439	3,883,261	409.66%
9	No.2HeatingOilFutures	Nymex	18,078,976	13,990,589	29.22%
10	HenryHubSwapFutures	NymexClearport	16,207,044	24,157,726	-32.91%
11	CrudeOilFutues	MCX	13,938,813	4,466,538	212.07%
12	FuelOilFutures	SHFE	12,005,094	12,734,045	-5.72%
13	HenryHubPenultimateSwapFutures	NymexClearport*	10,117,889	7,973,290	26.90%
14	GasolineFutures	Tocom	7,529,706	12,932,848	-41.78%
15	miNYCrudeOilFutures	Nymex	5,185,214	9,323,467	-44.39%
16	NaturalGasOptionsonFutures	Nymex	5,051,879	9,581,663	-47.28%
17	GasolineFutures	C-Com	3,635,329	4,953,168	-26.61%
18	KeroseneFutures	C-Com	2,685,345	4,027,192	-33.32%
19	KeroseneFutures	Tocom	2,350,819	4,492,904	-47.68%
20	EuropeanStyleCrudeOilOptions	NymexClearport*	1,879,999	379,250	395.71%

^{*} Tradedprimarilyoff-exchange

合わせると商品関連では原油を中心とするエネルギーデリバティブが最大 規模となる(表4及び表5)。

デリバティブ取引では売り手,買い手が必ず同数量の取引で,市場で対 戦して初めて取引が成り立つ。この取引の主要な手法となる金融工学の目

⁽出典) Galen Burghardt, Volume Surges Again: Global Futures and Options Trading Rises 28% in 2007, FI Magazine, p. 16, March/April 2007. より作成

的は経験則で行ってきた利益の極大化やリスク回避を,数学的な理論に基づいて数値化を図ることであり(米国ミシガン大学では金融工学を「応用数学と IT を金融市場や財務会計に応用すること」と定義付けている),日本でも積極的に導入されている。

2. 原油デリバティブ取引

2-1 デリバティブ:オフショア市場の金融派生商品

日本ではデフレ下でありながら都銀等金融機関は利益を拡大しているが. その利益の大きな部分がデリバティブによる収益である。デリバティブ (derivative 金融派生商品)とは金融取引や実物商品・債権取引の相場変 動によるリスクを回避するために開発された金融商品総称であり、95年以 降数年にかけてみずほ銀行は、これにより都銀トップの「業務純益」によ り不良債権を償却したが、償却原資となる業務純益を債券と金利スワップ で上げる事ができた。反面で米国債と通貨オプションで東京証券がデリバ ティブにより失敗,また為替先物で同和鉱業,鹿島石油が大損失している。 デリバティブの日本市場導入背景には、日本銀行「国際収支統計月報 2011 | で外為法改正により外=外取引が企業に規制緩和されたことが解説 されている。機関投資家による海外証券投資残高である「海外金融資産 | は110 兆円(09年)に上り、日本は海外ドル資産を大量に所有する国と なった。円高、ドル安も、日本国内で交換しない限り為替レートも無関係 であるから、もはや国内には還流することのない対外ドル金融資産である。 世界ドルは、対米国貿易国の債権として巨大な産油国オイルダラー、ユー ロダラー、アジアダラーとなり、これらが金融工学を得て海外で自己増殖 する資本となって成長した。とくにその発展契機はオフショア・オフバラ ンス取引である。即ち各国の規制の及ばないオフショア市場(国内の金融 制度、税法規制などを受けないグローバル国際金融市場)で自由に取引で

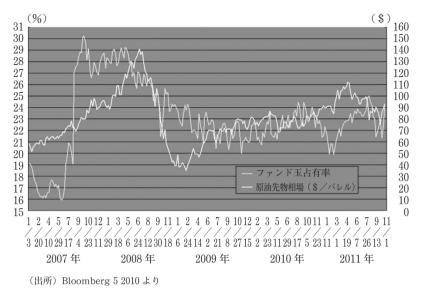


表 6 NYMEX 原油先物総取組高にヘッジファンドの占めるシェア

きること, そしてオフバランス取引(貸借対照表に記載されない簿外取引)が可能なことである²⁾。

原油先物取引では圧倒的にヘッジファンドのシェアが高まり、市場操作力をもっている(表 6)³⁾。

(1) 金融デリバティブ取引とプライシング理論

エネルギー資源の中心的役割を担う原油の殆どを海外に依存する日本では、民需コストに直接影響する故、この資源価格の急変動は好ましくなく、長期安定的供給が重要である。しかし、国際商品市場の一方では、例えば金融商品ファンド等の価格変動を選好し価格の変動幅が大きいほど機会利益の得られる金融商品対象になっている。

近年,原油取引は商品取引の実体を離れ,仮需要である投資により,価格変動の利鞘を目的としたファンド動向が,原油価格に大きな影響を持つようになっている。デリバティブ商品化では,外国為替,通貨,金利,株

価変動率、商品取引相場までの「原商品」から広範多岐に金融工学により商品化、金融工学の手法を導入する。著名な研究としてはハリー・マーコウィッツポートフォリオ理論(1950年代)、フィッシャー・ブラック、マイロン・ショールズ(1970年代)らによるデリバティブの価格理論、Harrison、Kreps、Pliska らによる確率同値における無裁定性と均衡などがある。尚、デリバティブの数理手法では、デリバティブ・プライシング理論が中心であり、特にブラック=ショールズ方程式は、ヨーロピアン・オプション評価式(期限付き)である。

② 金融デリバティブ取引の特徴

デリバティブとは、基礎となる商品(原資産)の変数の値(市場価値ある いは指標)によって、相対的にその価値が定められるような金融商品であ る。デリバティブ取引は、債券や証券(株式や船荷証券、不動産担保証券 など), 実物商品や諸権利などの取扱いをおこなう当業者が, 実物の将来 にわたる価格変動を回避(ヘッジ)するためにおこなう契約の一種であり、 原資産の一定%を証拠金として供託することで、一定幅の価格変動リスク を. 他の当業者や当業者以外の市場参加者に譲渡する保険(リスクヘッジ) 契約の一種でもある。市場で取引される債券・商品には「標準品指数」が あり、個別商品の先渡契約(forward)は一般にデリバティブに含まない。 デリバティブの利用目的には、本来のリスクヘッジの他、スペキュレー ション、アービトラージがある。デリバティブ取引の効果として主には差 金決済(レバレッジ効果)が大きく、ショートポジションが可能とされる。 デリバティブはこのレバレッジ効果を有するため、たびたび投機的な運用 資産として、多額の損失を生じ、問題となっている。英国のベアリングス 銀行や米国のカリフォルニア州オレンジ郡など,運用セクションによるデ リバティブ運用の失敗により、企業や地方行政の存続に大きな影響を与え る事件は後を絶たない。そのため、現在では、多くの会社ではデリバティ ブへの投資に対して、リスクをモニタリングする仕組みが導入されている。

銀行業の場合は、BIS 規制や金融検査マニュアル等でそのデリバティブの 運用に対する体制整備が求められる。

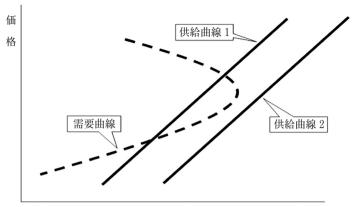
③ 原油デリバティブ取引契約と取引事例

原油デリバティブ取引拡大で、特に市況が乱高下する場合に、契約者が 大損失を受ける事例が多発傾向となっている。投資リスクは、売買取引当 事者にとり相反関係にあり、利鞘を取る側の投資行動の逆張りを行なわな いと損失リスクを負うことになる。常に相場では情報ギャップが取引ゲー ム上、問題となる。相場変動の情報はディーラーに有利であり、市場情報 はブラックボックス化され弱者プレイヤーは情報の検証ができない立場に ある。また売買当事者が拮抗して相場が動かなくなると、仲介業者は手数 料利益が得られないので、業者は相場の上げ下げ変動を期待する。すると 強者のプレイヤーとディーラー間で相場変動が引起される。情報非対称性 は、プレイヤーが保有する情報分布に偏りがあり、経済主体間において情 報格差が生じている事実を表し、デリバティブ取引ではプリンシパル=エー ジェント関係において情報の非対称性が常に存在しエージェンシー・スラッ クとなる。情報の非対称性への対策として、シグナリング(signaling、 market signaling)、またはスクリーニング(screening、market screening)の方法が挙げられる(図 2)。

④ デリバティブ取引の応用

東京外国為替取引では、取引の90%以上が輸出入実需とは別の仮需要による資本取引または投機である。実体経済の世界貿易輸出入額は年間8兆ドルであるのに、仮需要によるドル為替世界取引は80兆ドルであり、FRBがTB(米国財務省証券:米国債)を自己引き受けするようになり120兆ドル(約1京円)が世界投資市場で余剰流動していると言われる(CDSで元本推計60~70兆ドル/2009年)。このドル過剰供給とドル減価の経済の中にあって、オプション取引に応用し、金融機関や企業が、デリバティブによってリスクを避けながら利益を追求しうる外=外資本取引

-91-



需要量•供給量

(出典) 藪下史郎「非対称情報の経済学」光文社, 2002, p. 120 より作成

図2 情報非対象下の市場均衡

が新外為法(平成21年)により、原則自由化された。

⑤ 資源貿易商品のプライシング:金融工学と資源市場のリスクヘッジ

資源商品は、比較的早期の段階に価格変動の対策のために金融工学が活用され、フォワード、フューチャーズ他のリスクヘッジ手法や、ファンド商品が作られたが、価格変動リスクを細分化し、分散ヘッジし、ポートフォリオ管理するなど様々なリスク回避手法が市場で採用され、従来の市場取引手法では、もはや対応できないほどの多種多様な戦略が採用されている(表7)。

⑥ デリバティブ取引規制

現在, デリバティブ取引のバラックボックス化に対抗するスティグリッツ・スクリーニングが活発に行なわれるようになる。以下にその事例を挙 げる。

「OPEC 事務局長:原油関連デリバティブ店頭取引,規制強化を — FT」 原油輸出国機構(OPEC)バドリ事務局長は英紙フィナンシャル・タイ ムズ(FT)とのインタビューで,原油市場は「混乱」に陥るリスクがあ

表 7 原油・原油製品デリバティブ市場の取引形態事例

取引所上場商品	NYMEX (WTI), ICE (北海ブレント)	
(先物・オプション)	東京工業品取引所(中東産 及びドバイ・オマーン)	
店 頭 取 引 (ペーパー市場)	ドバイスワップ TAPIS/APP(アジア原油価格指数)スワップ	
ス ワ ッ プ	クラック・スプレッドスワップ	
(エキゾティック商品)	ギャップ, フロアー	

り、原油に関連する金融商品が十分に規制されない限り世界の供給に支障が生じる可能性があるとの見解を示した。バドリ事務局長は、原油相場の変動は非公開の相対取引が行われる店頭デリバティブ(金融派生商品)市場によって増幅されていると指摘。このような市場は実際の現物需給より強い影響力を持っている場合が多いとの見方を示した(11月24日、ブルームバーグ)。

以下、実際のデリバティブ損失事例を掲げる。

デリバティブ損失の事例:大阪商船三井の重油取引

国際海上運賃は船舶余剰もあり、低く抑えられている。従って船舶傭船料では、燃料費の割合が高くなる。三井は燃料価格の下落局面で、価格上昇をヘッジするための燃料デリバティブ商品を金融機関から購入したが、燃料価格の下落で約130億円の損失が発生した。重油価格は2008年7月750ドル/tと大阪商船三井の期初想定(530ドル)に比べ大幅に上昇した。10月に500ドル近くまで下がった時点で、同社は再度上昇に対しヘッジ取引をした。思惑とは逆に、重油価格は11月に250ドル/tまで下がり、結果的に割高な価格帯で燃料費を固定化したことになった。

デリバティブ損失の事例: 航空会社の BAF

日本の航空会社は、海外の航空会社に比して割高な航空燃料サーチャージを、国際市場で燃料費が下がっても支払い続けることになった。2005年時点全日空は約8割、日本航空は約5割の燃料調達分につき、原油デリ

バティブ導入により価格上昇ヘッジをした。3年程度先までの燃料調達に 先物取引を活用する航空大手では、貸借対照表でヘッジ取引の含み損を示 す「繰延ヘッジ損失」が急拡大。2008年12月末時点で日本航空が約2,400 億円損失、全日本空輸が約1,000億円損失に達した。燃料費の下落した現 在でもかなりの割高な先物予約の燃料費を支払い続けている。

2-2 ゲーム理論とデリバティブ

現在、デリバティブは、日本の上場企業の85%が収益・損失の一部に計上するまで一般化した経営技術である。尚、日本では、投資銀行の役割を市中銀行が損保と提携して商品化している。損保補償をつけた商品化規制により取引リスクを回避する制度趣旨である。デリバティブ(金融商品取引法第2条第24項)について金融機関は顧客に対し、将来の価格変動リスクをヘッジするため売買対象の商品に対して一定の割合の証拠金を供託させて、「一定幅の価格変動リスクを他人に譲渡する一種の損害保険契約」と説明する。金融商品のリスクに値段を付けて転売する仕組みである。

① 強者と弱者の市場対戦ゲーム

ハイリターンであれば必ずハイリスクであり、特に市場取引は一定期間を総計すれば総和マイナスことが一般的であるから、誰かの収益は、一方の者の損失になり、情報ギャップのあるプレイヤーが、市場取引コストを相殺しても損失の側になる比率の方が高い(表 8)。

取引リスクを限りなく細分化し、情報を非対称にして顧客を情報支配し、 取引リスクを相手方エージェントプレイヤーに負わせることがデリバティ ブの仕組みを作るプリンシパルの要所である。

中心となるデリバティブ・プライシング理論では、特に確率式で熱伝導、 軌道計算の微分方程式を使いこなすことによる比較優位性がプリンシパル に生じ、一方でエージェントに特に困難なのは情報加工作為や、誘導の狙 い等の情報検証である。ゲーム理論からのデリバティブ検証も始められた

-94-

リスクの種類

- ① ベーシスリスク
 - 先物価格と現物価格の時間差
 - ・地域需給による地域差
 - ・地域ごとの品質格差
- ② フラットプライスリスク 製品価格そのものが変動するリスク



NYMEX でヘッシ

③ タイミングリスク 原油の仕入と製品の販売のタイミン グがずれることで発生するリスク



利益を確定したいタイミングにより 石油製品を持ち続けるか販売するか を決定

ヘッジ手法

OTC 市場においてリスクにより発

生する価格差(ディファレンシャル)

表 8 価格リスクの種類とヘッジ手法

ばかりであるが、市場対戦でのプレイヤーの強弱が、取引の支配関係に大きな影響があるから、プレイヤーとしての市場力量(資本、技術力、総じた市場支配力)が問われることになる。ところでエネルギー・デリバティブでは、市場創始者である GS(The Goldman Sachs Group, Inc.)社が市場情報リーダーとなっている。原油オプション取引の市場支配力については GS 社は原油 e ワラント商品、商品指数連動型投信を持ち、原油市場や原油取引所への直接関与もあり 2007 年原油高騰も GS 社のほぼ同社リポート予測通りの市況となった経緯もあり市況形成の主要なプリンシパルとなっているもののオーバープレゼンスが目立つ。

② WTIの仮需要に対し原油実需は、0.4%

NY/WTI 原油先物オプションの1日の取引量は15万枚~20枚(1枚=1,000 バレル)あり、米国株価指数S&P500 先物オプション1日の平均取引量を上回っている。原油先物オプションが、実需をはるかに250倍(逆数0.4%)上回り先物オプションの中心となっている。

この原油先物オプションはボラティリティの大きく、オプション価格の 歪みが生じ易いのでオプション戦略に活用することができると言われる (インプライドポラリティ:ブラック=ショールズモデルでは、この限ら れた歪みを最大に利用する)。最も多く用いられるのは、コモディティ・スワップで、一定の「コモディティ・フロー」と「キャッシュフロー」とを交換するものである。原油取引などコモディティ相互のスワップでは、需要が大きく、また商品の流動性も高いため、商品取引の金融化により、今後、更に増大する傾向がある(図3)。

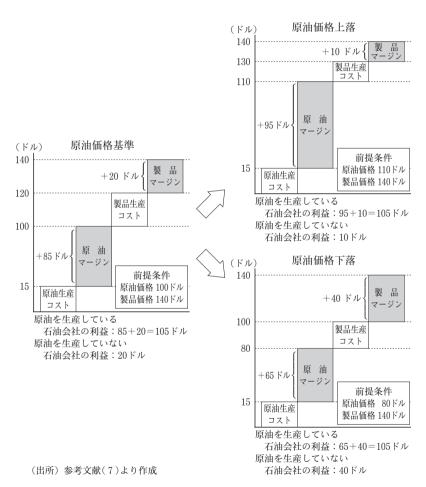


図3 石油会社の利益が原油価格の変動によって受ける影響

2-3 一次産品貿易とデリバティブ取引

貿易商品は、船積書類 S/D により証券化され、為替決済される為、本来、デリバティブ取引の原資になり、更に通貨オプション等により、デリバティブ取引化(Derivative Contracts)し易い。日本の貿易では、一次産品資源(原油、食糧)の輸入額が大きく、その為、一次産品のデリバティブ取引化の影響が非常に大きいことが問題となる。また先物取引とデリバティブ(オプション)取引の違いは、先物取引とは、将来財の売買を行なうことを予め約束する取引。またオプション取引とは、将来売買する権利をあらかじめ売買する取引である。

2-4 一次産品のデリバティブ化の問題点

狭義のデリバティブは、取引原資に対し、市況変動リスクを取引オプションとするものである。先物取引は、本来、この原資実体の取引であり、先物取引できる商品は、デリバティブでも取引することは可能となる(海外、米国では自由に商品化できるが、日本では「商品投資に係る事業の規制に関する法律:商品ファンド法」で指定する商品のみ可能である)。

先物取引は、同法で基本的に「同一規格で大量に生産され、大量に流通し、大量に消費されるものを対象」とする。つまり商品先物市場でいうところの「商品」とは、Commodity(コモディティ)のことで、自動車、パソコンなどの「商品」は、merchandise で明確に区別される。多くの場合、原油、ウラン、メタル、原糸他、1次産品であり、その中の代表的商品を先物取引での値決めに使う「標準品」に設定する。

2-4-1 原油先物取引

世界原油需要は,日産約8,700万バレル,年産供給量約3,175,500万(=317億)バレルである。原油先物取引では,WTIを例に取れば,保証

金6%で(即ち平均で逆数から16倍の投資取引レバレッジが可能),取引所会員のみに取引の認められたクローズな市場である。このレバレッジ先物取引が,原油価格動向の重要な指標となり,期日には現物取引として決済されることとなる。

2-4-2 原油国際市況の指標:ICE 市況

アメリカ、ニューヨークマーカンタイル NYMEX・WTI が、世界の原油価格の有力な価格指標となっているが、ロンドン国際原油取引所 IPE も、同様な投機先の原油価格指標として利用される。アメリカの商品先物取引委員会は、常時、監視の目を緩めず、投機行為には干渉する「原油取引透明化法」があるが、ロンドン市場は、投機には殆ど無規制である。ここで ICE 先物と呼ばれるウェブ上でアメリカから投資できる ICE 社(投資企業)が介在し、ロンドンから原油先物取引にアメリカ企業を呼び込んだため、原油価格の急騰に及んだ。ICE 取引は市場取引ではなく相対取引であり、監視の目が行き届かないが原油デリバティブ取引では指標化されることが多い。

2-5 国際商品の金融商品コモディティ化

エネルギー資源,食糧といった生活必需の商品取引に,このような投機 行為が行なわれれば,実需を離れて仮需要での取引が,商品価格市況の趨 勢を決定していくこととなる⁴。

原油価格の産油国での原価は、利益を上乗せして、WTIなど世界マーカー市場でメジャーなどへ販売されると初めて市場価格が公開される。産油国での原価は一般にメジャーとの契約に内密化するので情報公開されない。今回のリビア紛争でもサウジはスイング・プロデューサーとして、以前から原油価格上昇を緩衝する役割を果たしてきた。しかしこのサウジアラビアの米国寄りのスタンスも利益に裏打ちされた行動基準であり産油国

-98 -

の原油原価は約50ドル/バレル,一方,リビア紛争後米国メジャーの買取値は100ドルを超えるとされる。この紛争もサウジアラムコにとっては大きな利益創出の機会であったし、豊潤な中東オイルマネーは米国への投資に向かい、原油ファンド資金として再投資、更に原油は価格上昇に向かうスパイラル現象となる。

サウジ原油化学社長佐々木和男講師(静岡理工科大学理事長)は、2008年原油高騰に際し「100ドルに迫る原油価格の50ドル部分は、投資ファンドが吊り上げた価格である」と説明、強力なファンドの動きを牽制。原油価格がこのまま際限なく上がることは無くとも、原油価格が資金投入を促し、更なる価格の上昇と云う循環が作動している状況であり、実際の需給関係に収斂された価格になるとは今後、考え難い状況である。

2-5-1 世界最大デリバティブ取引所の誕生: NYSE と欧州ユーロネクスト取引所が合併合意

金融と証券取引は資本主義経済では不可分の関係性があり、取引に当たっての通貨、為替から、企業信用、調査、格付け他、金融情報が取引所に集中する。資源商品の多くは金融商品となり、証券化され、金融、流通情報の中で裁定取引されるのが昨今のコモディティ商品取引の実態である。原油も油田開発、採油、保管、備蓄、取引市場を中継してパイプライン、タンカー配送というハード面での実体ある実需取引よりも、証券化され金融流通の中で転売が繰り返され、投機、オプションといった仮需要取引の方が大きな割合を占めている。特に世界最大の米国原油消費市場で代表的なWTIでのこの比率(実需/仮需)は0.4%である。つまり250倍の仮需要が商品取引市場で投機に回っており、実需がその多大な影響下にあることになる。これまで日本の原油貿易の調達先は、主にサウジ、イラン、湾岸戦争後のイラクなどの中東市場であり、DD取引でドバイ・オマーン市場価格(WTIはここでも価格指標となる)を介して輸入決済されている。

COMMODITY INDEX INVESTMENT COMPARED TO S & P CSCI SPOT PRICE COMMODITY INDEX \$ 300 700 P GSCI SPOT PRICE COMMODITY INDEX 600 \$ 250 DJ-AIG SP-GSCI S & P GSCI \$ 200 500 \$ 150 400 \$ 100 300 200 \$50

(出典) 米議会上院国土安全保証・政府問題委員会公聴会でのマイケル・マスターズ氏証言より作成。

1998

\$0

表 9 商品インデックス投資の残高及び S & P GSCI 指数の推移

986 988 990 992 994 996

100

日本が中東に依存の高いのは、主に米国が中東に築いた原油インフラに依存し、タンカールート防衛も米国の支配下にあるからであり、中国がロシア、アフリカ(アンゴラ)ベトナム他、世界の供給先をリスク分散して、シンガポール他アジア市場でも自主的な取引市場を政策的に構築するのとは全く政策が異なる。さてこの欧米取引所の合併であるが、中国経済に対抗して欧米での金融統合が進められる中、シンガポール OTC 市場の成長の一方、日本の商品取引所(東京工業品取引所 TOCOM)の地位低下が大きく懸念される(表 9)50。

2-5-2 ドッド=フランク法:米国金融投資規制改革法の施行

現在,世界的な原油市況の相場基準は NY, WTI 市況である。世界実需 150 兆円の原油取引は,仮需要(資金投資)に対し実質 10%と言われる中で,WTI は 0.4%と投機市場の傾向が強くなっている。この仮需要が,急激な資源価格の上昇,下落をもたらし,市況の安定に大きな障害となって

いる指摘から、ボルカー・ルール(金融機関の自己勘定取引を規制、ヘッジ ファンド投資を自己資本3%に制限)に基づき米金融規制改革法ドッド= フランク法 Dodd-Frank Wall Street Reform and Consumer Protection Act が 2010 年制定された。この法律は金融機関の規制監督の強化や破綻 処理法制の整備、銀行業務の分離(商業、投資の分離)などが盛り込まれ ていて、1933 年成立のグラス・スティーガル法以来の抜本的な金融規制 改革と言われる。一方で、モルガン・スタンレー世界商品事業担当ナンシー・ キング最高リスク管理責任者(CRO)は、米金融規制改革法「ドッド=フ ランク法」の影響について、航空会社や原油生産会社などデリバティブ (金融派生商品) の実需業者がエネルギー関連のリスクをヘッジする際の コストが上昇するとの見通しをしめす。日本では金融審議会基本問題懇談 会報告「今次の金融危機を踏まえた我が国金融システムの構築」(平成21 年12月9日)から、検討された。ドッド=フランク法は、第1に、アメ リカの当局に対して外国との協議を義務づけており、こうした協議を通じ て日本の金融規制が影響を受ける可能性がある。 具体的には、(1)FRB お よび財務長官に対するシステム上重要な金融機関の規制に関する協議の義 務づけ、(2)CFTC および SEC などに対するデリバティブの規制に関する 協議の義務づけである。第2に、ドッド=フランク法は外国の金融規制制 度が相応するものとなっていない場合に当該外国の金融機関などのアメリ カ市場へのアクセスを禁止・制限する諸規定を置いており、事実上外国に 対して相応する金融規制制度を求めている。具体的には, (1)外国銀行と外 国証券会社のアメリカ金融市場へのアクセス、(2)デリバティブの外国取引 所のダイレクト・アクセス、(3)外国のデリバティブ事業者のアメリカにお けるデリバティブ業務への参加の禁止制限である。

同法により、情報非対称に対するスクリーニングの効果が期待され、前掲、原油デリバティブ取引に関してファンドの動向は現在は沈静化を示している(表10)。

尚,現時点で、原油デリバティブの商品取引性の問題として以下の指摘が在る。

① オプションの売りとセットになっている

企業が銀行に売却するドルプット円コール・オプションとセットに なっていて、リスクヘッジではなく、無限定のリスクテイクになって いる。

② 0コスト(取引手数料無料) オプションの売りとセットになっているので、無料 リスクの大きさを意識せずに契約してしまう。

③ ゼロサム

企業の損失が、銀行の利益になるシステムになっている。銀行と企業とでは、情報の格差が大きい。

④ レシオ

企業が銀行から購入するドルコール円プット・オプションに対して、 企業が銀行に売却するドルプット円コール・オプションは 2~3 倍に 設定。

⑤ 一方的なノックアウト

銀行に有利な、円安・ドル高方向のノックアウト条件のみが付いている。企業に有利な、円高・ドル安方向のノックアウト条件は皆無。

⑥ ギャップ

オプションの売りが発生する為替レートの価格(トリガー価格)と, 発生した場合の権利行使価格とに乖離があり,発生した途端に,大きな損失が発生

⑦ 長期間の契約

3~7年の長期間のオプションの売りによるリスクが莫大、期間が 長ければ、為替相場は大きく変わる可能性がある。

⑧ 超円高問題

表 10 注目された二つの投機抑制法案の概要

	「エネルギー市場の過当投機抑制法案」 (Stop Excessive Energy Speculation Act of 2008. S. 3268)	「商品市場の透明性と説明責任法案」 (Commodity Markets Transparency and Accountability Act of 2008. H. R. 6604)
店頭市場	○店頭取引に対して取引報告義務を課す ○店頭市場混乱時の緊急権限を CFTC に付与する	○ CFTC が店頭市場を監視し、必要に 応じて店頭取引に建玉制限を課す
海外市場	○一定の要件を満たさない限り、外国取引所が米国のトレーダーに取引機会を提供することを禁じる ○電子ネットワークを介して海外市場で取引する米国のトレーダーに対し、取引記録保管義務を課す	○外国取引所に対して取引情報の提供を 求める ○米国と同レベルの規制水準を満たさな い場合,外国取引所か米国のトレーダー に取引機会を提供することを禁じる
ヘッジ取 引,建玉 規制	○ヘッジ取引の要件を、現物取引に基づ くものに厳格化する ○CFTC が店頭市場を含むエネルギー商 品市場の取引に建て玉制限を設定する	○ヘッジャーの建玉制限免除規定を見直す ○ CFTC が商品取引所や電子取引市場 における取引に建玉制限を設定する
その他	○CFTC が商品インデックス投資家やスワップディーラーに取引報告義務を課し、価格破壊に悪影響を与えていないかを監視する ○市場監視を強化するために、CFTCの人員を100 名増加する	○商品インデックス投資家やスワップディーラーに取引報告義務を課す○市場監視を強化するために、CFTCの人員を最低 100 名増加する

(出典) Mark Jickling and Lynn J. Cunningham. "Speculation and Energy Prices: Legistative Responses." CRS Report for Congress, August 6. 2008. pp. 29–34. を参考に作成

長期的には、為替は変動し、大きく円高になる可能性が高かった。 ノックアウトなど、銀行側のみリスクヘッジしている。

9 中途解約の制限

中途解約が著しく制限されており、原則不可、できても莫大(しかも不明)な解約損害金を請求される。

- ① 損害額が不明 解約損害金の計算根拠が不明
- ① 従来の為替予約だけで十分為替デリバティブは、そもそもリスクヘッジになっていない。
- ② オプション料を支払って、オプションを購入する方が合理的

オプション料の範囲に損失は限定される。

結 語

グローバルな自由化は様々なビジネスチャンスを創出する。商品を財貨(モノ)として固定するのではなく、ドル経済では商品、経営資源の証券化を通じたキャッシュフロー化により、デリバティブが自由に作り出される。

世界最大の産業である石油産業では、旧くから証券化によるビジネスモデルが真先に導入された。石油取引では、証券化を通じたキャッシュフローによる規模の経済性が市場を支配する。J. ロックフェラーは、1881 年のスタンダード・オイル・トラスト創設の際、ウォール街から直接間接に借入れを経ずに、新手法により内部留保で資金を補った。その巨大キャッシュフローを創出したトラスト信託方式は、以下のような手法である。ロックフェラーに買収された石油会社の株式保有者は、その株式をトラスト信託に預けて、その信託と新株式(受益証券)と実質的に交換する仕組みである。当時の米国では法人格の付与を行った州外では資産が所有できないという、企業の経営拡大に法的障壁があり、これを克服する為、主要な事業をしている州すべてに別個にスタンダード・オイル社を設立した後に統一したトラスト協定で集約、傘下の会社の株式を受託者に預託し、株式を共通化し、その預託者による理事会を創設して信託グループにより所有権を統合した。これは米国独占禁止法成立まで産業界の企業支配システムとして浸透した。

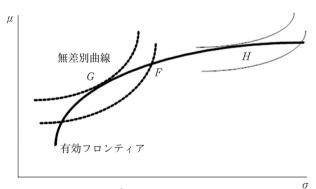
グローバル化とキャッシュフロー創出 IT 技術の発展により、原油、石油商品の証券化ビジネスが巨大な勢力として市場を支配する要因となっている。

貿易は、従来、国内取引に比べ、ハイリスク・ハイリターンと言われて

きた。その多くは、海外事情が、国内取引より不確定要素と情報非対称性に影響され易いと考えられたからである。貿易投資リスクをポートフォリオの点から、指標化勘案した投資指標:VAR/VaR(通常の状況下で発生しうる最大限の損失額の算定を想定)などがある。これは主にキャッシュフロー取引に利用されるが、日本貿易商品の輸入太宗が一次産品であり、すでに多くが広範囲にコモディティ化しており、金融デリバティブ化されうる商品である故、貿易取引は商品の金融取引化によるキャッシュフローとして大きな流動性を持つようになっている。

ここで VAR により投資フロンティアを以下(図4)により示す。

貿易主体は、複数の効用/リスクの組合せから最適のポートフォリオを選択する。効用利益($+\mu$:縦軸)と貿易市場リスク($+\sigma$: 横軸)において貿易主体の市場行動は無差別な効用曲線で示される。ここでリスク許容度 (λ) を加味した VAR 効用関数を最大化するのは G, F, H のなかで無差別曲線と有効フロンティア曲線の接点 G であり貿易主体の選択する最適ポートフォリオとなる。一方、主体の能力を超えた無差別曲線の外側



Maximize $\mu = rac{1}{\lambda} \sigma^2$: 効用関数(λ はリスク許容度) ただし、 $\mu = \sum_i x_i \mu_i$ $\sigma^2 = \sum_i \sum_j x_i x_j \sigma_{ij}$ $\sum_i x_i = 1$

図4 VaR:収益とリスクの最適化ポイント

で契約(デリバティブ等)に固定されれば,選択点Hは負(-)となり,逆に無差別曲線範囲内F点が選択されれば正(+)となるが過分なリスクを負うことになる。原油市場では複雑な利害関係者が複数高次の金融 IT 技術で売買をおこなう為,本来的に売買契約に市場実体と市場情報を固定 化するのは困難であるから,この乖離は本源的要素である。

グローバル化は国際・国内取引の壁を取り払い,また国内取引に返って情報非対称の取引も多くあることを反証する。従来,貿易取引のリスクヘッジの典型例は先物取引であり,原油価格の安定には大きな役割を果たしてきたが,先物取引も,最終的に現物との決済が成され,実需に収束する取引であるため,実質的には商品引渡しに結実し担保される。一方,広義オプションの一種であるデリバティブは,ハイリターンである程に,実体ある取引とは大きく乖離し,また最終決済時には商品引渡しが担保されることもない副次的取引であるから取引リスクは大きいで。

グローバル化により原油が金融商品化されキャッシュフローの性質と形態を備え、従来の取引形態が変化し、原油取引の指標市場やOTC市場でも高度金融技術の発展により市場支配を高めることで新たな課題が生じている。原油資源の今後を展望すれば、将来に至る世界の資源欠乏にどのように計画的に活用を検討するかが重要な選択肢であり、副次的な資源商品の金融取引化が持つ仮需要の作用にはシグナリング、またはスクリーニングを通じた市場情報の公開とルール化要求を積極的におこなうべきであろう。

《注釈・補注》

- 1) オプションの形態としては、
 - ① コール・オプション:買う権利
 - ② プット・オプション:売る権利
 - ③ ヨーロピアン・オプション:満期日のみに権利を行使できるオプション
 - ④ アメリカン・オプション:満期日までにいつでも権利を行使できるオプション

- ⑤ バミューダ・オプション:満期日までの間に、2回以上の権利行使機会
- ⑥ ストライク・プライス:権利行使価格オプションの権利を行使する際の価格

次に投資家が商品を所有する状況をポジションと呼び

- ① ロングポジション:買い待ち
- ② ショートポジション:売り待ち がある。
- 2) 現在は、このオフバランスは税法改正され、デリバティブは原則、時価評価を行い貸借対照表に資産または負債として計上し、その成果を損益計算書に計上することになるヘッジ会計制度へ変更された FAS 133 (Financial Accounting Standards:金融会計基準2001)。
- 3) Akerlof, G. (1970). The market for lemons: quality uncertainty and the market mechanism. *Quarterly Journal of Economics* 84(3), pp. 488–500. David M. Kreps (1990). *A Course in Microeconomic Theory*, Princeton
- University Press.
 4) コモディティ商品:日本の先物市場で取引される代表的なコモディティ商品
 - ① 貴金属(金,銀,白金,パラジウム,プラチナ属,他)
 - ② 石油(ガソリン、灯油、原油、重油他)
 - ③ 非鉄金属 (アルミニウム, ニッケル, 他)
 - ④ 工業品(ゴム、砂糖、他)
 - ⑤ 繊維(生糸, 乾繭, 綿糸, 他)
 - ⑥ 農産品(玉蜀黍, 大豆, 小豆, コーヒー, ジャガイモ, ブロイラー, 鶏卵, 他)
 - ⑦ 海産物 (冷凍えび,他)

取引所:東京工業品取引所,東京穀物商品取引所(閉鎖予定),中部大阪商品取引所,関西商品取引所の4取引所体制であるが,国際的に役割の低下が著しい。

5) OTC 標準契約

取引所

エネルギー OTC で利用される主な文書の様式は、国際スワップ・デリバティブ協会(the International Swaps and Derivatives Association:ISDA)により開発。ISDA は私的に取引されるデリバティブ業界の主要な参加者で構成される世界的な業界団体である。

6-1) 原油価格形成の要因分解分析

フローの需要と供給で価格が決まるとするフロー・アプローチ、および、合

理的な投資家がそれまでに得られた情報を基に将来予想を形成することで価格が決まると考えるアセット・アプローチによって、それぞれ、原油価格の変動をどの程度まで説明できるかを実証的に検証する(VaR モデルの概要)。

$$X_t = c + \sum\limits_{j=1}^{p} B_j X_{t-j} + B_0^{-1} g_t$$

具体的には、以下の構造 VaR モデルを推計した。但し、変数 X は、(世界の原油供給量の対数レベル値)、(世界の原油需要量の対数レベル値)、(実質原油価格の対数レベル値) からなるベクトルである。このモデルでは、各期の需給の変動によるフロー性による価格変動に加えて、それまでに得られた実需給の変化や情報によって、将来の予想価格が形成されていると考えている。予想外の需要の増減は需要ショック、予想外の供給の増減は供給ショック、それら以外の情報による価格変動は価格ショックに現れると考えられる。つまり、フロー性とストック性の両面のファンダメンタルズが反映されて価格形成が行われていると解釈できる。(出典)「平成 20 年度石油産業体制等調査研究原油価格の金融要因分析調査報告書」平成 21 年 3 月、東京三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング。

6-2) VaR は、ポートフォリオが多様な金融資産で構成されている場合でも、一定の確率における予想最大損失額という共通の尺度で比較・管理することが可能である。VaR は、1993 年第 2 次 BIS 規制案において金融機関の市場リスク管理手法として採用が推奨されたのをきっかけに日本でも急速に普及した。そして現在では、時価会計への移行により、金融機関だけでなく、企業財務部門などにおいても採用されるようになってきている。

VAR: / VaR (Value at Risk)

ポートフォリオ・価値: ω (オメガ) ポートフォリオ・リターン: δ (デルタ):推定標準偏差 ポートフォリオ・期待リターン: ω (ミュー)

リターン δ が、正規分布に従うとすると、95%の信頼区間で推定される最大損失額

$$VaR = \omega \cdot (1.64\delta - \mu)$$

7-1) 「情報の非対称性を少なくすることは、社会全体の利益ではあるが、同時に、証券投資のリターンを低下させる。これは、一種のパラドクスであるが、証券市場にとって避けられないことである。証券化に際しても、このロジックは適用されるので、いずれ、証券化商品のリターンは低下することなる。あるいは、事業リスクや信用リスクをある程度取らないと、高いリターンは望めな

くなる。さらに、金融危機は、証券化商品には、もう一つのリスクがあることをはっきりとさせた。それは、流動性のリスクである。もともと、証券化商品は、流動性は高くなかったと思われるが、これまでは、マーケット・メーカーが存在したため、そのようなリスクがあることは顕在化しなかった。リーマンショックは、証券化商品の高格付け、高利回りの陰に、流動性リスクが存在することを明確化させた。特に、複雑なペイ・オフを持った金融商品にしては、このような簡単なロジックが当てはまらないと錯覚する人が多くなる。情報の非対称性が少なくなるにつれて、証券のリターンが低下するという最もシンプルな原則を確認する必要がある」。「証券化と情報の非対称性」渡辺信一 1 堀彰三、1991、『最適資本構成の理論』中央経済社 2 Spence、Michael、1973、"Job Market Signaling," Quarterly Journal of Economics, August, p. 355.

7-2) 新デリバティブ規制はヘッジ取引のコスト上昇につながる — モルガン・ スタンレー

米モルガン・スタンレーの世界商品事業担当のナンシー・キング最高リスク 管理責任者(CRO)は、米金融規制改革法「ドッド=フランク法」の影響に ついて、航空会社や原油生産会社などデリバティブ(金融派生商品)の実需業 者がエネルギー関連のリスクをヘッジする際のコストが上昇するとの見通しを 示した。ドッド=フランク法は、上院銀行委員会のドッド委員長(民主、コネ ティカット州)と、下院金融委員会のフランク委員長(民主、マサチューセッ ツ州)主導でまとめられた。キング氏らエネルギー取引業務を手掛ける企業の 代表者は5日、米国先物業協会(FIA)がニューヨークで開いたエネルギー・ フォーラムで、ドッド=フランク法のエネルギー市場への影響について、原油 や天然ガスなどのコストを固定するためにデリバティブを利用する企業が、証 拠金コストの上昇に直面する可能性があると指摘した。同氏は「コストが上昇 する可能性が最も高い」とした上で、同法の影響でヘッジ取引が減少し、ボラ ティリティー(価格変動率)が高まるかもしれないと述べた。615兆ドル規模 の店頭デリバティブ市場を対象とした新規制の下で、原油やガソリン、天然ガ ス市場に関する新たな規則が制定される見通しだ。規制案には、当局による監 督強化や必要資本基準の引き上げ、トレーダー1人当たりが保有できる契約数 の制限が含まれている。Buzzurl, 2010 年 10 月 5 日 (ブルームバーグ)。

(表 11) では、ドッド = フランク法施行以降の原油市況とファンドの買い越 し減少化が示される。

またデリバティブに関する Enron 事件以後は、規制当局によるエネルギー・デリバティブ市場に対する監督の動きが市場の監視だけでなく報告義務についても強まった。エネルギー企業および主要銀行は、デリバティブのポジション

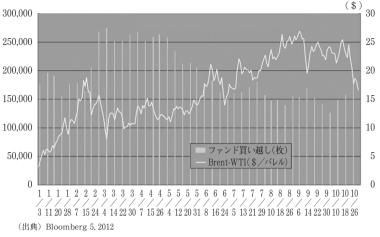


表 11 2011 年 NYMEX のファンド買い越しとブレント/WTI 格差

についてより厳しい金融開示責任を行うことになった。

7-3) 近年の原油市場とファンド動向:「原油市場縮小でファンドの影響力増す」 リスク資産を回避する傾向の中でニューヨーク原油先物市場の総資金量は減 少しており、価格変動に対するヘッジファンドの影響力は相対的に増している。 10月は比較的堅調な原油相場だったが、最近、特に NYMEX WTI 原油先物 の突出した上昇が目立つ。欧州のブレント原油相場との価格対比では、9月に は\$25/bbl を超えていたブレントの WTI に対するプレミアムが、この数日 の縮小で\$16/bbl 台となっている。リビアの産油量が回復中とはいえ、他油 種を置き去りに WTI だけが上昇した要因は原油全体のファンダメンタルズに 求めることができず、また、前週の米国の原油在庫は予想以上の増加ですから 米国独自の原油需給をみるとむしろ弱くなっている。結局 WTI の独歩高の理 由としては、ファンドの買いによるものと考えるのが妥当である。今年に入っ てからのヘッジファンドによる NYMEX WTI 原油先物の買い越し幅とブレン トの WTI に対するプレミアムの推移を比較してみると、一定の相関関係はあ る。買い越し幅が拡大している時は WTI 価格が上昇してプレミアムが縮小し、 買い越し幅が縮小している時プレミアムは拡大している。NYMEX 原油先物の 総取組高に対するファンド玉の占有率は 2007 年~2008 年の大相場の時には 30 %に接近したが,リーマンショック後は 20~25%での往来。今年 9 月には 21 %台だった占有率は,ここにきて 25%に近づいている。足元の WTI 先物相場 ではファンドの影響力は確実に増している。今年6月で量的緩和第二弾が終了

した後は銀行預金の増加で米国のマネーサプライが急増した一方、原油先物の取組高は減少傾向となっており、リスク資産を避けて安全なところに資金を置く傾向がはっきりしている。縮小していく市場の中で相対的に占有率の大きくなったファンドが相場を持ち上げようとしても、資金の流入が続かないのでは限界点も低い(出典:Sozen BLOGOS 2011 年 10 月 30 日 13:25 http://blogos.com/article/17445/)。

参考・引用文献

- (1) 可児滋『デリバティブズその活用とリスク管理』(1997) ときわ総合サービス
- (2) 福島良治『デリバティブ取引の法務とリスク管理』(1997),金融財政事情研究会
- (3) 三宅輝幸『デリバティブ取引の基礎』(1997),経済法令研究会
- (4) 『銀行経理の実務』(1997), 金融財政事情研究会
- (5) 『デリバティブリスクコントロール』(1994), 近代セールス社
- (6) 『新銀行実務総合講座国際金融』
- (7) 『日本銀行月報』(各号)
- (8) 「金融工学を用いた LNG 価格フォーミュラの市場価値評価」 Market Valuation of LNG Price Formulas, 河本薫・津崎賢治
- (9) 植木雅弘 (2004)「新デリバティブ・ドキュメンテーション デリバティ ブ取引の契約書実務」(近代セールス社)
- (10) 東京工業品取引所(2008) 「原油取引の基礎知識 |
- (11) 財団法人日本エネルギー経済研究所(2008)「近年の原油価格高騰を巡る市場動向と要因の背景分析調査」奴田原健悟(2009)。
- (12) 財団法人日本エネルギー経済研究所 (2008)「原油価格形成の要因分解分析」宮澤健介 (2009)「原油需要関数の推計」
- (13) 森田裕二他(2002)「原油先物市場・店頭取引市場の発達と課題」『IEEJ』 年9月掲載
- (14) 柳澤明 (2008a)「高騰する原油価格の要因分解 ── ファンダメンタルズ とプレミアムの影響分析 ──」『エネルギー経済』第 34 巻第 2 号
- (15) 柳澤明 (2008b)「原油価格のファンダメンタル価格・プレミアムの推計 と要因分解」財団法人日本エネルギー経済研究所
- (16) Black, F. and M. Scholes (1973), "The Pricing of Options and Corporate Liabilities," *Journal of Political Economy*, Vol. 81, pp. 637–654.

- (17) Merton, R. C. (1973), "Theory of Rational Option Pricing," *Bell Journal of Economics and Management Science*, Vol. 4, pp. 141–183.
- (18) Abreu-Brunnermeier (2003), "Bubbles and Crashes," *Econometrica*, Vol. 71, No. 1 (January, 2003), pp. 173–204.
- (19) Allen, Morris and Postlewaite (1993), "Finite Bubbles with Short Sale Constraints and Asymmetric Information," *Journal of Economic Theory*, 1993, Vol. 61, issue 2, pp. 206–229
- (20) Blanchard and Watson (1982), "Bubbles, Rational Expectations, and Financial Markets," in Crisis in the Economic and Financial Structure, NBER Working Paper No. 945
- (21) CFTC (2008), "Staff Report on Commodity Swap Dealers & Index Traders with Commission Recommendations," September 2008.
- (22) CFTC (2008), "Energy Markets Enforcement Results," November 17, 2008.

(原稿受付 2012年5月28日)

経営経理研究 第 95 号 2012 年 10 月 pp. 113-129

〈論文〉

植物資源の持続的利用に関する グローバル化経営の研究

-- 名古屋議定書の意義と日本の進路 ---

中 村 陽 一

要 約

2010年10月に名古屋で採択された「名古屋議定書」には、「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分」のありかたが示されている。この議定書は、1993年に発効した「生物多様性条約」の3つの目的「1.生物多様性の保全」「2.生物多様性の構成要素の持続可能な利用」「3.遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分」の「3」に関する取り決めであり、遺伝資源を持つ開発途上国と、開発のための技術と資本力を持つ先進国との利益配分をめぐる長年の論争の末、生み出されたものである。

しかし、その内容は具体性に欠け、これまでなされてきた議論の決着を 先送りにしたまま条文化した面が大きい。また、議定書の規定は、締約国 に、そのまま義務付けられるものではなく、各国が議定書に沿った立法・ 行政・政策上の措置をとるとされている。つまり、利益配分を決めるのは、 それぞれの国の国内法である。しかし、今のところ日本を含む多くの国で、 生物資源の利益配分や持ち出しに関する国内法が整備されていない。

一方,製薬業界などは、独自に遺伝資源の提供国と契約を結ぶなど,植物資源利用権に対応してきた。しかし、もはや個々の企業の対応だけでは植物資源に関わる産業のグローバル化に対応できないのは明らかである。日本も国内法の整備を急ぐ必要がある。また、先進国として生物多様性を守る役割を積極的に果たすとともに、国内産業の保護育成を考えた政策を進めるべきである。

キーワード: 生物多様性条約、名古屋議定書、CBD、ABS

1. はじめに

2010年10月に名古屋で開催された、「生物多様性条約」(正式名称は、生物の多様性に関する条約、Convention on Biological Diversity:以下、CBDと呼ぶ)の第10回締約国会議(10th Conference of the Parties: CBD/COP10)において「名古屋議定書」(Nagoya protocol)が採択された。この正式名称は、「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」(Nagoya protocol on Access to Genetic Resources and the Fair and Equitable Sharing of Benefits Arising from their Utilization to the Convention on Biological Diversity)で、ABS(Acsses and Benefit-Sharing = 遺伝資源へのアクセスと利益配分)と略す。

名古屋議定書の採択直後から、これによって、「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分」について、具体的なルールが決定されたかのような報道が広くなされている。しかし、これには多くの誤解や理解不足があり、今後の生物資源の利用に際して問題が生じる可能性がある。

一方,製薬業界・種子産業・食品業界などでは,すでに独自に遺伝資源の提供国の間で契約をするなど,生物資源利用権による経営のグローバル化に対応してきた。しかし,個々の企業の対応だけでは国際競争に生き残ることはできない。本論では日本が今後,生物多様性の保護と生物資源,特に植物資源の有効利用と利益の配分についてどのような政策を進めるべきか,その進路について考察する。

2. 生物多様性条約とはなにか

CBD は、1992年5月にケニアのナイロビで採択され、1993年12月に発効し、現在193カ国が加盟している。この条約の目的は第1条に記されているように「1. 生物多様性の保全」「2. 生物多様性の構成要素の持続可能な利用」「3. 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分」の3つとなっている。また、第2条には、「生物の多様性とは、すべての生物の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む」と記され、生物の多様性を「生態系」「種」「遺伝子」の3つのレベルでとらえている。

この3つの目標は並列しているのではなく、その優先順位に従っている。その第1は「生物多様性の保全」であり、CBDの前文に「生物の多様性がある種の人間活動によって著しく減少していることを懸念し」と記されている。これは、近年の研究によって、生物種の絶滅が驚くべき速さで進んでいることが明らかになったことに対する危機感からきている。

現在,地球上で確認されている生物種は,動植物と細菌類をあわせて約200万種だが,サンプル調査と推測統計学的推定の結果,熱帯地域に生息する昆虫だけで500万から3,000万の未記載種が存在すると見積もられている。

現在,熱帯林は1年間に日本の5分の1に相当する面積が失われ,それによって1990年から2020年の間に熱帯林に生息する生物種の $5\sim15\%$ が絶滅すると予測されている。これは仮に現在1,000万種の生物が存在するとすれば,1年間に $15,000\sim50,000$ 種(1日あたり $50\sim150$ 種),中間値を取ると,おおよそ1日100種というすさまじい速さで生物種が絶滅していることを意味する。

CBD の前文には「生物の多様性の保全のための基本的な要件は、生態

系及び自然の生息地の生息域内保全並びに存続可能な種の個体群の自然の 生息環境における維持及び回復であることに留意し」と記されている。これは生態系をそのままに保全することを意味しており、そのためには多額 の費用がかかる。先進国が生物資源の開発によって利益を得ている自然の 生態系は、途上国の経済的負担によって守られているのである。

生物多様性を守るための資金を確保するため方法の一つとして、主に先進国による遺伝資源を利用した医薬品や食品等による利益を、原産国へ衡平に配分するよう求められてきた。こうした理由から CBD は誕生し、ABS が議論されてきたのである。

ABS の具体的な策定については、2006年にブラジルのクリチバで開催された COP8で、COP10までに国際的な枠組み策定の作業を完了する目標が示された。しかし、「利益配分を過去への遡及適用を行うか否か」「利益配分の対象に派生物等への拡大を認めるか」「監視機関を設置するか否か」など複数の大きな論点をめぐり、先進国を中心とした利用国と、途上国を中心とした原産国との議論が続き、COP10においても継続された。しかし、会議の最終局面において議長案によって妥結し、「名古屋議定書」の採択に至った。

3. 名古屋議定書で何が定められたのか

COP10 の最大の成果は 2010 年 10 月 31 日に採択された ABS のルールである「名古屋議定書」であり、今回議論された内容のほとんどである。その成り行きは世界的に注目され、名古屋議定書が採択された直後から、テレビや新聞等さまざまな報道機関が、「名古屋議定書に合意 遺伝資源国際ルール」「名古屋議定書を採択 途上国に利益配分」などと、生物資源利用による利益配分のルールが決まったかのように大きく報道された。

しかし、実際は利益配分は「公平かつ衡平に配分される。当該配分は相

互に合意する条件で行う」(第5条)となっており、具体性に欠け、これまでなされてきた議論の決着を先送りにしたまま条文化した面が大きい。

また、名古屋議定書は、締約国それぞれにそのまま義務付けられるものではないことに注意しなければならない。議定書の第5条には「締約国は、原住民の社会及び地域社会が有する遺伝資源の利用から生ずる利益を、遺伝資源に対するそれらの確立された権利に関する国内法に従い、相互に合意する条件に基づいて、関係する社会と公正かつ衡平に配分されることを確保することを目的として、適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる」と記されている。

つまり、あくまでも利益配分を決めるのはそれぞれの国の国内法であり、その違反に対する罰則も国内法で措置される。なお、今のところ ABS に関する国内法を策定している国は、インド・エチオピア・ケニア・コスタリカ・タイ・パナマ・フィリピン・ブラジル・ベトナム・ベネズエラ・ペルー・ボリビア・マラウイ・マレーシア・オーストラリア・ノルウェーなど CBD 加盟国 193 カ国の約 10%程度である。実際は多くの国で生物資源の利益配分や持ち出しに関する規定が全く整備されていない。

さらに、当議定書は、「50 カ国以上の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託から90 日経過後に発効する」となっているが、2012 年 6 月時点で批准国は、セーシェル・ルワンダ・ガボン・ヨルダン・メキシコの5 カ国のみで、議長国である日本も批准していない。名古屋議定書と同時に合意された「愛知ターゲット」では、2015 年までの名古屋議定書の発効と運用を目指すとされているが、その見通しは立っていない。

COP10における大きな争点のひとつは、先述したように利益配分の対象となりうる「遺伝資源」の「派生物」(derivative=研究開発で遺伝資源に改良を加えた製品)についての取り扱いであった。「派生物」とは、例えばある植物から抽出された医薬品として有効な成分が人工合成され、それによって利益が生じた場合、植物資源の原産国に利益配分をするかど

うかという点である。

CBD の第2条では、「遺伝素材」とは、「遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他に由来する素材をいう」とし、「遺伝資源」とは、「現実の又は潜在的な価値を有する遺伝素材をいう」となっており、その定義は抽象的である。このため、特に派生物を含めるかについて、資源保有国と利用国の意見は大きく対立してきた。

結局、用語を規定する第2条を除き、全ての条文で「派生物」という文言は削除され、先進国の主張が通ったように見える。しかし第2条で用語上の定義として「派生物」が残された。つまり、派生物を対象とするかどうかは、各国の国内法や個別の契約の中で決定すべきと考えることもでき、この点でも名古屋議定書はあいまいさを残したといえる。

また、利益配分の過去への遡及と監視機関の設置については盛り込まれなかった。

4. 植物の資源ナショナリズム

そもそも CBD と ABS が大きな問題となったのは、近年盛んになった「植物資源ナショナリズム」が根底にある。植物資源ナショナリズムとは、有用植物資源を持つ国々が、自国の生物資源の利用権を占有し、その利益を守ることである。そのため、植物資源を許可なく国外へ持ち出させないように規制するようになった。この規制は、当初は種子や根茎など生殖質に限られていたが、今では、死んで乾燥した植物にも及んでいる。先述した「派生物」のように、有用物質の化学構造を解明し、人工合成できるようになりつつあるからである。

植物資源ナショナリズムが高まりを見せたきっかけとして、ブラジルのパラゴムの例は良く知られている。この植物は本来ブラジルのアマゾン川流域の熱帯林に自生するトウダイグサ科の樹木である。この樹皮を傷つけ

ると, 天然ゴムの原料となる弾力性の強い樹液を出すことは古くから原住 民に知られていた。

この知識を利用して19世紀にはブラジルでゴム産業が興こり、ゴムの需要の高まりと共に大いに繁栄した。これを見たイギリスはパラゴムを自国の植民地であるセイロン島(スリランカ)およびマレー半島に導入し、大成功を収めた。一方で、ブラジルのゴム産業は競争に負け大きく衰退した。

食用植物の代表的な例としては、中国の植物資源であるブンタン(中国名は柚)を品種改良して作られたグレープフルーツがある。これを産業として成功させ利益を得たのはアメリカであるが、その利益は中国にはもたらされていない。

キウイフルーツはニュージーランドの特産品のように思われているが、本来は中国の長江流域原産のシナサルナシ(オニマタタビ)であり、20世紀初頭にニュージーランドに移入されて品種改良されたものである。

さらに歴史をたどると、ジャガイモ・トマト・タバコはペルー、トウガラシはメキシコ原産で、今では世界中で栽培されているが、その利益は一切還元されていない。

医薬品の例では、1960年代、アメリカの大手製薬会社が、マダガスカル原産の観賞用植物ニチニチソウから開発した抗がん作用剤「ビンクリスチン」(vincristine)がある。この薬は小児白血病に効果があり、生存率を5%から84%まで引き上げた。これによって製薬会社は莫大な利益を上げたが、原産国であるマダガスカルは何ら利益を得ていない。

最近は、遺伝子解読の進展と遺伝子特許の獲得競争により、熱帯・亜熱帯地域の生物資源は、大手企業の草刈場となりつつある。このような理由から、植物の原産国に衡平な利益の分配が認められない限り、植物の国外持ち出しを禁止又は制限しようという動きが活発化した。これが植物の資源ナショナリズムであり ABS の考え方である。

5. 植物原産地の分布

そもそも,途上国には植物資源が豊富で先進国には乏しい原因は,地球上の植物分布の不均一性に起因する。植物の分布は,世界中に広く分布する種類や,周極分布種,汎温帯分布種,熱帯分布種などもあるが,局地的な分布をする種が大部分である。

栽培植物の起源地については、古くは20世紀の初頭のロシアの植物学者ヴァヴィロフ(N. Vavilov)の研究があり、世界の8カ所が作物の起源地と見なされ、その後、多くの研究者が改訂を加えた。これらの地域は熱帯・亜熱帯を中心としており、温帯以北にはあまり存在しない。即ち有用植物の原種は熱帯・亜熱帯の開発途国にそのほとんどが存在する。

その原因のひとつは、約11万年前に始まり1万前に終わった地球最後の氷河期(ウルム氷期)にある。当時、極地から現在の北半球の温帯地域は氷河による侵食を受け、多くの植物が絶滅した。一方この間、現在の亜熱帯と熱帯に逃避して生きのびた種もあり、氷河期が終わって地球が温暖な気候に戻った時に、再び北上して現在の温帯に分布域を移した。その際に、熱帯の高所に上って分化、生存した種類もある。

このような理由から、現在の熱帯・亜熱帯地方は、熱帯と温帯に起源を持つ種が共存し、植物の種が最も多い地域なのである。この要因に加え、 そもそも高温多雨の熱帯は植物の種分化に最も適しており、植物の多様性 が温帯とは比較にならないほど大きい。

このように植物分布が多様性が局地的であることから、有用植物を原産地から他の地域へ導入して栽培するという考えが、特に15世紀の地理的発見の拡大をきっかけに広まった。19世紀以降は、イギリスとオランダが中心となって、自国の植民地へ有用植物を導入し、植物産業を積極的に振興した。

先述したパラゴムのほか、コーヒーは東アフリカのエチオピアから東南 アジア、中南米、ハワイ等に広く導入された。西アフリカ原産のアブラヤ シは東南アジアへ、またチョコレートの原料となるカカオノキは、南米の 熱帯雨林から東南アジア、そして西アフリカのコートジボワールやガーナ へ導入された。

植物は原産地から他の地域へ導入されると、原産地よりむしろ良好に発育し分化をとげる例が多い。植物は動物と異なり、分化と分布の地史的な長い歴史によって、現在の原産地がその植物にとって必ずしも最適な生育地といえない場合があるからである。例えば、パラゴムは原産地ではゴムの病菌が共存していたが、新天地では病菌がないため生育が活性化された。植物は、新しい生態系においてうまくニッチ(niche=地位)を確立する例が多いのである。

6. 植物資源に関する権利

ここで、改めて ABS のもととなっている CBD では植物の利用権をどのように扱っているのかを見てみよう。CBD は前文と 42 条および附属書からなり、そのなかで植物(生物)の利用権に関連する重要な事項は、3つにまとめることができる。すなわち、「1. 植物資源の取得に関する事項」「2. 外国から取得した生物遺伝子資源(動植物)の利用に関する事項」「3. 知的所有権と資源保有国への技術移転に関する事項」である。以下、この3項目について、現実にどのように実施・運用されているのかを検証する。

(1) 植物資源の取得

CBD の第 15 条の 1 に、「各国は、自国の天然資源に対して主権的権利を有するものと認められ、遺伝資源の取得の機会につき定める権限は、当該遺伝資源が存する国の政府に属し、その国の国内法令に従う」と定めら

れている。さらに、条約第15条の5に「遺伝子資源の取得の機会が与えられるためには、当該遺伝子資源の提供国である締約国が別段の決定を行う場合を除くほか、事前の情報に基づく当該締約国の同意を必要とする」と定めている。

そのため、外国で植物を採取するには、その国の政府の植物採集許可を得るとともに、国外に持ち出す時には、植物の輸出許可が必要とされる。この方式は CBD の発効以前にも、ブラジルをはじめペルー等の南米諸国が実施している。

また、「提供国が別段の決定を行う場合」とは、その国の政府が個々の 植物について国外への持ち出しを禁止したり、許可制にするなどの規制を 行うことと解釈される。これによって、植物資源が豊富な各国により、植 物資源の国外持ち出しに関するリストを表示した国内法令がつくられつつ あり、新たな植物種の入手はますます困難になってきている。

しかし、この点に関してはいわば「抜け道」がある。植物の分布には国境がなく、A国で国外への持ち出しを禁止している種が、B国にも分布し、そこでは輸出禁止リストに入っていない、ということも考えられる。これに対処するため、南米のアンデス山脈一帯のコロンビア・ボリビア・エクアドル等は、共通した植物種を対象にした「アンデス協定」を結び、植物資源へのアクセスには共同で対処することとしている。

また、この点に関しては、名古屋議定書の第11条にも「同一の遺伝資源が、複数の締約国の領域内にある生息域内に認められる場合、当該締約国は、この議定書を実施するため、該当する場合には関係する原住民の社会及び地域社会の関与を得て、適宜、協力するよう努める」としている。

(2) 利益配分

名古屋議定書の中心となった ABS つまり利益配分について, CBD では 第15条の7節に「締約国は,遺伝資源の研究及び開発の成果並びに商業

的利用その他の利用から生ずる利益を当該遺伝資源の提供国である締約国と公正かつ衡平に配分するため、(中略)適宜,立法上,行政上又は政策上の措置をとる。その配分は、相互に合意する条件で行う」と規定している。これは、個々の企業のみでなく、資源の提供国と利用国の政府の間で互いに合意できる条件で利益配分をするという意味である。

利益の配分は、本条約の3つの柱すなわち「1. 生物多様性の保全」「2. 生物多様性の構成要素の持続可能な利用」「3. 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分」の中では3番目であるが、開発途上国にとっては最も重要な意味を持つ。前述したように、植物を「開発国の利用のために」保存するには多額の費用がかかる。さらに、その土地の開発によって、得られるであろう利益を犠牲にしているのだから、開発国に対してその補償を求めるのは当然の権利であるという主張である。

なお、自然保護にかかる多額の資金は企業体のみでは支出できないので、第20条の2項で「先進締約国は、開発途上締約国が、この条約に基づく 義務を履行するための措置の実施に要するすべての合意された増加費用を 負担すること及びこの条約の適用から利益を得ることを可能にするため、 新規のかつ追加的な資金を供与する」とし、生物多様性の保護のため、先 進国が主として資金の負担し、途上国への供与することを規定している。

近年、南米諸国を中心に遺伝子資源の提供国側の利益分配要求がますます大きくなっており、企業体のみで利益配分に応じるのは困難になりつつある。しかし、日本の植物産業の発展のための政府取り組みは欧米の先進国、特にアメリカ・イギリス・ドイツ・フランスに比べ大きく遅れをとっている。今後より一層の取り組みが求められる。

(3) 知的所有権と技術移転

CBD の第 16 条の 1 項には「締約国は、技術にはバイオテクノロジーを含むこと並びに締約国間の技術の取得の機会の提供及び移転がこの条約の

-123 -

目的を達成するための不可欠の要素であることを認識し、生物の多様性の 保全及び持続可能な利用に関連のある技術又は環境に著しい損害を与える ことなく遺伝資源を利用する技術について、他の締約国に対する取得の機 会の提供及び移転をこの条の規定に従って行い又はより円滑なものにする ことを約束する」と記されている。

この背景には、途上国から開発国への技術移転に対する強い要望がある。 しかし、ここで技術移転の際、開発国(主に先進国)の所有する特許権、 その他の知的所有権の保護が問題となる。この点は第16条の2項で「特 許権その他の知的所有権によって保護される技術の取得の機会の提供及び 移転については、当該知的所有権の十分かつ有効な保護を承認し及びその ような保護と両立する条件で行う」と規定されている。

つまり、知的所有権の保護と両立するような方法で技術移転を行うとしており、先進国と途上国の妥協の産物ともいえる。しかし、第16条全体を見ると、知的所有権の保護よりも、途上国への技術移転の促進のほうが重視されているような表現になっている。

一方,第15条の2節には「締約国は、他の締約国が遺伝資源を環境上適正に利用するために取得することを容易にするような条件を整えるよう努力し、また、この条約の目的に反するような制限を課さないよう努力する」とある。つまり、提供国は遺伝子資源の適正利用に協力するように規定しているが、第16条全体に比べて弱い表現である。すなわち、開発国にとって植物の入手が困難になる一方で技術移転への要求はますます強くなっているのである。

7. 食料農業植物遺伝資源条約について

CBD によって、植物遺伝資源の利用が大きく制限されようとするなかで、人類の生存の根幹に関わる食料用の植物資源「食料及び農業のための

植物遺伝資源」(Plant Genetic Resources for Food and Agriculture: PGRFA) については、もっと自由に利用できるようにするべきだとの考えが生まれた。

そのため、国際連合食糧農業機関(FAO)では、CBD 発効を受け、食料農業分野における植物遺伝資源の国際的な取扱いを定めた「食料及び農業のための植物遺伝資源に関する条約」(International Treaty on Plant Genetic Resources: ITPGR)が 2001 年 11 月に採択されている。

ITPGRの目的は、その第1条で「持続可能な農業及び食料安全保障のための、生物多様性条約と調和した、食料農業植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用並びにその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分である」としている。一見すると CBD の考えと似ているように思われるが、実際は大きく異なり、CBD とは矛盾するものである。

ITPGRの附属書Iには「MLSの対象となる作物一覧」があり、イネやコムギなど世界の主要作物 35 作物 29 牧草種が挙げられている。つまり、このリストの中にある作物については、多国間システム(Multilateral System: MLS)の下、各国共通の契約ルール(標準材料移転契約、Standard Material Transfer Agreement: SMTA)を構築することにより、植物遺伝資源の自由な取得を促進し、それらの保全と持続可能な利用ならびにその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分を行うことで、持続的農業と食料安全保障を図ることを目的としている。

CBD との調和を保ちつつといいながら、ITPGR の第 12 条 3(d)には「受取人は多国間システムから受領したそのままの形態の食料農業植物遺伝資源又はその遺伝的部分もしくは構成要素の円滑な取得の機会を制限する知的財産権またはその他の権利を主張しないものとする」としており、これは、CBD とは逆に、MLS の間では、自由に遺伝資源を利用しようということである。

なお,本条約は2004年6月29日に発効し120カ国以上が加入している

が、日本は加入していない。2011年6月30日にローマで開催された FAO (国連農業食糧機関)の会議では、CBDとITPGRの整合性を確保し つつ両者を運用していくとの方針が発表された。しかし、実際にはCBD との矛盾は解決されていない。

また、育種に関しては「植物の新品種の保護に関する国際条約」(UPOV条約)も存在する。植物の新品種の保護に関する国際条約(International Convention for the Protection of New Varieties of Plants)は、1961年にパリで作成(1991年に最終改正)された古い国際条約である。この条約に基づいて設立された国際機関である「植物新品種保護国際同盟」の仏語略称 UPOV(Union internationale pour la protection des obtentions végétales)に因み、UPOV条約と通称される。

UPOV 条約の目的は、植物の新品種を知的財産権として保護することによって、新品種の開発を促進することであり、このために品種の保護の水準等について国際的なルールを定めている。日本は 1991 年改正条約を締結している。このように植物資源の利用権に関しては、「CBD」「ITPGR」「UPOV」という3つの条約があるが、その相互関係については必ずしも明確になっておらず、大きな矛盾をはらんでいる。

8. ABS に関わる国際的取り組み

CBD の発効と前後して、途上国と契約して生物資源による利益をシェアしようという企業も出ている。その嚆矢となったのは米国の大手製薬会社・メルク社で、CBD 発効前の 1991 年にコスタリカ政府から同国内の 1 万種類の動植物試料の利用権を 100 万ドルで獲得した。さらに、開発に成功した医薬品の売り上げの一部も提供するという契約になっている。その額は明らかにはされていないが、製品の売上の 1~3%と推定されている。コスタリカ政府は、こうして得た資金を元に国土の 4 分の 1 にまで減少

した熱帯林の保護と、観光立地に力を入れており、製薬会社と途上国の生物資源利用と熱帯林の保護に関する協力のモデルケースとして注目された。 しかし、後になってメルク社は、十分な利益が得られないことを理由にコスタリカからの撤退を発表している。

日本では藤沢薬品工業(現アステラス製薬)が2000年、マレーシアの国営企業と新薬を共同開発する契約を結んだ。これによって藤沢薬品は、マレーシアの熱帯林の土壌中の微生物から薬品として有用な物質を探し、見つかった物質の特許を所有する。一方で、利益の一部はマレーシアに還元し、人材育成にも協力するという。

また、独立行政法人・製品評価技術基盤機構(NITE)は、インドネシア・ベトナム・ミャンマー・タイ・モンゴル・ブルネイ・中国と「微生物資源の保全と持続的利用に関する覚書」を締結し、CBDを遵守しつつ、微生物資源の探索を行い、有効利用を図るための共同研究を進めている。

今後、こうした企業と開発途上国との生物資源をめぐる協力が進むと思われるが、利益の配分や、技術移転など解決すべき問題は数多い。また、最大の遺伝資源利用国であるアメリカは「新薬開発の意欲をそぐ」という理由で条約そのものに反対している。

9. むすび

ABS によって、日本のように優れた技術はあるが植物資源に乏しい国は、今後不利な立場に追い込まれることは明らかである。日本から途上国に技術が移転され、それによって途上国は、自国の資源をもって日本に代わって植物産業を興し、日本はその製品を買わされるという事態さえ予想される。つまり日本の植物産業の空洞化である。

イギリスやアメリカの場合,この条約以前にすでに十分な植物材料を, 国内に持ち込んで蓄積しており、現在も着々と遺伝子資源保存量をふやし ている。また、どんな植物資源が有用かもよく研究されている。一方、日本では、生物産業における資源の重要性の理解に乏しい。また、CBD やABS が日本の将来にいかに深刻な意味を持つのか、正しく理解されていないのが現状である。

一方、製薬業界などは、独自に遺伝資源の提供国の間で契約をするなどの対応をしてきた。しかし、企業の努力だけでは世界の趨勢に対応できない。日本政府は「生物多様性国家戦略 2010」を示しているが、これはABSに十分対応したものではない。今後国内法の整備が必要である。

日本が先進国として生物多様性の保護に果たすべき役割が大きいことはいうまでもない。名古屋議定書の議長国である日本はその批准に向けて努力が求められる。しかし一方で、日本企業がグローバル化するために国家の利益を考えた植物資源の利用戦略が必要である。

参考文献

- ①ヴァヴィロフ, N.I. (中村英司訳) (1980) 『栽培植物発祥地の研究』八坂書房
- ②小山鐵夫(1992)『資源植物学フィールドノート』朝日新聞社
- ③中村陽一 (2001~2003)『作物の起源を探る 1~52』(『食の科学』282 号~341 号) 光琳
- ④バイオインダストリー協会(2011)『生物の多様性に関する条約の遺伝資源へのアクセス及びその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書』(JBA 日本語訳)
- ⑤渡辺幹彦・二村聡編 (2002)『生物資源アクセス バイオインダストリーとアジア』(財) バイオインダストリー協会・生物資源総合研究所 (2011)
- ⑥バイオインダストリー協会・生物資源総合研究所(2011)『生物遺伝資源へのアクセスと利益配分——生物多様性条約の課題』信山社
- ⑦西村智朗(2010)『遺伝資源へのアクセスおよび利益配分に関する名古屋議定書 ── その内容と課題 ──』立命館法学5・6号

Web 上から引用または参考にしたもの

①バイオインダストリー協会・生物資源総合研究所

『生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる 利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書』

http://www.mabs.jp/archives/pdf/nagoya_protocol_je_3.pdf

②環境省『生物の多様性に関する条約』 http://www.biodic.go.jp/biolaw/jo hon.html

③環境省『生物多様性国家戦略 2010』

http://www.env.go.jp/nature/biodic/nbsap2010/attach/01_mainbody.pdf

(原稿受付 2012年7月2日)

経営経理研究 第 95 号 2012 年 10 月 pp. 131-143

〈研究ノート〉

会計とは何だったのか

三代川 正 秀

要 約

昨今の会計基準の形成や会計学の研究方法は、自然科学における絶対原理構築のごとき様相を見せ、ファイナンス理論に振り回された世界標準化を標榜している。従来の地域会計文化を尊重し、経験の蒸留から理論構築をしてきた社会科学性が消えてしまった。複式簿記を前提に会計の根源的機能 Accountability を熟慮した組織文化構築の努力が忘れ去られ、単なる数理科学と成り下がった今日の会計の姿を憂い、Accounting を「会計」と和訳した先達たちの意図に思いをはせて、会計(学)再興の最後のチャンスを訴える。

キーワード:会計,ファイナンス理論,アカウンタビリティ,会計基準, 経験の蒸留,投資と投機,会計のパラダイム

「会計」の用語

この国で「会計」という用語が使われ始めたのは、将軍徳川慶喜公の幕政改革により生まれた「会計総裁」(五局専任老中制の一局)に由来しているという。慶應四年に明治政府が神祇、国内、外国、陸海軍、会計、刑法、制度の七課を設け、その後財政収入を担当する金穀出納所と会計事務課を廃止して、明治二年に大蔵省が設置された¹⁾。このときの「会計」(金穀の出納計算)は、ファイナンスないし財政を意味していて、今日の

Accounting を意味してはいなかった 2 。手許にある幕末に書かれたある 写本に次の一節をみつけた。

會計ノ學トハ如何ナルモノゾ 夫レ會計ノ學ト云フハ政府ニ於テ国 ヲ治ル所以ノ要務ナリ 富国ノ上ニ就テ其入費ヲ取立ル方法及ヒ其入費ヲ取立ルニ就キ尤モ良法ヲ説キ且ツ既ニ取立ル処ノ國費ニ用ユルコトヲ釈述セシモノニシテ即チ「フヰナンス」ノ學是ナリ 「フヰナンス」ノ基本トナルモノニツアリ 一ニ曰ク「シュスチス」ノ法 [理法ト訳ス] 一二曰ク「ヱコノミポリチク」其所以ヲ如何トナレハ…

(ゴシックは筆者による)

明治六年に大蔵省が刊行した『銀行簿記精法』の序に、芳川顕正が「天下 ノコト會計ヨリ重キハナシ」と書いているのも、財政を指しているものと 考えられる。

亀井孝文著『明治国づくりのなかの公会計』(白桃書房, 2006)の中に次のようなくだりがある。

この国の財政制度を構築する際に、「『会計』という用語が用いられることが多く、やや誇張していえば、『会計』という用語はそのまますべて『財政』に読み替えた方が適切ですらある」³⁰。そして「現行の制度における『会計』がさまざまな意味を包摂し、企業会計で用いられる概念とはむしろ大きく異なる場合が多いという基本的事実を確認。¹⁰しておく必要がある。

それから百五十年後の今、周知のように「会計学」が Finance に近似して来たことは興味深いところであるが、これを放置してよいものであろうか。本稿は武田隆二(神戸大学名誉教授)、渡邊 泉(大阪経済大学)、そして橋本寿哉(大東文化大学)らの論考を基に会計の進むべき道を探るものである。

ファイナンス理論に幻惑された会計

2007年に発覚した米国サブプライム・ローンに端を発する金融危機が その翌年には世界規模の経済収縮となって降りかかってきた。その原因と されたのが金融工学を駆使したファンドと称する金融資本の出現であった。

現代会計の最も基本的役割が情報提供機能にあるといわれて久しい。この意思決定に有用な情報を過度に強調するあまり、財務会計は「その本来の計算構造の枠組みを超えて、事実にもとづく結果の提示から乖離した、予測あるいは期待という禁断の実を口にしてしまった」。と日本会計史学会第26回大会で会計史家渡邊 泉は注意を促していた。ファンドの意思決定に必要な、信頼される事実情報は会計情報という過去の成果ではなくして、将来戦争が起こるとか、石油が枯渇するとか、大飢饉の発生予知に関心があり、ミクロ的には時々刻々と変動し続ける株価から生ずる利鞘に関心があるのであって、会計という責任の塊(Accountability)を保証する監査済みデータではないようである。しかし、ファンドは、この得体の知れない将来の予測情報(市場のノイズ)が有用であるという錯覚から「財務会計(過去会計)の管理会計(未来会計)化」現象を要求してきた。

会計の役割は、一般に情報提供機能と利害調整機能であるが、その第一義的機能は外部の利害関係者への報告であり、決算時点から遡及する過去一年間に実現した配当可能利益を計算し、これを報告するのが財務会計であった。しかし、意思決定に力点を置くと、獲得利益情報よりも、将来いくらの利益が獲得できるかを占う情報の方が魅力的に見えてきた。それが募ると簿記機構の存在を忘れて、財務データの加工・修正を尽くしたファイナンス情報となり、管理会計もどき確率を前提にした意思決定情報に化してしまったわけである。

ここで、このファイナンス理論が会計に蝕み始めた経緯を紙幅の許すと

ころで考察しておこう。アメリカ会計学会が1966年に「基礎的会計理論(ASOBAT)」で多公表して、会計を、「情報の利用者が事情に精通して判断や意思決定を行うことができるように、経済的情報を識別し、伝達するプロセス」と定義した。これがその後の情報システムとしての会計という今日支配的な会計観が浸透、拡大する出発点となった®。1960年代後半に、R.ポール&P.ブラウンやW.ビーバーの実証研究を嚆矢として、会計の計算機構から産み出される情報の価値、あるいは利益等の会計情報と投資意思決定の関係に研究の関心が集まるようになっていった。当時の会計情報は財務比率による分析に利用されるにとどまり、そういう意味では伝統的な会計研究が行き詰まりを見せていた時である。ファイナンス理論の発展に貢献しノーベル経済学賞を受賞する学者たちがこの時期にフィーバーしていた®。

1981年受賞 ジェームズ・トービン (金融市場分析とその支出意思決定, 雇用, 生産, 価格との関係についての分析)

1985年受賞 フランコ・モジリアーニ (貯蓄と金融市場の先駆的な分析) 1990年受賞 ハリー・マーコヴィッツ,ウィリアム・シャープ,マート

ン・ミラー(金融経済学の理論における先駆的な貢献)

1997年受賞 マイロン・ショールズ,ロバート・マートン(金融派生商品の価値を決定する新手法の開発)

こうして会計が情報提供機能にシフトを加速していった(複式簿記を前提とする「会計の情報化」)が、状況が大きな変化を見せるようになったのは、1990年代に入り、社会主義の行き詰まりと崩壊によって、旧ソ連・東欧諸国が一気に資本主義世界になだれ込み、経済が世界的規模で市場原理に基づいて展開されるようになっていったことである。くわえて1980年代後半以降に本格化したインターネットに代表されるIT・通信技術革命が、世界経済の一体化を推し進めた。こうしたなかで金融・資本市場が

高度な発展を遂げ、会計は、投資家の合理的な意思決定に役立つ直接的な情報を提供すべきであるとする考えが急速に広まり、ファイナンス理論が提供する枠組みに依拠した(複式簿記を念頭に置かない)情報の有用性を高めることに他ならなかった¹⁰。

アカウンタビリティの意義

簿記機構内にあるデータは勘定科目に日々積算された金額数値である。 この勘定の原初的姿は財産管理にかかわる責任単位である。現金(出納) 係,商品(管理)係,得意先(管理)係,貸付先,借入先,資本主という ように企業組織の内外に点在する財産を管理する必要からその責任を示す 勘定が細分されてきた。

資産管理を勘定で示せば、借方側への記帳は財産管理係への責任額(課責:charge)を示し、貸方側はその責任の他部門への転化ないしは責任解除(免責:discharge)を示している。当該係員は借方に課された(管理)責任を果たすために、受け払いを証する書面(命令書なり、領収書)に基づいて、貸方記入が許される。残った借方残高(保全財産)については、現物を示して(実査)残された責任の解除を求める。これが会計の本質とされるアカウンタビリティ(Accountability)である。

このアカウンタビリティの対象が受託した財産の管理・運用であることは上述したとおりである。そのために受託者は「記録」を行ない、財産の「保全」をし、最終的にその財産の委託者に「報告」することによってその責任が解除される。この過程が会計である。

会計にあっては「記録」は原始的本源的職能なので、記録の信憑性がとくに重要となる。会計作業上の無意識な誤謬や作業員の作為的・計画的な不正や詐欺の機会は少なくなく、これらを完全に除去するのは不可能ではあるが、未然に防止する工夫はある。会計組織に組み込んだこの不正・誤

謬の防御装置を「内部牽制組織」(Internal check system)と呼び「会計事務及びそれに関連する一般事務や作業活動のいかなる部分も、これを一係員の独立的・絶対的な支配下におかないこと」、すなわち、二名以上の係員が同時に同一の誤謬や不正を犯すことは極めて少ないから、いかなる事務や作業活動も必ず、二名以上の係員を通じて関連をもって行なうように、会計組織と仕事を配置することである。

財産の「保全」は記録によって明確となる。すなわち、企業内の一定の部署なり担当者が外部または他の部署から財産の引渡を受けた場合、即座に記録が行なわれなければならない。受渡しと記帳との間に時間的間隔が介在すると(記録の連続性が中断したり、遅滞する場合)、アカウンタビリティの所在が乱脈となり、不明瞭となる。全然記録がないと、たとえ紛失しても誰にも弁明を求めることができない。したがって、受納とともに時を移さず受入れに関する証憑書類を作成し、また、払出時にも引渡しの証拠書類を作成し、アカウンタビリティの移動を明確にしておかねばならない。ことに外部から財産を受入れた場合、紛失、濫用の危険が最も高いのは受入れの記録が行われない間であるので注意が必要である。以上は私が財務会計のテキストで強く学生に解くところである¹¹⁾。

勘定に示された金額は管理責任者への課責額である。この金額の保全責任を全うしなければ、委託者に対する責めを負うことになる。それが責任者の責めに基づかない時価(市場のノイズ)によって、責任が左右されるとなると会計責任構造としての複式簿記機構は存在を失なってしまう。責任の連鎖組織が簿記機構であり、その頂点に立つ経営者が総括勘定として集計される「決算残高」(勘定)に責任を負う。外部のノイズがこの管理財産額を揺るがすことになると、責任者は占い師のように将来を見つめて、すべての勘定に目配りをしなければならなくなってしまう。

このような会計の本源的機能のもと,時々刻々と変化する時価によって 測定された公正価値にもとづく「将来キャッシュフローとか現在割引価値 とかいう得体の知れない数字」¹²⁾ に化けた企業価値情報を提供することになると、「将来キャッシュフローを予測し、将来金利を予測し、いわば予測の二乗によって算出される割引価値」¹³⁾ にいかほどの客観性があるのであろうか、と言う渡邊 泉の勇気ある主張に同感である。

会計学のパラダイム

大恐慌以前の会計思想(静態論)は実地に作成した財産目録から貸借対照表を調製する実財産主義がおおかたであった。損益計算書はといえば貸借対照表利益(純財産の増減)を裏付ける説明書として作成されていた。時価を財産評価の基礎とするところから、利益の中身に未実現の収益が含まれ、インフレ時には更に未稼動資産の評価益も計上されて見かけ上の利益が増大することから、これが企業の収益力を無視して株価をつり上げることとなった。

第一次世界大戦の特需景気が覚めやらないアメリカは、農業国家から産業国家に変貌したばかりで、永遠にこの好景気が続くという錯覚から、実需を越えて生産が行われ、空景気に沸き立っていた。案の定、見かけの利益が株価をあおり大恐慌への引き金となった。この手痛い反省から、会計期間に実現した収益(稼得利益)と資産の取得原価を期間分配したところの費用とのマッチングを表示する損益計算書重視の会計思想(動態論)がドイツでも、アメリカでも、戦後の日本でも形成された。そこでは、経営者の経営努力とその成果(収益)を重視する財務諸表が作成され、株主等の投資判断の基礎となった。

昨今の時価主義への回帰は企業買収を企図するファンドに都合のよい, 企業価値計算(M&Aを前提にした清算価値情報)を会計に求めるもの で,資産も負債も見積もり利子率で現在価値に引き戻した表示を求めてい る。これを新財産目録主義⁽⁴⁾(資産負債アプローチ)とよび,ファイナン ス向の計算構造を財務諸表に開示させることだった。

投資(investment)を目的とする企業利益の計算は会計(投資意思決定)の範疇であって、収益・費用アプローチ(revenue-expense approach)を前提としている。しかし投機(speculation)のための企業価値の評価はリスク計算を主体とするファイナンス(買収意思決定)であって、これを会計に当てはめると資産・負債アプローチ(asset-liability approach)ないしは新財産目録主義と呼ばれる奇天烈なものとなり、ここには稼得利益の分配という思考はない。そもそも維持拘束される資本と分配可能な利益を分けることが会計であったが、資本とも利益とも判別のつかない得体のしれない包括利益概念を崇めて、瞬時瞬時の企業価値を財産目録に投影させようとするものである。

この一世紀の間に、実財産主義から費用動態論へのパラダイムを経験してきましたが、会計の会計たる枠組みである Accountability や資本・利益区分を根底にすえたものであった。然るに新財産目録主義は、その枠組みを忘却して、ただファンドの投機判断に資する資料つくり(情報報告機能)に尽くすことのみに力点が置かれている。

従来の金融論に身の回りにあるリスクを加味して、資源の効率的配分を考察することをファイナンスと呼ぶようになり、政府部門の金融行動 (Public Finance)、法人の資金調達と財務戦略 (Corporate Finance) そして個人の金融行動 (Personal Finance) などのすそ野を広げてきた。企業金融を目的とする「企業財務」ないしは「財務戦略」は、間接金融や証券の発行市場を対象とする側面と、証券の流通市場を対象としたそのリスクコントロールがそれぞれの中心課題であった (5)。会計がこの後者のリスク管理のための占い資料と化してしまったことが問題なのである。これは、決して会計のパラダイムシフトではなくして、会計の科学としての枠からファイナンスの枠組みへの誤進入だったのである。

かつて、1970年代の英国を中心にインフレーションの影響を財務諸表

上に開示する工夫として、時価情報を補助財務表(current cost accounting)に開示させる提案がなされてきたが、昨今の企業価値の開示要求に当たっては、会計士並びに会計研究者は必要とあらば補助財務表での開示を検討すべきであって、会計固有の概念である Accountability を放棄する思考を持つべきではない。

会計は学問たりうるか

企業会計基準委員会が会計基準作成のための用語の統一化(国際的コンバージェンスの相互理解)を進めるために『財務会計の概念フレームワーク』を提示し、お節介にも、われわれの教育、研究、会計規制の主要な指針としてきた。そもそも Concept や Convention と呼ばれてきたものは、社会構造の変革や時代の推移のなかでその時代に生きた人々の観念の問題である。これを一律普遍な概念に押し上げることが社会科学ではなかったはずである。この昨今のムーブメントが現代会計を修復不能なほどに傷つけてきた。

平成21年2月に逝去した武田隆二は、国際会計基準とのコンバージェンスに努めているこの国の会計基準改定のあり方に危惧を抱いて、先輩会計学徒が営々と築いてきたこの国の会計文化を「いとも簡単に抹消する無神経さには驚かされる」¹⁶⁾と断言する。「制度」というものは歴史的に積み上げられた各国の文化、法制並びに慣行の上に成り立つものであり、会計制度や法律制度に限らず、教育制度にせよ、その他の諸制度は、(経済活動を営む)特定の場において、(資格のある)参加者が集い、役割と役割期待のルールの下に自由に行動することが経済行為の基本である。

そこで、昨今の会計世界基準化について武田は、国際会計基準は「金融 商品取引法適用会社の連結財務諸表に限定することとし、国内法規に従う 株式会社の個別財務諸表については、その業種・業態等の会社属性に応じ て、それに見合った会計基準の策定を自由に実施できるような制度基盤を 整備すべきである」「「と述べて、地域文化や習慣を尊重すべきだと言う。

会計の基準は若者に魅力ある論理体系であって、「操作可能なようにシンプルであることが求められる。基準の解説も、個人論文ではないのであるから、簡潔で要点が明確な短文の基準解説でなければならない」¹⁸⁾ と手厳しい。そして「会計教育の面をないがしろにするような(会計基準)設定態度は厳に慎むべき」¹⁹⁾ であると述べている。

科学ないしは学問は真理や社会構造のあり方を問うのであって、シンプルな論理構造を発見し、そこから導かれた原理や原則を見定めることである。例外につく例外ばかりが目立つ論理体系は、単なる社会批判であって、学問ないし科学たり得ないことを認識すべきである。

会計には哲学がないといわれて久しい。車の運転のような技術の集積でしかなければ、経済学(Higher Learning)に比して低級な学問(Lower Learning)と見られてもいたしかたない。大正5年に我々の先人達がAccountingを訳して、計算の理屈を探求する学(計理学)とすべきか計算を会せる学(会計学)とすべきかを論じた²⁰⁰が、その後のこの学問の発展は欧米の翻訳・移入とその普及に努めることに心を奪われ、その知識体系の内包(intersim:概念に含まれる属性)と外延(extension:概念が適用される事物の範囲)を究めてこなかった。その結果が「会計学」を真の学問に高められず、概念フレームワークや国際基準の解説で満足しているのである。

会計が帳簿記録から離れて、ファンドの関心事であるキャッシュフローや包括利益、ひいては「企業価値」、そして予測や確率の世界を我が物にするとき、人はそれを「ファイナンス」²¹⁾ と呼ぶのであって、会計の歴史は閉じることになろう。文頭で幕末のこの国で「財政」を意味するファイナンスを「会計」と訳していたことを紹介したが、もし、会計がストックによる利益をフローによる利益で検証することによって完成したという歴

史的事実を忘却して正確性や信頼性あるいは検証可能性や透明性を遠く彼 方に追いやり、社会科学の本質を忘れて、単に実利的な有用性ということ に気をとられているならば、大きな落とし穴にはまり込むことになる²²。

むすび

会計原則形成期に米国会計学会の長老 G. O. May は「論理の所産(production of Logic)」ではなくして、「経験の蒸留(distillation of Experience)」と書いた。会計は500年も以前に自然発生的に生成した複式簿記(Double-entry Bookkeeping)を背景に確立してきた(慣習)知の体系であったはずである。その間、歴史が語るように近代化に立ち向かい次々に押し寄せる難問をアカウンタビリティを具体化した複式簿記という技術がたちどころに解決してきたのである。

翻って、物理学や化学が対象とするものは、時間や空間を超えて厳然と存在する自然の法則や原理であり、これらを人間が発見するのであって、人間が作り上げるものでは決してない²³⁾。複式簿記という手間暇のかかるエレガントな装置を駆使することを厭う会計学徒が、企業の利益や純資産の額も、あたかも自然の理として発見し認識できる枠組みを構築することを、会計の進化ととらえられてきたのではないだろうか²⁴⁾。

ファイナンス理論という最先端の思考に眩惑され、会計研究が目指すべき会計の本質の探究とその理解に基づく新たな会計のあり方の模索に対する努力はすっかり忘れ去られている現状を前に、この十数年の性急な会計変革を反省し、これからの会計の進むべき方向に問題意識をもつべきである。。こういう声が内外を通じて多くなってきたのは最近のことである。

- 1) 土方晉著『江戸時代の江戸の税制と明治六年地租改正法発布』(税務経理協会, 2004) p. 64 参照。
- 2) 大正5年に Accounting をいかように訳すべきかにつき東京高等商業学校 教授鹿野清治郎の「計算の理屈」(計理学)と明治大学講師中村茂男の「計算 を会せる」(会計学)の論争があった。
- 3) 亀井孝文著『明治国づくりのなかの公会計』(白桃書房, 2006) p. 15。
- 5) 渡邊 泉稿「現代会計の落とし穴 歴史から見る会計の本質 」会計 史学会(26 Oct. 2008) p. 1。
- 6) 渡邊 泉稿「上掲レジュメ」p.1参照。
- 7) アメリカ会計学会は1966年にあるべき会計原則の研究「基礎的会計理論」 (Statement of Basic Accounting Theory: ASOBAT)を公表し、会計を 「情報の利用者が事情に精通して判断や意思決定を行うことが出来るように、 経済的情報を識別し、測定し、伝達するプロセス」と定義している。そして、 会計基準(目的適合性、検証可能性、不偏性、量的表現可能性)、外部利用者 のための会計情報、内部経営管理者のための会計情報、会計理論の拡張に言 及した。
- 8) 橋本寿哉稿「ファイナンス理論による会計支配の陥穽」大東文化大学経営 研究所『リサーチペーパー』(2011年12月) p. 25 参照。
- 9) 橋本寿哉稿「上掲論文」p. 24 参照。

Ball, Ray and Brown, Philip, "An Empirical of Accounting Income Numbers," Journal of Accounting Research, Vol. 6, No. 2, Autumn, pp. 159–178.

Beaver, William H., "The Information Contents of Annual Earnings Annual Contents," Journal of Accounting Research, Vol. 6 Supplement, 1968, pp. 67–92.

10) 橋本寿哉稿「上掲論文」pp. 24-25 参照。橋本は次のように続ける。 「このような状況において、会計は、投資家の合理的な意思決定に役立つ直接的な情報を提供すべきであるとする考えが急速に広まり、その新しいあり方を導き出す具体的な道筋が自ずと明らかにされたのである。それは、ファイナンス理論が提供する枠組みに依拠して、情報の有用性を高めることに他ならなかった。ファイナンス理論の完成度の高さは、いつしか会計を支配することとなり、その結果、新しい会計は、その実質的な内容において、伝統 的な会計のあり方を完全に否定するものとなってしまった」(p. 25)。

- 11) 拙著『会計の基礎と展開』(DTP 出版, 2008) pp. 10-14 参照。
- 12) 渡邊 泉稿「上掲レジュメ」p. 2。
- 13) 渡邊 泉稿「上掲レジュメ」p.8。
- 14) 貸借対照表作成には、財産目録を作成し、これを基に期末資本を導き、期 首資本との差額を利益として把握する方法(財産目録主義)と、正規の簿記 記録(継続簿記と定期簿記)から、収支計算とその残高表である貸借対照表 を作成する方法がある。昨今の貸借対照表は資産のみならず、負債の時価評 価を要求し、資産ー負債=純資産という等式のもと包括利益の測定にあるこ とから、従来の財産目録から貸借対照表を作成する手法とは分別して「新財 産目録主義」とした。なお、この表現は私が初めて使用するものではない。
- 15) 大村敬一稿「体系化した金融論としての『ファイナンス論』」(岩波書店『書斎の窓』) No. 597 (2010.9) p. 43 参照。
- 16) 武田隆二稿「会計文化の尊重と会計学のあり方」雑誌『税経通信』(2009. 1) p. 2。
- 17) 武田隆二稿「企業会計基準の改定への提言」雑誌『税経通信』(2009.1) p. 18。

この武田の「遺言」を受けて、平成23年11月8日に中小企業庁、金融庁、日本商工会議所などがまとめた「中小企業の会計に関する基本要領(案)」を公表し、24年2月に一部修正を施して確定稿となった。これは中小会社の会計として、国際会計基準に左右されない、この国の実務並びに税法との調和を図る内容で構成されている。拙著『会計史余滴』(DTP出版2012) pp.243-261参照。

- 18) 武田隆二稿「上掲論文」p. 24。
- 19) 武田隆二稿「上掲論文」p. 24。
- 20) 拙著『会計の基礎と展開』(DTP 出版, 2008) p.4 参照。
- 21) E. L, Kohler は「投機を含む,金銭とその投資に関する取引の基礎となる 理論および実務」と定規する。染谷恭次郎訳『コーラー会計学辞典』(丸善, 昭和 48) p. 213。
- 22) 渡邊 泉稿「前掲論文」p.9。
- 23) 橋本寿哉稿「前掲論文」p. 38 参照。
- 24) 橋本寿哉稿「前掲論文 | p. 20 参照。
- 25) 橋本寿哉稿「前掲論文」p. 25 参照。

(原稿受付 2012年6月8日)

経営経理研究 第 95 号 2012 年 10 月 pp. 145-160

〈研究ノート〉

豊かな社会と新技術

金 山 茂 雄

要 約

インターネットをはじめとする情報ネットワークは,情報通信時代の到来を示している。特に通信の高度化,情報伝達の迅速化,情報伝達経路の多元化,情報機器の高機能化,情報源の増加・多様化,情報伝達量の増加などが挙げられる。

高度情報化はこのような中にあって、通信技術と情報技術の発達が、企業の経営形態と経営戦略に大きな変革をもたらした。産業における個人の経済活動や経済の決定における行動は、その心理的側面からの分析を行うことで企業経営に新たな一面を見ることができ、また重要な側面でもある。産業での人間の行動を心理学的視点から理論的分析を行うことは、「IT 化による社会の変化」、「技術革新による産業の再編成」、「企業組織の機能と役割」、そして、ここで扱う「IT 化という技術革新による産業の弱体と創出、労働意識と雇用変化」に深く関係するものである。IT 化に関しては、インターネットをはじめとする情報ネットワークが、多大な影響を及ぼしている。

以上から、さまざまな視点から概観し、検討・考察したい。さらに、情報が科学としてどんな役割があるのか、史的展開と社会的な背景なども、 若干考察する。

キーワード:ナレッジマネジメント,知的財産,技術経営,意欲

1. はじめに

企業の取り巻く環境と市場の経済現象を把握し、その経済行動を主体としての人間の様々な心理的要因を知ることもまた、重要である。1980年代後半、科学技術の発展は、社会全体に大きな影響を与え、今日に至っている。特に、企業は情報科学の一領域である情報技術の進展により戦略的に事業展開している。すなわち、企業の情報技術導入が企業活動に対し多大な影響を与えているのである。さらに大企業中心に技術変革をなしているが、それらの影響は中小企業や大衆化され個人にも及んでいる。

日本企業は技術を武器にし、現在の地位を築き上げたのである。すなわち、広い意味での科学技術の発展が社会・経済全体に影響を与えたわけである。「企業情報ネットワーク」(拙稿)で論じたように、さらに一層、情報技術導入が企業活動や社会に対し影響を与えているのである。また、情報化の推進とネットワークの国際化、国家の利権、さらにグローバルな環境変化なども同様と考えられる。

以上のことを踏まえて、最近の科学技術の中の情報科学の史的展開と社会的な影響について概観し考察する。そして、企業の技術革新と労働意識との関係、またIT活用型社会形成、つまり「豊かな社会」に変化し進んでいるのか、若干の考察を行う。

2. 企業・社会の変化と技術革新

情報技術の導入が企業の戦略上重要な一要因になっている今日,企業が 競争優位,競争力強化などのため設備投資が不可欠となる。もちろん,経 営の効率化と生き残りへの願望からでもある。ここでは情報技術導入が企 業,企業社会に何をもたらしたのか,また,その影響から新産業創出への 試みなどを観てみることにする。

2.1 雷子決済処理とその活用

科学技術の発展が現代企業の大きな外的な力となり、企業社会さえも従来のスタイルを変えさせるものが存在している。新たな社会の形成がグローバルな意味の情報社会形成であるといえる。その一方で企業は、コスト削減、時間節約、業務や企業間の壁の除去、組織の水平化、情報の多彩化、情報の共有化、業務プロセスでの顧客との一体化などの変化が観られる。そのような状況の中でより一層市場や商品の需要創造、顧客創造、経営の質の向上、シェア拡大、利益最大化などを追求し市場への活動をしなければならない。

今日の市場は情報技術の利用により拡大へと向かい無限化している。時間,空間そして業種を越え,多岐に働きかけ,また他業種市場から参入し,情報を活用している。情報空間で創りあげた市場には,時間の制約がなく出入りすることができる。この空間に出入りしている人たちは,情報の選別能力と理解能力に優れ,空間市場であたかも店で商品を買う行為が簡単に行える者達である。この情報空間市場の利用が一般の住民登録などと同じように情報市民の各データの蓄積をも兼ねており,企業の顧客データに相当するもので企業にとっては大きなメリットをもたらすことになる。情報市民の特徴として,現実の社会では満足できない者がほとんどであり,情報市民を満足させるために,現実の市場以上に多品種対応しなければならない。現状ではまだまだ不足である。そこには現物を用意する必要はなく,すべて虚像の世界であることからいくら品数を増やしたところでコストは負担にならないのである。

例えば、人が商品を購入する場合、パターン化した操作手順で工場への 発注、生産、流通・配送と会社の一連の業務を処理することになり、会社 側から観ると業務の短縮と経営コストの低下をもたらしてくれる。さらに、 人は情報の共有化が活発に行われ、企業のような組織階層とは異なり、各階層の水平化が行われ、よって企業の活動の効率化と情報空間市場の商品取引きの増加や企業間ネットワークの進展へと寄与する。また、今までにないビジネスの創造が情報技術により一層加速するものである。しかし、一つ間違えると取り返しのつかない結果になることに十分注意しなければならないことは明白である。すなわち、電子化された社会であるからである。このことは情報技術の支援の基、従来のライフスタイルをも変えることになる。特に、消費者行動のモデル、需要予測などは、POSシステムで対応していたが明確な効果が現れなかった。しかし、大容量データを格納するデータウェアハウスや多次元の分析ができるAIなどによるニューラルネットワークに試られるニューラル思考の利用が行われるようになり、顧客や商品さらに、売上におけるきめ細くより大量データを扱えるようになり、かつ、双方向で顧客と情報授受ができるようになったことから情報技術導入の効果が現れている。すなわち、顧客との直接対応的展開が可能になったことである。

次に、仮想空間の利用が新たなモノを生み出す事例として、仮想空間がある。インターネットの商用化に伴い仮想空間は徐々にマーケットへと変わっていくことになった。そのマーケットの利用の際、決済処理に新しい貨幣の登場となる。それは、言うまでもなく電子マネーである。当時、電子マネーを「エレクトロニック・マネー」といい、カタカナが漢字になっただけである。

1995 年頃は、この電子マネーを予期していた。ただし、貨幣としての価値があるのか、単なる貨幣の代わりとして利用するのかは確かではなかった。そして、国境がない統一通貨としても考えられていた。統一通貨となると銀行のシステムの規制が問題に上がる。現在も当時考え出されていた方法で処理が行われている。インターネット上でショッピングをする際、支払いは「カード会社 (クレジット会社等)、銀行など」いろいろな支払

いに対応している。このとき、e キャッシュという現金通貨に近いものか ら、カードのようなサイバーキャッシュなど、決済処理も今とは異なって いる。以前は、クレジットカード等を利用したキャッシュ(サイバーキャッ シュ)など、複数の決済処理が共存した形で存在していることになる。こ のような決済処理を電子マネーの分類の中に入れた場合、中央銀行が不在 になる。つまり、日本銀行が存在しなく、そしていくつかの銀行が独自の 通貨を発行しているように思われる。ここで一つの疑問が生じることにな る。通貨とは、何か、である。サイバーキャッシュのような「エレクトロ ニック・マネー」、つまり、今の電子マネーであるが、このマネーが単一 的通貨として各自が発行することで、現実の通貨としての役割が終わるこ とになる。モノに代わる役割と価値があった通貨も電子のお金となると、 電子のお金という数字が支配し、数字の価値や意味が大きいか、小さいか に集約されることになる。以前は、複数の電子マネーが単一のマネーへの 統合化されたマネーに代わるだろう、と想像していたが、現実の社会では、 1995年当時とは異なり、電子マネーは確実に紙幣、コインと並ぶ通貨と して存在している。

以上から情報技術の幅広い利用とコンピュータに蓄積されたデータベースの活用により新たな技術革新へと展開の動きが伺える。将来的に利用拡大と技術革新が進む中で、やはり要はデータベースとネットワークになることは明確である。そこで、問題になるのがデータベースに蓄積されたデータであり、データの質である。データの質が高く、価値あるものでなければ企業間ネットワークの際、データの共有化が難しくなる。なぜなら、お互いのメリットがあるものでなければならないからである。したがって、当然、企業間提携の際、詳細な規定、規格等のルールが一つのカギになるのである。例えば、情報の共有による共同商品開発、共同市場調査、消費者同志の団体といったクラブの設立などが可能であり、固定した顧客管理と市場へのシェア確保が可能になる。また、情報市民の場合は、リアルタ

イムで行うことができ、地域的な限定はない。もちろん情報空間を利用できるハードウェアとソフトウェアに限られていることから空間の外から見れば管理しやすく、かつ情報空間内では利用が無限に近いのである。

通常の市場を相手にすると企業は数十人数百人の管理者が必要であるが情報空間ではたったの一人で管理が可能になる。また、これらは遠隔管理が容易で企業活動の際、携帯端末を活用することでビジネスが幅広くできることになるのである。そこには、顧客、発注、売上データの確認、さらに AI の利用で容易に管理ができるのである。また、OLAP の登場で統計解析、多次元データ分析の利用でデータ検出、法則性の発見・抽出、相関や時系列分析もできるのである。いわゆる場所や時間に問わず即時処理ができることを意味する。

したがって、市場の計画、分析、調査や商品開発(商品活性化)、販売の促進(販売活性化、バーチャルセール化)、営業活動の効率化(経営活性化、営業の高度化)と営業方法の変化、顧客管理(管理効率化)などがより速く、どこでも、何時でもできるのである。すなわち、情報技術によりあらゆるものが活性化されるのである。もちろん情報技術の活性化と技術の革新へと進むことになる。そこで最近、目覚ましい発展・成長を遂げている分野がある。それは、メディアの分野である。

2.2 IT とメディア

20世紀末期から、メディアの活用技術がマルチメディアやインターネットへの関心と高まりを観ることができる。IT のめまぐるしい変化と速度に比べて、従来の広告・メディア等の分野は、新しい技術の戦略的理論化への努力が遅れていたが、最近、マルチメディアの情報の技術戦略的思考が取り入れられ急激に活発化し、コンピュータと通信技術等を結合し、さらに広範囲に活用・展開する傾向にある。そこで、メディアが新しい技術思考によりどのように変化しているのか。マルチメディア化の考現学的側

面から概観する。企業の市場活動という視点からマルチメディア化を観ると、①インターネットとツールとしての利用、②地上デジタル放送、各地域のケーブルテレビの利用可能、③オンラインゲーム、屋外大型スクリーンなどの新しいメディアの販売促進利用などを含む次世代メディア開発、などが挙げられる。

96 年に開始されたインターネットテキスト・テレビ、インターネット 対応テレビ、衛星デジタル放送などである。また、都市型ケーブルテレビ、 衛星デジタル放送、移動通信システムなどいずれも、多様なコンテンツと サービスを融合させることが可能であり、マルチメディア時代の基幹的システムとして注目されている。インターネット、ソフトウェア、インターネット接続に伴い、Web サイト利用会員登録者人数が、大幅に増加しているのがよく分かる。また、情報通信の社会基盤整備も急がれている時期でもある。インフラの整備が進んでいる過程で新しいサービスが開始されたりもしている。ウェブ広告もそのサービスの一つである。

このように、メディアが従来にない変化を見せているのは、情報技術の発展によるものであると言える。また、マス対応からワン・トゥ・ワン対応へと変わり、情報技術のさらなる進化、すなわちコンピュータの性能向上、デジタル化により、より詳細なオペレーションの実現が可能になり、顧客を一人ひとり、把握する新しい競争のパラダイムへと変化させ、大量規模における個別対応の可能性でコンピュータとデータベース、ネットワークによる柔軟な生産方式とテレコミュニケーション技術の急速な発達へと期待もされているのである。

インターネットに代表される情報技術の変化は、その機能や役割の可能性を従来のメディアという範囲で把握することはできない。個人個人で対応ができ双方向かつ受発注や決済の機能を持つメディアの出現は広告、販売、コミュニケーション活動、ビジネス活動そのものを統合化し、マルチメディア化と合わせて、オンライン・ショッピングや電子商取引が語られ、

いろいろな実験やビジネストライがあるのも、従来のメディア概念を越えたからであるといえる。しかし、一方で、情報技術の大衆化や生活者のライフスタイルの変化を十分把握し、見据えた時間軸においてビジネス化に取り組む必要がある。特に、新しいメディアへの過剰な期待があるが現状では、オンライン・ショッピング(インターネットとパソコンを含む)でインターネット利用といえるものは8%にすぎない。それも書籍類が大半を占めている。そして、利用者の90%は20代から30代の男性であることを考えると消費者としての積極性に乏しいのが現状である。その理由として商品にたどり着くまでがわずらわしい、品揃えが不十分など目で見て、手で触れながらいろいろな商品に接しショッピングを楽しむ感覚と習慣に慣れてしまっているからでもある。

以上のように、情報通信産業やその周辺産業の活発な動きは、その産業分類・種類を分化することになる。今では、コンテンツ・アプリケーション、プラットホーム、通信、端末などに分化し成長を続けている。さらに、いろいろなサービスは、PCと携帯(電話含む)情報端末の2つに分け目的に沿って利用するようになると推測できる。このような情報が社会に対して行った行為、ここでは変化となるが、この変化の中心がメディアであると考える。一般社会では、メディアとは、新聞やテレビなどのマスメディア、またFDやCD、DVDなどの記憶媒体などを想像するだろう。現在では、電子メールなどのコミュニケーションメディアを指す場合もあるだろう。メディアの形式には、内容も重要ではあるが、人と人との関係、ライフスタイル社会・文化などを表す。このようなメディアの共通点は、情報をやり取りするための道具であること。大昔の情報を遠くに伝えるための、狼煙や太鼓と同様である。そして、現在では電波や電気信号が情報と化している。いろいろな分野が発展し今日に至っているが、グローバル化や統合化の影響もあって一体化傾向にもなっている。

以前、考えられ実現されなかったが、今は実現が可能であったり、既に

実現されているものも少なくない。コンピュータは従来の人工知能を目指していた時代があったが、今は社会そのものを目指している。つまり、ネットワーク社会や情報社会である。完全なネットワーク社会や情報社会を目指しているのである。コンピュータは、社会基盤として情報を流通させるためのメディアとしての機能を有している。

3. グローバル化と ICT

ICT の進歩は、アートの分野にも新しい風が入ってきた。一般的には CG (コンピュータ・グラフィックス) がこれである。そして、それがメディアアートとも呼ばれている。いわゆる、IT という技術が応用された 分野である。メディアの活用技術の一分野でもある。メディアアートは、その方向性によっては巨大な市場を作り出すことができ、企業は、ビジネスとしての期待をもっている。

メディアの活用技術の登場は、コンピュータの進歩と通信技術との結合 によるネットワークとして急速に進み、インターネット、携帯電話、同様 に生活の一部になっている。

例えば、視覚によるメディアとして、静止画像などがある。その静止画像などは、今から1万年前のことである。つまり、絵画である。近代になって、絵画は、メディアのテクノロジーにより、表現力を飛躍的に向上させた。写真の技術もその一例である。もちろん、静から動へ変われば写真(絵画など)から映画になる。その動の最先端技術がテレビである。これらの技術がコンピュータのハードウェアとソフトウェアにより、さらに向上させた。それは、アナログからデジタルへの変化である。コンピュータで扱うことができれば、あらゆるモノが別のモノに変わっていく。これがメディアの活用技術の目指すところである。アート等になると CG (コンピュータグラフィックス) による芸術の世界になる。コンピュータグラフィッ

クス, コンピュータアニメーション, ビデオゲーム, ホームページデザイン, バーチャル・リアルティの技術もそれらの応用技術である。

以上のことから、メディアの活用技術やメディアアートの方法性によっては技術開発も変わっていく。特に、ゲームの世界では、影響力がある。ここでは、あまり触れていないが、連画や映像および音楽の中では、コンピュータで処理マルチメディア技術が異なったメディアの組合せによってあらたなメディアの登場に感動する。また、企業では影響をまともに受けているかもしれない。

前で述べた情報通信産業の活発な動きの中で、さらに分化し成長し続ける。その中で、PCと携帯(電話)情報端末の使い分けが行われていくが、社会や経済がグローバル化の傾向に向かっている今日、PCと携帯(電話)情報端末の使い分けしながら、より使いやすいように統合化されたものになっていくと思われる。それがICTであろう。一般的にはICTはPCネットワークによる利用と考えられている。しかし、ICTはネットワークの強化を行い、いろいろなネットワーク、Webサイトなどが独自に保有している情報を公開し活用していくのである。コンテンツ・アプリケーション分野で約4割を占めている。

情報技術と通信技術の融合により、経済活動における時空間的な複雑性 もますます高まっていく。開発、生産、そしてマーケティングのプロセス は、グローバルな構造の中で行うことができ、非常に高性能な分散型のコ ンピュータ技術、高速通信網の実現によって情報交換が高速に行われる状 況にある。

情報と通信技術が持っている可能性、そして通信とインテリジェント・ソフトウェア、高速ハードウェアの組み合わせが持っている潜在能力を無限にするのである。例えば、情報、通信技術を大規模に使うことによって、開発プロセスが5%短縮でき、2,000億ドルが節減されるだけでなく市場競争力にも重大な影響を与えることになると推測できる。開発手順が高速

化すれば、それだけ市場に沿った形で開発ができるからである。

従来型の生産社会において、市場というものは、あまり顧客重視の形ではなく、創造性あるいは、革新性を製造する社会においては、製品のコンセプトとカスタマーの要求条件とが密接に連携する必要がある。すでに自動車業界では、バイヤーが理想の自動車をオンラインのスクリーン上で構築し、それからプロダクションのプロセスが始まるというシナリオが進められている。これが実現すれば、カスタム・メイドの車が迅速に納車されていくことになる。

情報化社会のネットワークの長所には、普遍的で差別のないネットワーク・プラネットホームの構築がある。それによってあらゆるサービスがシームレスな形で提供できるようになる。このことは、グローバルな競争環境の中でネットワーク事業者が成功していくための絶対条件と考える。

将来の情報(電気)通信ネットワークはフレキシビリティの高いものでなければならない。すべての産業やすべての情報化社会は、効率的な情報 処理と通信に依存することになることから電気通信網は非常に高い性能と 信頼性を提供する必要がある。

このようなインフラの構築と世界的なシームレス・サービスの提供にあたっては国際強力、国際協調は急務となり、過去から明らかなとおり、事業者がそれぞれ独立独歩で進めば、決してシームレスなネットワークを実現することにはならない。もちろん標準化に関し、既に開発された製品やサービスをさらに研究開発を積み重ねてきたという実積が企業側にあること、あるいはそれぞれの社会においてインフラの要件が異なっていること、そして、それぞれのエゴイズムがそこに存在する。そのために、調整ができず、いわゆるデファクト標準が出現することになる。これは他の標準化の結果でも明らかなとおり、結局は市場が決定を下すことになる。このような開発そして展開というのは、時としてリスクをはらうことになる。

前項の観点から,日本の情報産業の進展について述べると,情報柱,源

はコンピュータである。その歴史は、今世紀中頃 1946~47 年頃真空管を使った大型のコンピュータから始まり、以来単機能型から集中処理型の大型コンピュータが発達したのである。それが、1970 年代に入り、分散処理になり、さらに今日ではダウン・サイジング、オープン・システムの時代に移り変わってきた。

近年の技術革新で目覚ましく発展を遂げた分野としてオートメーションとメカトロニクスが挙げられる。特に、メカトロニクスとその関連機器は多くの生産現場などで稼働している。これらの技術はIC、LSIなど微細加工技術を利用してできたもので、それをマイクロエレクトロニクス(Micro Electronics: ME)とよばれている。この ME はオフィスオートメーションや多品種少量生産を可能した技術である。生産手段としての技術革新は急速な発展を遂げ今日至っている。もちろん、産業革命は目覚ましい技術革新であった。労働の手段としての道具を作り出し、生産活動を行ってきた。はじめの生産方式は人間の肉体的労働の機械への代替にその特徴が見える。また、輸送手段としてのものが開発された。これらの機械化によって人間の労働の変化と生産性向上へと変わっていく。その後は、大量生産方式と大量生産のための設備・整理、そのための部品の開発など技術が拡大した。

産業革命で見るように、機械が部品を作り、そしてたくさんの部品の集まりから新たな機械を作りだす過程がより高度化することでどのような状態になるか、想像がつくだろう。つまり、オートメーションとメカトロニクスに繋がるのである。そこには、人の作業しているようすが見なくなっていくのである。仮にIT 化の象徴であるインターネットがすべての人々に利用されるようになったら、生産現場や工場から人の姿がなくなる可能性がある(20世紀末に完成した世界的な機械メーカの無人化工場がある)。つまり、雇用問題が発生する可能性が生じることになる。この社会的現象は労働者の意識、生産現場の作業組織、そして雇用に多大な影響を与える

ことになる。また、企業の定着率の低下、人間関係にも及ぶことになる。 このように技術革新によって、仕事に対する意識が変わる。つまり、コンピュータのハードウェアやソフトウェアの利用には差がない。また、国際競争や企業間競争が生産性向上の絶対条件であると人々は認識するだろう。

技術革新はオートメーションとメカトロニクスを生んだ。しかし、事務、管理、営業などの部門の合理化、効率化、省力化など大幅に雇用体系に暗い影があたることにつながる。つまり、リストラである。そこにいて仕事をする者として不安な状況を引き起こす結果となる。そのことで、労働の意識が低下し、転職する者や退社する者もいる。

4. おわりに

20世紀後半に繰り広げられた競争と発展・成長の源になっているのが、ハイテクノロジーといわれる「新科学・技術」、「先端的技術」である。10年以上前から、ハイテクノロジーとその周辺の技術をどのように経営に活かしていくかが企業発展、そして、企業成長のカギであると言われているがなかなか実を結ぶことができないのが現実である。また、一般社会では不透明、カオス、ファジィなどと先が見えないことを言う者が少なくないのが現状である。詳細に分析すると、世界経済の不況、特に先進工業国の場合、最悪状態である。先進工業国が低調であり、例外なく不況と財政赤字に悩んでいる。その最悪の環境下にありながら、収益を毎年上げている企業もある。つまり、全体的に不況で部分的に好況なのである。さらに、従来からの企業の業種分類が意味をなさなくなっている。それは、各企業の本路線、方針の転換など多角化が活発化してきたため、業界内が変化してきたことが原因である。ところが、以前は、業種ごと不況、好況など論ずることはできなかったが、今日では、同じ業界・業種に属していても発

展・成長企業と低迷企業とが混在するというところが特徴的傾向になっている。また、発展・成長企業の中で以外に大企業より中堅企業の活躍が目立っている業種もある。これら中堅企業の手掛けている商品の市場は大企業が市場参入するには、量産効果が得られにくい分野である。現在では、価格と競争力など大企業が参入したくてもできなくなっている。つまり、中堅企業が技術的ノウハウなどを握ってしまった恰好になっているわけである。このような状況下では、企業活動のために新技術の開発・研究により一層力を入れ、産業創出へとシフトしていかなければならないのである。また、技術的ノウハウを持っていないマイナス部分を企業の技術提携により補い新しい商品開発へと自社の進む道を切り開くほかないのである。

したがって、業界・業種の枠を越えた競争と協調へと自然に方向性を見だすことになる。成熟した産業に革新的技術を取り入れ、またそのために企業内では、抜本的な技術転換や設備投資が必要となる。その点、欧米では積極的に新技術を導入し、環境変化に対応していく姿勢に遅れをとったところが多い。この遅れが後の各国間の経済摩擦問題としての種ともなっている。いずれにしろ、自社ではむずかしく既存事業の延長線上にない事業へと進む判断をして積極的に異業種交流等を促進させ企業の強化と優位に努めなければならない。すなわち、企業もたえまない進化が必要である。

以上のことは、情報技術の導入と活用が企業の発展・成長、業界・業種の融合などへと寄与するものであることを意味している。また、社会と生活の様式をも変えてしまうものでもある。特に、マルチメディア分野がその一例であるが、今後も情報技術だけでなく技術全般的に変革の傾向は変わらないであろう。ただし、人間がこれらの環境の変化にたえず適応することができるのかが問題である。

謝辞

最後に、本稿は、平成24年度拓殖大学経営経理研究所個人研究助成による研究成果の一部である。そして、このような研究活動に対し、大変感謝するものである。ここに記して同研究所に謝意を表したい。

《引用・参考文献等》

- 増田他『ニューメディア時代の経営戦略』日本能率協会, 1984年, pp. 12-14. S. kanayama, "Corporate Information Network, 1st," Shopping Center Academy, 7, 1992.
- (2) K. Kasai and S. Kanayama, "Corporate Information Network and Strategic Competition," *Shopping Center Academy*, 5, 1991, pp. 7–9.
- (3) S. Kanayama, "Corporate Information Network, 2nd," *Shopping Center Academy*, 7, 1992.
- (4) 郵政省『通信白書・平成8年版』,日本情報処理開発協会編『情報化白書・1996』,日本電子メール協議会『企業における電子メールの動向調査』,電通総研『情報メディア白書』,などから抜粋し引用。
- (5) 電気通信総合研究所編「ニューメディアの開発と社会的受容」『Rite Review』 電気通信総合研究所, No. 3, 1979 年。
- (6) B. Tangney and D. O'Mahony, "Local Area Network and Their Applications," Prentice Hall International (UK) Ltd., 1987.
- (7) 寿里 茂『職業と社会』学文社,1993年,pp.10-26.
- (8) 佐藤義信『トヨタグループ戦略と実証分析』白桃書房, 1988年, pp. 207-261.
- (9) トヨタ自動車、トヨタ自動車九州『新しい自動車組立ラインの開発』1993年。
- (10) 野村総合研究所技術調査部「日本電気研究開発グループ」R & D Hotline 『ノムラ・リサーチ』野村総合研究所情報開発部, 1988 年。
- (11) Kahan, H., The Year 2000, A Frame Work of Speculation, 1967.
- (12) Newman, W. H., Warren, E. K., and J. E. Schnee, *The Process of Management, 5th ed.*, Prentice-Hall, 1982, pp. 21–23.
- (13) Jauch, L. R., and W. F. Glueck, *Business Policy and Strategic Management*, 5th ed., McGraw-Hill, 1988, pp. 5-6.
- (14) Byars, L., Strategic Management, 2nd ed., Harper & Row, 1987, p. 6.
- (15) Koontz, H. and H. Weihrich, *Management, 9th ed.*, McGraw-Hill, 1988, p. 63; Koontz, H. and H. Weihrich, *Management, 9th ed.*, McGraw-Hill, 1988, p.

104.

- (16) Hatten, K. and M. Hatten, Strategic Management, Prentice-Hall, 1987, p. 1.
- (17) Kasai, K., Symphonic-space, No. 7, 1992, pp. 37-38.
- (18) Kasai, K., and S. Kanayama, Symphonic-space, No. 5, 1990, pp. 14–15.
- (19) 森常訳『グーテンベルクの銀河』みすず書房, 1996年。
- (20) 湧田宏昭, 人見勝人『FA と OA』日刊工業新聞社, 1983年。
- (21) 江村 超『メカトロニクス入門』日刊工業新聞社,1983年。
- (22) 労働省統計情報部編『技術革新と労働の実態 ME 編』労働法令協会, 1984 年。
- (23) 労働省政策調査部編『技術革新と労働の実態 OA 編』労働法令協会, 1984 年。
- (24) 野見山眞之『ME 化と雇用問題』日本労働協会, 1985年。
- (25) 日本労働協会訳『マイクロエレトロニクス 生産生・雇用への影響』労 働協会、1982 年。

(原稿受付 2012年7月6日)

2011年度(平成23年度)経営経理研究所

月例研究会報告

2011年度・経営経理研究所主催の月例研究会は下記のとおり開催された。

(1) 5月例会(5月27日・金)

テーマ 「適正な測定尺度選択のためのルールとしての剥奪価値について」 報告者 伊藤 善朗 (商学部教授)

〈要旨〉

剥奪価値(deprival value)概念は Baxter が Bonbright の考え方に対して名付けたものであり、様々な状況の下で入口価値(取替原価)、出口価値(正味実現可能価額)および企業に固有の測定値(使用価値)のうちのどれが資産評価額として妥当な価値を提供することができるかを決定するための論理的ルールを意味するところに特徴がある。このルールの下では、資産価値を事後的ではなく、将来キャッシュフローの現在価値を代替的な予算という形で事前に捉えることによって、資産保有による優位性を積極的に資産評価に取り入れることが可能になる。

資産保有における優位性は「持てる者の予算」と「持たざる者の予算」という 2 つの価値予算(value budget)の比較による価値測定に集約される。すなわち、特定資産を正常に満足できる資産(normal 'satisfactory' asset)と現所有者が考えている場合には所有者の個人的な状況が資産評価に反映されるのに対して、そうでないと考えている場合には当該資産の評価は市場という非個性的な状況に支配される。したがって、合理的な経営管理を前提にすれば、企業の置かれている個別特殊な状況を反映した本質的価値情報の提供に会計本来の役割があることは明らかである。

(2) 7月例会(7月8日・金)

テーマ 「ビジネスにおけるモデリング手法の検討」

報告者 安積 淳(商学部准教授)

〈要 旨〉

企業のケイパビリティと情報通信技術との関連性について研究している過程で、 本報告では、ケイパビリティのひとつの具体例として、ビジネスでのモデリングケ イパビリティについて報告させていただいた。

まず企業のケイパビリティ研究には、具体的な場面をとりあげ、その中でケイパビリティの獲得、活用、変容がどのように行われているのかを認識する必要があることを指摘した。さらに、自身が担当しているゼミ活動を事例として、モデリングに関するケイパビリティ構築には、DFDやロールプレイング等のツールを組み合わせて活用し、チームメンバーの考えや視点が明らかにし、それをもとに議論を行うこと、またこのプロセスを繰り返し実践することが重要であると指摘した。加えて、このような実践を基にしたサイクリックなプロセスは、状況的学習理論やSSM(ソフト・システムズ方法論)とも通じ、これらが理論的基盤になるのではないかとの考えも示した。

(3) 10月例会(10月14日・金)

テーマ 「日本におけるソーシャル・エンタープライズの現状と特性 —— ア ンケート調査結果を中心として ——」

報告者 潜道 文子(商学部教授)

〈要旨〉

社会的課題の解決をミッションとしてユニークなビジネスモデルを有する事業体であるソーシャル・エンタープライズ(Social Enterprise: SE)の台頭は世界的潮流となっているが、中でも英国および米国は SE 先進国といわれている。では、日本の SE の現状はどのようなものなのであろうか。平成 23 年 3~5 月に実施した日本の先進的 SE を対象としたアンケート調査では、次のようなことが明らかとなった。日本の先進的 SE は、経済的成功をなしえている組織が少なくなく、収入源は「事業収入」が最も多い。売上高については「1 億円以上」の組織が最も多い。SE の起業家の特性としては、社会とつながる意識や自らが「社会的課題を解決する」という意識が強く、また、前職での仕事経験や地域の資源を十分に活用していることが示された。その他、他の組織との提携・連携を重視する傾向もある。「社会的課題の解決」と「経済的利益の獲得」の重視の割合は、「5:5」が最も多い。

(4) **10** 月例会(10 月 14 日·金)

テーマ 「タクシー事業の再規制について」

報告者 秋山 義継(地方政治行政研究科教授)

〈要 旨〉

タクシー事業の規制緩和は、道路運送法「改正案」法案が2002年2月1日に施行された。それ以前は、許認可制度を後ろ盾にして、タクシー業界の過当競争が防

止されてきた経緯がある。タクシー事業は、全国 841 の事業区域に分け、地域ごと 車両数が定められてきたけれども、この制限が撤廃されたために、地域によって車 両数が急増し、過当競争を引き起こすことになった。営業実施を免許付与から許可 に改める方針が新規参入を容易にし、車両数増加が加速化することとなった。さら に、規制緩和は、運賃に対しても上限設定だけの大幅な自由化であった。そうした 条件下で初乗り運賃適用キロ数を短縮させた上、格安運賃を導入しての需要掘り起 こしを狙う業者も各地に現れた。しかし、長引く経済の不安定で売り上げ増加とな らない事例も多く、今日まで業界は試行錯誤の状況が続いている。

2009 年 10 月にタクシーの減車を可能にする規制強化の法律が施行された。また、 民主党政権の誕生でさらなる規制を求める声さえ聞こえはじめている。単なる反小 泉路線の追求だけでは、タクシー業界の甘えの構図を温存したままになりかねない。

(5) 11 月例会(11 月 11 日・金)

テーマ 「会計上の負債の認識と測定に関する諸問題 — 非金融負債を中心 として — |

報告者 鈴木 昭一(商学部教授)

〈要 旨〉

国際会計基準 (IAS/IFRS) における引当金会計基準 (IAS 37 号) の改訂動向をとらえ、改訂 IAS 37 号公開草案 (2005 年) さらに改訂 IAS 37 号再公開草案 (2010 年) を題材として、負債の定義並びに認識、測定について概念論的にアプローチし、論点整理と検討課題、今後の方向性を指摘した。

非金融負債(主に引当金)の定義と認識については、資産負債観と収益費用観の相違が大きく影響を与えており収益費用観から資産負債観への重点移行がクローズアップされる。資産負債観、換言すればストック思考に立脚し、報告日現在における「義務(obligation)」の存在が負債の定義の中核となる。「義務」には法的、契約上の義務のみならず、推定的義務(constructive obligation)も含まれる。「義務」自体の解釈とその存在の確認に難しさがある。

測定については、負債の定義を期待将来キャッシュ・アウトフローと捉え、その 直接的な測定(現在価値測定)と、測定に伴う不確実性への対処として「期待値」 の導入が提唱されていることが特徴的であり問題点であることを指摘した。

(6) 12 月例会(12 月 9 日・金)

〈要旨〉

21世紀になっても、私たちは地球規模の莫大なエネルギーの変動に対して、完璧に予測し、適切に対処できるだけの科学技術を持ち合わせてはいない。被害予測と実際の被害の発生状況とが完全に一致することはないのである。その不一致の部分は、常に「想定外」である。東日本大震災にて、この「想定外」の事態を迎えたことは、ニクラス・ルーマンのリスク論で語られる「リスクのパラドクス」と、ウルリッヒ・ベックが指摘した「残余のリスク」が、現実に顕現したものと言える。

本研究は、「想定外」の事態へ地方自治体の対処が必要との観点から、緊急時に おける地方自治体の政策決定の課題、特に現場での判断と決定の重要性と、その政 策決定に付随する責任論について、ルーマンのリスク論から検討を加えたものであ る。

この課題を検討した意義は、「想定外を想定する」というパラドキシカルで現実には困難な政策要請に応答するために、政策決定の変更の必要性を示すことにある。 それは、これまでの地方自治体のリスク管理論が、科学技術的かつ工学的のみに語られていることへの一つの警鐘となるだろう。

(7) 12 月例会(12 月 9 日 • 金)

テーマ 「国税徴収におけるいわゆるぐるぐる回りの事例研究 —— 租税債権 と私債権との優劣の調整を中心に —— 」

報告者 小林 幹雄(商学部教授)

〈要旨〉

国税徴収法は複数の債権が競合する場合に国税債権に一般的優先権を認めつつ,被担保債権との関係においては基本的にその担保権の設定・成立の時と国税の法定納期限等の先後により優劣を付するという基準を置いているところである。また、このような関係は地方税債権や公課と私債権との間においても同様である。次に、同じ租税債権である国税と地方税とでは一般的優劣の差はなく、差押先着手主義等の個別の状況に応じた優劣の基準がある。

このように複数の債権が競合する場合の優劣に関する基準が多元的であるため、 3以上の債権が競合する場合に、いわゆるぐるぐる回り(3すくみ状態になること)が生ずることになる。このような場合の調整につき現行国税徴収法は同法 26条の規定のほか若干の調整規定を置いているが、現実に生じうる多様な事態に対し必ず しも十分に対応できていないところ、実務は判例又は国税長官の発する通達に依拠 しているところである。本稿はこのような実務上の取扱いのもつ問題点及びその解 決策につき租税の確保と私的取引の安全(予測可能性の確保)との調和という基本 的な観点から理論的かつ実務的な検討を行ったものである。

(8) 1月例会(1月27日・金)

テーマ 「サービス産業の付加価値性の分析」

報告者 武上幸之助(商学部教授)

宮地 朋果(商学部准教授)

〈要旨〉

GDP 成長に寄与するサービス産業の付加価値生産性の問題は、最近になって米国を中心に議論が開始されてきた。経済のソフト化の進展により、基幹製造ハード部門の成長率に加えてサービス・ソフト部門の生産性がクローズアップされ、特に高度成熟市場段階では、このサービス付加価値生産性が、注目されてきている。本論では米国でのサービス定義の発展から、日本のサービス付加価値分析研究に焦点を当てて論述した。尚、経済のソフト化を巡る議論については、共同研究を構成して研究を開始しているが、本論の部分では、これまでのサービス付加価値の定義、成長傾向分析、また次世代リーダーシップ産業としての主導的意義についても論及した。今後は各論の部分で研究がなされる運びである。

(9) 1月例会(1月27日・金)

テーマ 「システム思考1|

報告者 藤森 保明(商学部准教授)

〈要 旨〉

- (1) システム思考とは
- (2) システムの 4 層構造 (氷山モデル)
 - ① 出来事(現象や事象)
 - ② パターン (時系列グラフ)
 - ③ 構造 (ループ図)
 - ④ 意識或いはメンタル・モデル (意識的か無意識的か)
- (3) システム原型
 - ① 「成長の限界 | 原型
 - ② 「強者はますます強く」原型
 - ③ 「うまくいかない解決策」原型

④ 「エスカレート」原型

以上のようなことについて報告させていただいた。

(10) 3月例会(3月28日・金)

テーマ 「日本の株式市場の効率性分析」

報告者 中村 竜哉(商学部教授)

〈要 旨〉

本研究の目的は、日本の株式市場に関して定説を検証することにある。

第1に,「日経平均株価はNYダウ平均やナスダック総合指数に連動する」という定説が本当であるかを検証した。当日の日経平均株価とTOPIXは前日のNYダウ平均やナスダック指数(終値)と強く正の関係で連動していることがわかった。

第2に、「日経平均株価は円/ドル・レート、円/ユーロ・レートに連動する」という定説が本当であるかを検証した。この結果、日経平均株価と TOPIX はどちらのレートにも正の関係で連動するが、特に円/ユーロ(終値)に強く連動していることがわかった。

第3に、時系列データの自己相関、偏自己相関を計算することで、「日本の株式市場は効率的である」という定説を検証した。この結果、2012年1月4日から2012年3月19日までの期間に限定すると、日本の株式市場は効率的であるという結果を得た。

『拓殖大学 経営経理研究』投稿規則

1. 発行目的

『拓殖大学 経営経理研究』(以下,「本紀要」という)は、研究成果の発表を含む多様な学術情報の場を提供し、研究活動の促進に供することを発行の目的とする。

2. 発行回数

本紀要は、原則として年3回発行する。各回の発行について、以下の原稿提出 締切日を設ける。

第1回 6月末日締切 -10月発行

第2回 9月末日締切 -12月発行

第3回 12月末日締切 -3月発行

紀要冊子としての発行のほか, 拓殖大学経営経理研究所(以下,「当研究所」 という)のホームページにもその内容を掲載する。

3. 投稿資格

投稿者(共著の場合、執筆者のうち少なくとも1名)は、原則として研究所の研究員でなければならない。ただし、経営経理研究所編集委員会(以下、「編集委員会」という)が認める場合には、研究員以外も投稿することができる。

4. 著作権

掲載された記事の著作権は、 当研究所に帰属する。

当研究所が必要と認める場合には、執筆者の許可なく、掲載記事の転載や引用 を許可する。

5. 投稿様式

(1) 投稿区分の指定

投稿原稿は、①論文、②研究ノート、③資料、④調査報告、⑤書評、⑥文献紹介、⑦学会展望、⑧抄録、⑨その他、のいずれかに区分される。

投稿原稿の区分については、別に定める『拓殖大学 経営経理研究』執筆要領付記にしたがって、投稿者が指定する。ただし記事掲載にあたっては、編集委員会が投稿者と協議の上、区分の変更を行うことができる。

(2) 研究所助成研究の原稿に関わる投稿区分

当研究所から研究助成を受けた研究に係わる原稿は、原則として論文とする。

(3) 字数の制限

投稿原稿は、A4縦版、横書きで作成し、原則として下記の字数を上限とする。図表についても挿入部分に対応した文字数で換算し、制限に含める。日本

語以外の言語による原稿についても, これに準ずる。

Ι	①論文 ②研究ノート	24,000 字
П	③資料 ④調査報告	20,000 字
Ш	その他の区分	6,000字

ただし編集委員会が許可した場合に限り、同一タイトルの原稿を複数回に分割して投稿することができる。その場合、最初の稿で投稿記事の全体像と分割回数を明示しなければならない。

(4) 執筆要領

執筆に際しては、執筆要領にしたがうものとする。

(5) 投稿原稿の取扱

投稿原稿の受理日は、完成原稿が編集委員会に到着した日とする。

投稿原稿原本は編集委員会に提出された原稿とし、その写しを投稿者が保管 する。

6. 掲載の可否, 区分の変更, 再提出

- (1) 投稿原稿の採否は、編集委員会が指名する査読者の査読結果に基づいて決定する。
- (2) 投稿した原稿を、編集委員会の許可なしに変更してはならない。
- (3) 編集委員会は、投稿者に訂正や部分的な書き直しを求めることができる。
- (4) 編集委員会において本紀要に掲載しないことを決定した場合には、拓殖大学 経営経理研究所長名の文書でその旨を執筆者に通達する。
- (5) 他の刊行物に既に発表された、もしくは投稿中である記事は、本紀要に投稿 することができない。

7. 校 正

掲載が認められた投稿原稿の校正については、投稿者が初校および再校を行い、 編集委員会と所長が三校を行う。

校正は、最小限の字句に限り、版組後の書き換え、追補は認めない。

校正は、所長の指示に従い迅速に行う。

投稿者による校正が決められた期日までに行われない場合、紀要掲載の許可を 取り消すことがある。

8. 原稿料, 別刷

投稿者には、一切の原稿料を支払わない。

投稿者には、掲載記事の別刷を50部まで無料で贈呈する。50部を超えて希望する場合は、超過分について有料とする。

9. 発行後の正誤訂正

印刷上の誤りについては、著者の申し出があった場合、これを掲載する。印刷 の誤り以外の訂正や追加は、原則として取り扱わない。

ただし著者の申し出があり、編集委員会がそれを適当と認めた場合には、この 限りでない。

10. その他

本投稿規則に規定されていない事柄については、そのつど編集委員会で決定することとする。

11. 改 廃

この規則の改廃は,経営経理研究所編集委員会の議に基づき,所長が決定する。 附 則

本規程は、平成21年7月31日から施行する。

『拓殖大学 経営経理研究』執筆要領

1. 使用言語

使用言語は、原則として日本語又は英語とする。

これら以外の言語で執筆を希望する場合には、事前に経営経理研究所編集委員会(以下、「編集委員会」という)に申し出て、その承諾を得るものとする。

2. 様 式

- (1) 投稿原稿は、原則としてワープロ・ソフトで作成したものに限定する。
- (2) 原稿作成にあたっては、A4用紙を使用し、日本語原稿は横書きで1行33 文字×27行, 英文原稿はスペースを含め1行に半角66文字, ダブルスペース で作成すること。
- (3) 数字はアラビア数字を用いること。
- (4) 上記以外の様式で投稿する場合には、編集委員会と協議する。

3. 表 紙

投稿原稿の提出に際しては、「『拓殖大学 経営経理研究』投稿原稿表紙」に必要事項を記入し、ホームページでの公表を認める捺印を行った上で提出すること。

4. 要旨・キーワード

投稿論文には、前項の様式で1ページ程度の要旨を作成し、添付すること。日本語以外の言語による投稿論文には、使用言語による要旨とは別に、要旨の日本語訳が必要である。

記事内容を表す10項目以内の日本語のキーワードを作成し、添付すること。

5. 図・表・数式の表示

- (1) 図・表の使用は必要最小限にとどめ、それぞれに通し番号と図・表名を付け、本文中の挿入位置を指定する。図表についても挿入部分に対応した文字数で換算し、制限に含める。
- (2) 図・表は、そのまま印刷できる形式で作成すること。
- (3) 数式は、専用ソフトを用いて正確に表現すること。
- 6. 注•引用•参考文献
- (1) 注は、必要箇所に通し番号をつけることで、記載があることを示すこと。通 し番号は、肩アラビア数字、片パーレンの形式による。注記内容は、文末に一 括して記載するものとする。また、参考文献の表記についても同様とする。
- (2) 英文の場合は、The Chicago Manual of Style を準用する。

7. 最終原稿の提出

投稿者は、編集委員会による審査後、編集委員会により指示された修正・加筆

などが済み次第、最終論文等を出力用紙及び電子媒体(Eメール、CD等)にて提出すること。その際、ワープロ専用機の場合は使用機種、コンピュータの場合は使用機種と使用ソフト名、バージョンを明記すること。

なお、手元には、必ずオリジナルの投稿論文等データを保管しておくこと。

8. 改 廃

この要領の改廃は,経営経理研究所編集委員会の議に基づき,経営経理研究所 長が決定する。

附 則

本要領は、平成21年7月31日から施行する。

執筆者紹介(目次順)

小 林 幹 雄 商学部教授(租税法,行政法)

三代川 正 秀 商学部教授(会計学,会計史)

周 志 剛 経営経理研究所客員研究員

武 上 幸之助 商学部教授(貿易政策・貿易理論)

中 村 陽 一 商学部講師 (環境経営学,植物生態)

金 山 茂 雄 商学部教授(経営情報論,経営産業論)

編集委員 芦田 誠 今村 哲 金山茂雄 小原 博 鈴木昭一 潜道文子 武上幸之助

拓殖大学 経営経理研究 第 95 号 ISSN 1349-0281

2012 (平成24) 年 10 月 25 日 印刷 2012 (平成24) 年 10 月 31 日 発行

編 集 拓殖大学経営経理研究所編集委員会 発行者 拓殖大学経営経理研究所長 芦田 誠

発行所 拓殖大学経営経理研究所

〒 112-8585 東京都文京区小日向3丁目4番14号 Tel. 03-3947-7595 Fax. 03-3947-2397 (研究支援課)

印刷所 株式会社 外為印刷

TAKUSHOKU UNIVERSITY

THE RESEARCHES IN MANAGEMENT AND ACCOUNTING

No. 95 October 2012

CONTENTS

A	rti	C	es

A Case Study of so called "Gurugurumawari" (circle) of Preferential Tights of Tax Claim and Private Claim	kio (1)
Issues on Accounting Standard for Smaller EntitiesMIYOKAWA Masah	ide (35)
The Feature and Analysis of "Internal Control" on Chinese Government-owned EnterpriseZHOU Zhiga	ing (57)
Japanese Trade Policy focusing on Energy Resources (7)TAKEGAMI Konosu	ıke (77)
Global Management and the Sustainable Use of Plant Resource The Implications of the Nagoya Protocol for JapanNAKAMURA Yoi	
Study Note	
What was Accounting?·····MIYOKAWA Masah	ide (131)
The Rich World and New TechnologyKANAYAMA Ship	geo (145)

Edited and Published by

THE BUSINESS RESEARCH INSTITUTE TAKUSHOKU UNIVERSITY

Kohinata, Bunkyo-ku, Tokyo, Japan